

會協學地京東

No.

櫻太地誌



915(527)
5)
K-2

1960 3. 10

338

915

東京地學協會

No.



# 樺太地誌

東京地學協會編纂

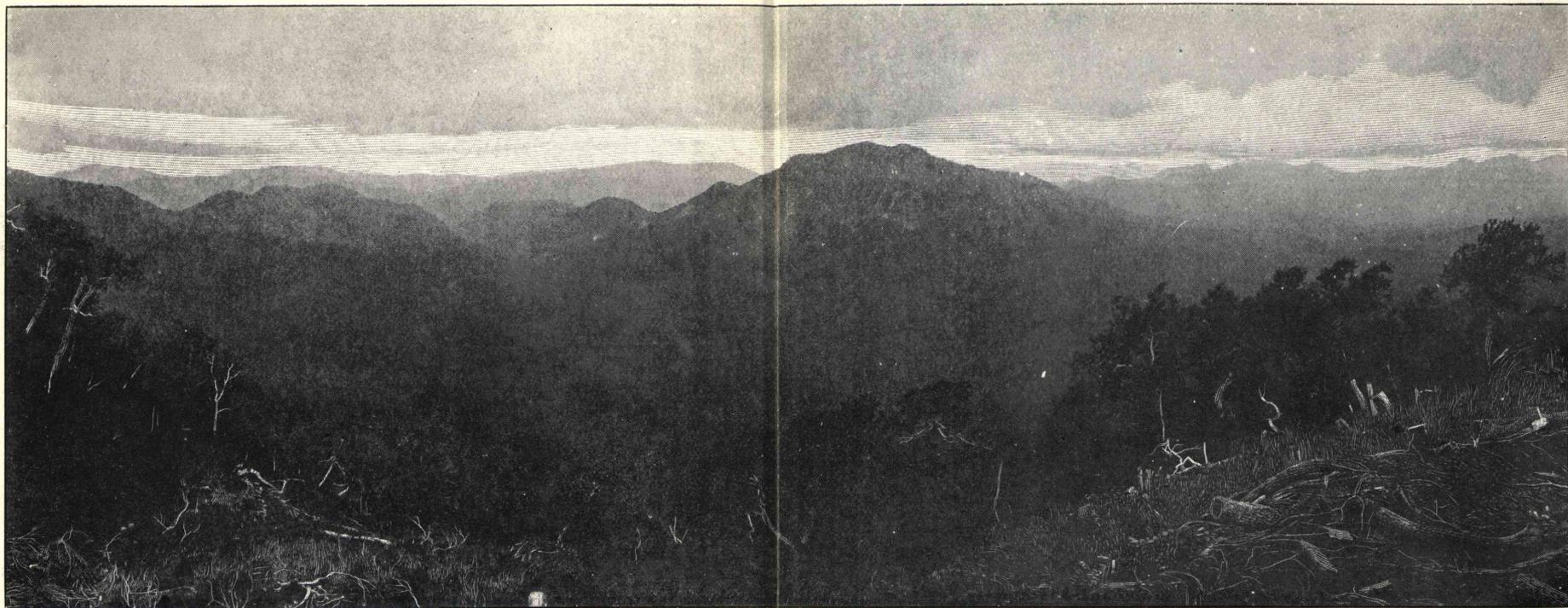
大日本圖書株式會社

發兌

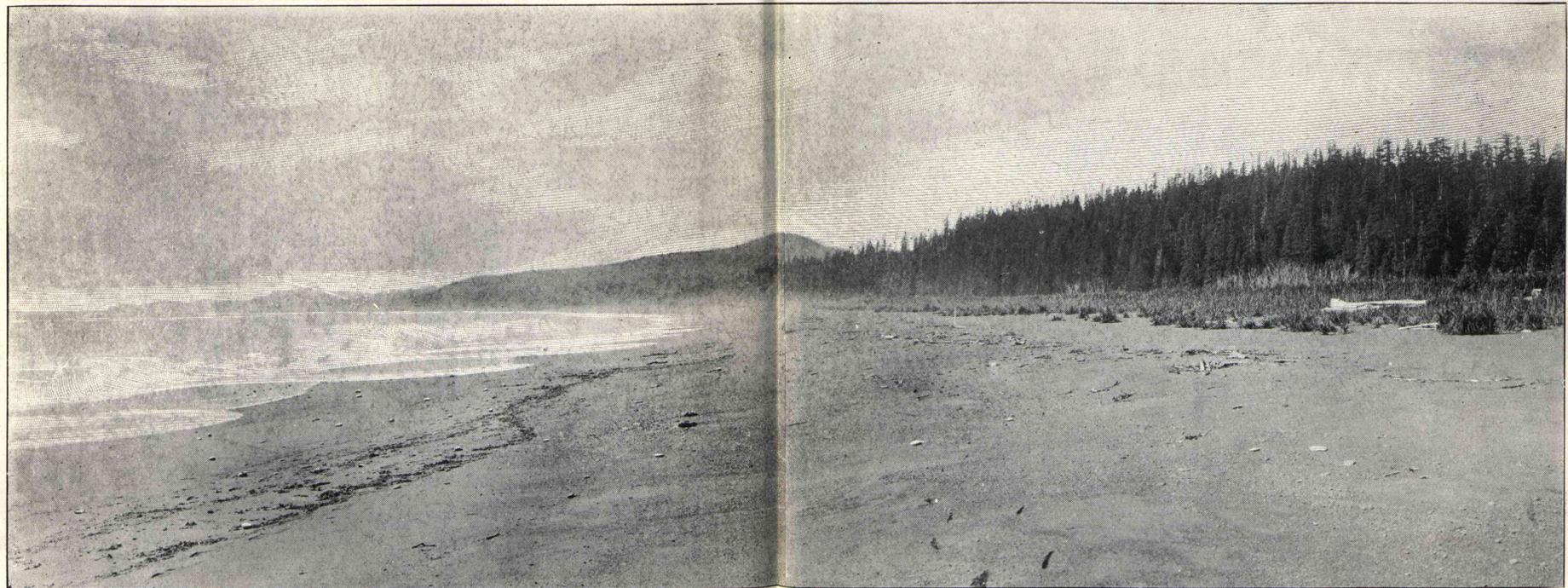
發

TOKYO GEOGRAPHICAL SOCIETY  
FOUNDED APRIL 1879

東京地學協會  
明治二十一年四月



國境の逢見山より西方を望む  
 一以て削磨臺地  
 状をなせる西部山地地勢の  
 しをなせる西部山地地勢の



東海岸附近より南方海濱を望む  
 一以て平沙  
 状をなせる海岸の南方海濱を  
 まで森林の鬱蒼たる有様を窺ふべし

## 緒言

樺太島の地たる北陬に偏在して人跡至らざる處多く且つ統治日尙ほ淺くして諸般の調査未だ全からず、隨て從來同島に關する圖書の出版せられたるもの甚だ尠く、世人の同島に對する知識亦乏しと謂つべし。

顧ふに本會は嘗て同島の地理及び沿革を研究して之を發表し、又探檢家の事績を調査して之が贈位を請ひ、昨明治四十年に至りては學術施行を試みて、以て其の研究紹介に努むる所ありたり、今や同島の地誌を編纂して之を世に公にするは、正に本會の責務たるべきを信ず。

本書は小林房太郎氏之を編纂し、理學士脇水鐵五郎氏之を監修

せられたり、而して殊に地文地理に就ては理學博士横山又次郎氏、理學博士神保小虎氏、人文地理に就ては理學博士坪井正五郎氏、文學博士白鳥庫吉氏、理學士小川琢治氏、各其の專攻の事項に對して周到なる校訂の勞を取られ、以て之を大成するを得たり、今や稿成り梓に上すに當りて一言本書の由來を叙べ、併せて前記の諸氏に對し聊感謝の意を表せんとす。

明治四十一年六月

東京地學協會會長 子爵榎 本 武 揚

## 凡例

- 一 本書は樺太地理の概要を記述せるものにして、其の順序は一般地理書の例に倣ひ、地文誌人文誌及び地方誌に區別し、尙最後に外交關係上日露條約文及び境界劃定事業の顛末を附加せり。地方誌の部に於ける記事の簡なるは、人文發達の不充分なる本島に在りては亦已を得ざるに出づ。
- 一 本島の歴史に就ては、本會に於て別に公けにすべき地學雜誌樺太紀念號によりて發表すべければ、本書に於ては特に之を略記せり。
- 一 本書は、主として普通教育上の参考たらしめんが爲に編纂せしも、本島の富源たる水産鑛産林産等に關しては、特に詳記せしを以て、實業家も亦之によりて資する所あるべし。
- 一 本書の挿圖寫眞等に就ては、大島陸軍少將 石田理學士 樺太廳及び昨明治四十年夏季本會の催ほせし樺太巡檢旅行に、予等と同行せられたる森本修 森一兵兩氏に負ふ所尠からず、特に記して謝意を表す。

一 本書編纂上参考せし諸書類の重なるもの左の如し。

樺太鑛産調査概報 樺太民政署

樺太水産報告 同

海豹島出張員復命書 同

樺太植物調査概報 同

南部樺太森林調査書 同

南部樺太殖民地選定調査書 同

南部樺太農事概況調査書 同

樺太要覽 同

大日本通商史書類 大藏省

樺太概覽 外務省

邊要分界圖考 近藤重藏

續蝦夷草紙 同

蝦夷草紙 最上徳内

蝦夷草紙續篇

北夷考證

中村小市郎遺書及地圖

村垣淡路守其他一行報告類

松浦武四郎報告及紀行書類

間宮林藏報告及紀行書類

地學雜誌

人類學雜誌

史學雜誌

歷史地理

東京地學協會所藏圖書

以上

同

本多利明

編者識

# 樺太地誌目次

## 第一編 地文誌

### 第一章 位置及廣袤

一頁

### 第二章 地勢

三頁

#### 第一 西部山地帶

四頁

#### 第二 東部山地帶

五頁

#### 第三 中央凹地帶

七頁

### 第三章 地質

九頁

#### 第一 西部山地帶水成岩

一二頁

#### 第二 東部山地帶水成岩

一五頁

#### 第三 火成岩

一九頁

### 第四章 水系

二一頁

#### 第一 河流

二一頁

	第二	湖沼	二四頁
	第五章	沿海	二五頁
	第一	西海岸	二六頁
	第二	アニワ灣内	二九頁
	第三	東海岸	三二頁
	第六章	海流及海温	三五頁
	第一	暖流及温度	三六頁
	第二	寒流及其温度	四一頁
	第三	海水	四三頁
	第七章	氣候	四七頁
	第一	气温	四八頁
	第二	氣壓及風向	五一頁
	第三	氣中水分	五四頁
(一)		濕度	五四頁

	(二)	降水量	五五頁
	(三)	降水日數	五五頁
	(四)	霜雪	五六頁
	(五)	濃霧	五八頁
第八章		天產物	五九頁
第一		動物	五九頁
第二		植物	六一頁
第三		礦物	七二頁
	(一)	石炭	七二頁
	(二)	砂金	八七頁
	(三)	石材	八八頁
第二編		人文誌	九〇頁
第一章		探檢	九〇頁
第二章		地圖の發達	九三頁

第三章 統治……………九五頁

第一 舊日本領時代……………九五頁

第二 露領時代……………一〇二頁

第三 日本の再統治……………一〇四頁

第四章 住民……………一〇五頁

第一 本邦人……………一〇六頁

第二 異種族……………一〇七頁

(一) アイヌ族……………一〇八頁

(二) グリヤーク族……………一一九頁

(三) オロッコ族……………一二三頁

第三 教育宗教……………一二九頁

第五章 生業……………一三〇頁

第一 水産業……………一三〇頁

第二 鑛業……………一三八頁

第三 林業……………一三九頁

第四 農業……………一四三頁

第五 牧畜業……………一四六頁

第六章 交通……………一四八頁

第一 鐵道……………一四九頁

第二 道路……………一四九頁

第三 電信電話……………一五一頁

第四 郵便……………一五一頁

第五 水運……………一五二頁

第三編 地方誌……………一五三頁

第一章 大泊支廳管内……………一五三頁

第二章 豊原支廳管内……………一五九頁

第三章 眞岡支廳管内……………一六五頁

第四編 附錄條約及境界劃定……………一六九頁

第一章	樺太千島交換條約	一六九頁
第二章	日露平和條約	一七八頁
第三章	樺太境界劃定	一九〇頁

# 樺太地誌挿版目錄

口繪	上	國境線上逢見山より西方を望む	對四頁
同	下	東海岸國境より南方を望む	對三四頁
第一版		樺太島地質概察圖附樺太島地質構造	對全部
		略圖	對全部
第二版		樺太古圖(元錄十三年圖)	對九二頁
第三版		林子平三國通覽圖說蝦夷國全圖	對九二頁
第四版		中村小市郎探檢圖	對九三頁
第五版		間宮林藏第一回探檢圖	對九四頁
第六版	同	第二回探檢圖	對九四頁
第七版		ポロナイ川水路圖	對二二頁

第八版	樺太島海流分布圖……………	對三六頁
第九版	樺太島鯡鱒分布圖……………	對一三〇頁
第十版	樺太島行政區劃圖……………	對一〇四頁
第十一版	樺太島國境線附近地形圖……………	對一九〇頁
第十二版	國境第四天測點より西海岸に至る國境線開堀の溝……………	對二〇〇頁
第十三版	境界標石 其一……………	對二〇四頁
第十四版	同 其二……………	對二〇四頁
第十五版	ポロナイ河流木爆破後の水路……………	對二一六頁

# 樺太地誌挿圖目錄

一	樺太島地質構造略圖	二頁
二	第三紀段丘の遠望	三頁
二	幌内河畔のツンドラ	八頁
三	海馬島の柱狀節理	二〇頁
四	シレントコ岬の遠望	三一頁
五	コルサコフ港の結氷	四三頁
六	東中央凹地帯農村の深雪	五七頁
七	海豹島の膾膈獸群	六〇頁
八	ホムトフカの落葉松林	六三頁
九	ナイブチ第一炭田地質圖	七三頁

一〇	ナイブチ第一炭田炭層圖	七四頁
一一	ナヤシ・セルトナイ炭田地質圖	九八頁
一二	村垣淡路守出張當時クシユンコタン の全景	九九頁
一三	戦利艦ノーウィック(鈴谷)の引揚	一〇三頁
一四	アイヌ人と鱒の日乾	一〇九頁
一五	アイヌ婦人及其孫女	一一〇頁
一六	アイヌの露式家屋	一一二頁
一七	ギリヤーク人	一一九頁
一八	ギリヤーク人家屋の骨組	一二〇頁
一九	結氷せる幌内河上の馴鹿橇	一二一頁
二〇	オロッコ人	一二四頁

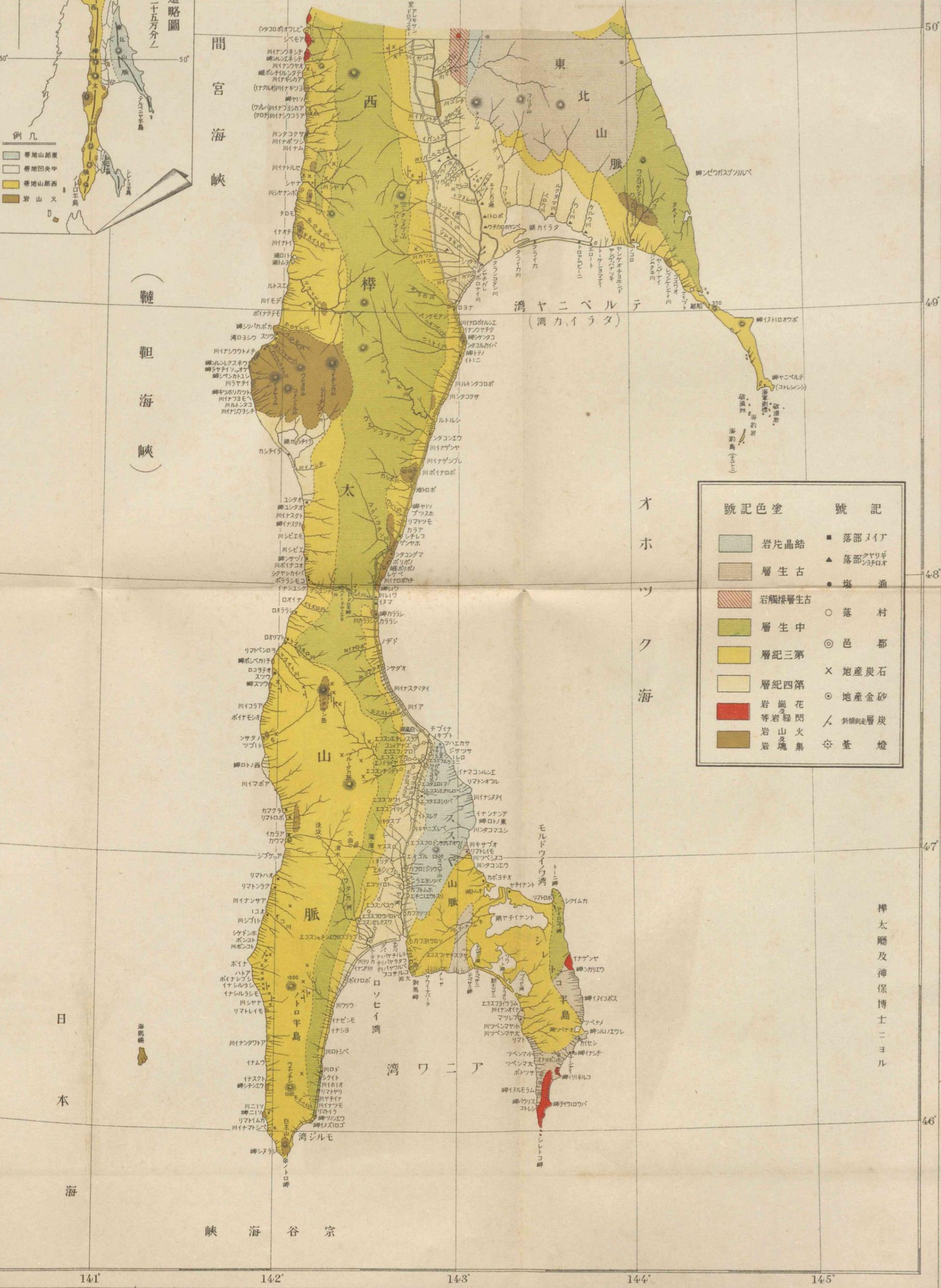
一一一	オロッコ人家屋の骨組……………	一一五頁
一二二	オロッコ人と獨木舟……………	一二六頁
一二三	オロッコ人の搖籃……………	一二八頁
一二四	樺太大泊尋常高等小學校……………	一二九頁
一二五	ピレオ漁場……………	一三一頁
一二六	鯨製造場……………	一三四頁
一二七	鱒の鹽藏……………	一三八頁
一二八	貝塚農村の放牧……………	一四五頁
一二九	輕便鐵道……………	一四九頁
一三〇	南中央凹地帶幹線道路……………	一五〇頁
一三一	大泊市街……………	一五四頁
一三二	コルサコフ市街……………	一五五頁

三三	大泊港	一五六頁
三四	海豹島	一五八頁
三五	海豹島のロツベン鴨	一五九頁
三六	ウラジミロツカ舊市街	一六一頁
三七	ガルキノウラスユエの露國式市街	一六二頁
三八	ナイブチ河口	一六三頁
三九	ナヨロ	一六三頁
四〇	ポロナイ河口	一六四頁
四一	クシュンナイ	一六六頁
四二	マウカ	一六六頁
四三	海馬島 其一	一六七頁
四四	海馬島 其二	一六八頁

四五 林空……………一九二頁

# 樺太地質概察圖

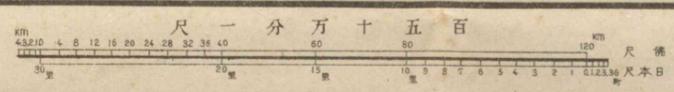
樺太嶋地質構造略圖  
縮尺約千二百一十五分の一



- 例凡
- 帯地山部東
  - 帯地山部中
  - 帯地山部西
  - 岩山火

號記色塗	號記
	■ 落部ヌイア
	▲ 落部クヤリギ
	● 塩 漁
	○ 落 村
	◎ 邑 都
	× 地産炭石
	◎ 地産金沙
	／ 斜傾向地層炭
	⊙ 臺 燈

樺太廳及神保博士ニヨル



# 樺太地誌

## 第一編 地文誌

### 第一章 位置及廣袤

樺太島の四極

本島は地質構造上北日本の北部を占め、オホーツク海の西邊に位する大島にして。西方一葦水の間宮マミヤ海峽を隔てて露領沿海州に對し（最短距離）南は宗谷海峽を挟みて北海道本島の宗谷岬と相對し、其間三十哩に過ぎず。島の西端は東經百四十度二十八分なるラフ岬に始まり、東端は東經百四十四度四十分なる北知床岬（キタシベトコ）（シンノシレトコ岬一名テルペニア岬）に終り、北は北緯五十四度二十分なるエリザベス岬より起り、南方北緯四十五度五十四分なる西能登呂岬（ニシノト）（ノトロ岬一名クリリオン岬又は近藤岬）に達す。

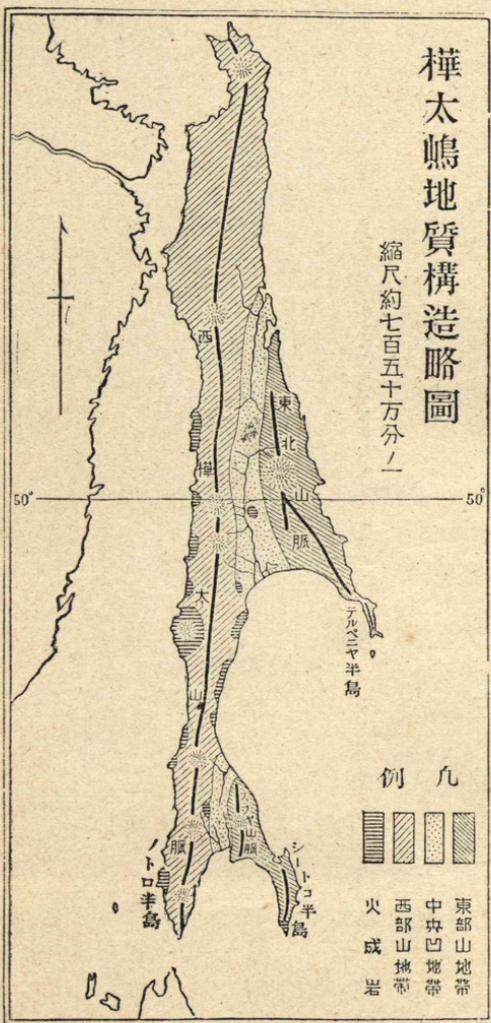
東西の幅員最も廣きは幌内（ポロナイ）河口附近の地帯にして其幅四十里に

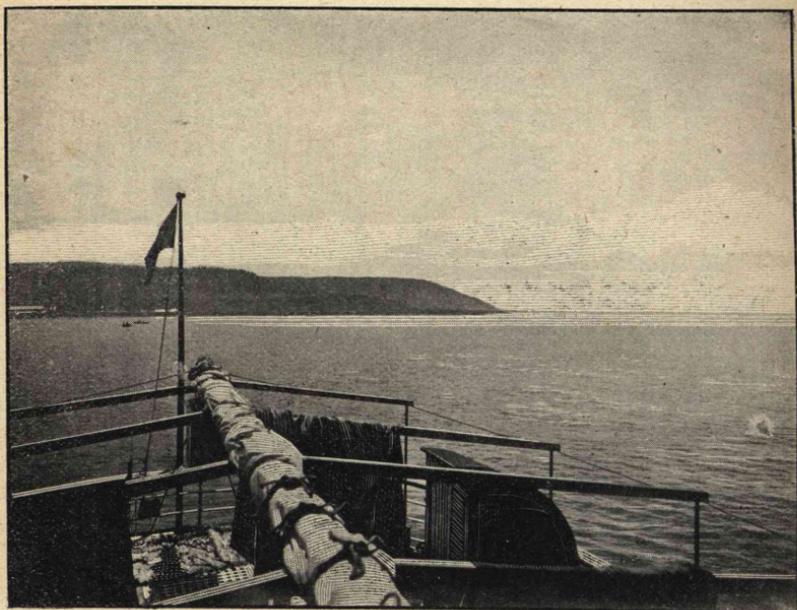
面積

達すべく、最も狭きは久春内(クシユンナイ)の地峽部にして七里に過ぎず。之れに反して南北の全長は二百六十里に及ぶ。就中我が領土は長さ百二十里にして其廣袤二千三百四十餘方里を有す。此の如く地形狭長にして、其の形鯁に類し、北海道と共に北部アジアの防波堤たる天職を全ふせんとするもの如し。

### 樺太嶋地質構造略圖

縮尺約七百五十万分の一





第三紀段丘の遠望

## 第二章 地勢

沿岸は段丘海岸にせまり、極めて單調にして出入少く、只溪流之を横斷して直角に交はり、一丘一溪相連續し、内地に平頂なる山脈の斷續せるを見る。地勢上より全島を通覽すれば、自ら三地帯に區劃するを得べし、曰はく西部山地帯 東部山地帯 中央凹地帯これなり。

西部山地帯 本島の極北エリサベス岬より南端西能登呂ノトロ岬に至るまで、本島を南北に貫

## 東部山地帯

通してその脊梁をなし、本島面積の過半を占む。

東部山地帯。北方ツイミ河口附近より起り、北知床(シンノシレトコ)岬に至りて海に没し、以南岩礁出没して終に海豹島となり、暫らく其跡を斷ち、更に南方柏濱(カシラハマ)ドブキ(附近に起り、南走してシレトコ岬に終る。本地帯の中央斷絶して多來加灣(タライカ)テルペニア灣)をなせるが爲め、本島の中央をして著しく緊縮せしむ。

## 中央凹地帯

中央凹地帯。東西兩山地帯の中間に介在する低地にして、ツイミ川 幌内(ボロナイ)川 内淵(ナイブチ)川 タコイ川 鈴谷(ススヤ)川等の流域に於ける本島主要の平原を構成せり。

以上三地帯は、本島地形の命ずる所に従ひ何れも南北に並行す。

## 第一 西部山地帯

## 西樺太山地帯

本島中西方に偏在して幾多の連亘せる山岳あり、高度他に優りて本島の脊梁を爲す、これ即ち西樺太(ニシカフ)山脈にして、概ね南北に延び其各頂點殆ど大差なく

幾條の深谷之を噛みて東西に走れるを以て斷續常なく、五十度以南に於ては北緯四十九度三十分附近に於て、屹然として最高峰アンバーマイト峰（ニングツヌプリ）となり、海拔四千餘尺に達し、遠く中央凹地帯より遠望するを得べし。緯度四十八度以南に至るや漸く高度を減じ、久春内（クシユンナイ）眞縫（マヌイ）の地峽部に至り最も低く、更に再び高度を増し、ノダサン岳野田寒岳一名スバンベルグ）留多加（ルータカ）岳イチャラ山等の火山性の高峰との間に峙つあり。本山脈は南方ノトロ半島に於ては殆ど中央に介在して其の脊梁をなし、更に北上して鈴谷（ススヤ）山脈と並行せるに至るや、其の主脈西偏するを以て、東側には内淵（ナイブチ）留多加（ルータカ）の二大川あるも、西方斜面に至りては殆んど水流の見るに足るべきものなし。

## 第二 東部山地帯

本帯は多來加（タライカ）一名テルペニヤ灣頭より柏濱（カシワハマ）一名ドブキ（ドブキ）に至る間、陥没して海洋をなせるを以て、南北兩地帯に區分せらる。北地

帯は奇峰重疊せる東北山脈となり、五十度線附近に至りて幅最も廣く、海拔二千尺に達するチアラ山となり、南西は多來加(タライカ)湖北に於て斷絶し、南東シンノシレトコ(一名テルペニア)半島となり、船越(フナゴシ)に至りて高度最も低く、且地形甚だ狭く其幄半里に過ぎず、且其の間に湖沼を挟む。船越以南は再び一條の低丘を起し尖端分れて兩岬となり海に没し、其脈波上に隱見して海豹島(クニイ)に達す。

ス、ヤ山脈

シレトコ半島

南帯には海拔二千五百尺の鈴谷(ススヤ)山を擁する鈴谷(ススヤ)山脈を脊梁となし、南方クシュンコタン(コルサコフ)高原となり、南東は富内(トンナイチャ)池邊讚(チペサニ)等の湖沼を堪へたるムラヴィヨフスク低地に至り、更らにシレトコ半島を屈起しトリーノアニワ山脈となり、海拔千五百尺に達し、尖端中知床(トコ)(シレトコ)岬に至る。

本山脈は分水嶺東海岸に偏在し、山岳海に迫りて峭壁をなし、怒濤岸を嚙み殆んど平地を見ず。故に此の地帯に於るオホーツク海斜面の諸川は、皆河身短小にして急流なるも、西方斜面の河流は、之に反し丘陵性の山地を過ぎて、平

原に連なるを以て、河流の數多く且大に發達せり。

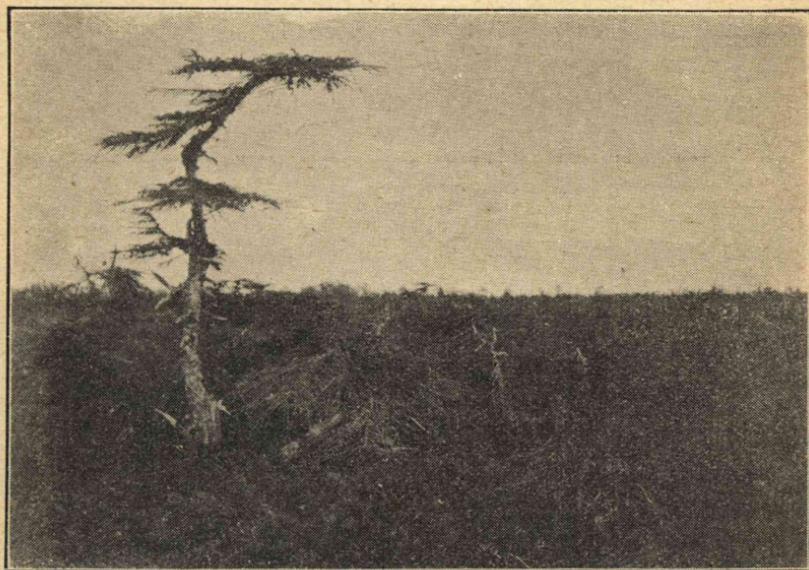
### 第三 中央凹地帯

北中央凹地帯

ツンドラ

北方國境より南方亞庭<sup>アニワ</sup>一名東伏見灣に達し其中間一缺處を生ず。即ち東部山地帯の多來加<sup>タライカ</sup>（テルペニヤ灣に於て中絶するや幌内<sup>ホロナイ</sup>（ボロイナ）河口附近より南方アイ川附近迄、海面以下に没せるため、東部山地帯に於けるが如く分れて南北の二部となる。北中央凹地帯はツイミ及幌内<sup>ホロナイ</sup>（ボロイナ）兩川の流域にして、其長約七十餘里此中我領土五十度線以南に於る部分は長さ、二十八里幅五里乃至八里餘あり、大部は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地をなす。

**ツンドラ** Tundra は一種の低濕地にして、五六尺乃至十數尺の泥炭上に、主として ミヅゴケ スギゴケ等密生し、モーセンゴケ チシマモーセンゴケ ハナゴケ等を雜へ、踏査困難を極めて恰かも海綿を踏む如く、矮小なる畸形の落葉松點々疎生せる平地にして、地下數尺に達すれば夏季尙凍結せるを見る。水少き所はイソツツジ ガンコーラン等生じ、所々に偃松の匍匐せるあり、又



幌内河の畔のツンドラ

往々落葉松を見る、該樹は其の成長極めて遅く、數十年を経るも其經寸餘に達せず。所々有機物を含める赤褐色の悪水溜まれる所多く、爲めに本地の大動脈たるポロナイ河水をして褐色ならしむ。此地帯の河岸に近き所のみは排水宜しき爲か密林多く、柳ドロ楸松 蝦夷松等叢生し、或段丘の乾燥せる部分にては往々白樺の純林を見る。斯の如く幌内（ポロナイ）平野は寂漠荒茫たる湿地なりと雖も、其地方に住するオロチヨン ギリヤーク人等に對

しては無貳の馴鹿放牧地として最も要用なりとす。

南中央凹地帯はアイ川附近より鈴谷(ススヤ)河口附近に至る約二十五里に亘れる平野にして、此中央凹地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、海岸附近には間々低濕の谷地<sup>ヤチ</sup>あるも、多くは土地肥沃農牧に適す、其最も良好なる部分は露人既に之を開墾し、數多の農村點在す、本凹地帯は之を分ちて左の五平野となすを得。

アイ流域。 内淵(ナイブチ)流域。 タコイ流域。 鈴谷(ススヤ)流域。 留多加(ル  
イタカ)流域

### 第三章 地質

本島の地質は、明治三十八年以來 川崎理學士 片山理學士 神保理學博士等の調査により其大要を知るを得たり。

抑も、本島は地勢の部に於て説明せし如く、東西兩部山地及中央凹地の三帶より成り、各帶特異の地貌を呈するは、地質構造と密接なる關係を有するによ

## 中央凹地帯の成因

る。今各帯の地質を見るに、西部山地帯は、本島を南北に縦貫し白堊紀及び第三紀の兩層より成り、東部山地帯は結晶片岩系及び砂岩粘板岩等より成れる古生層より成り、各岩層は其の走向子午線と併行するもの多く、中央凹地帯は兩山地帯の間にありて、地質構造上本島を南北に貫通せる一大陷沒地帯たるものなり。

## 樺太の山相

斯の如き地質構造は、本島の地勢に著しき影響を與へ、地貌常に子午線に沿ひて延長す。即ち海岸線は單調にして子午線に並行し、岬角は南或は北に突出して南方或は北方に展開する江灣を成す。大河は南流又は北流し、山脈は南北に連互す、而して山脈を構成する岩石は、各地帯各異なり、東部山地帯は奇峰怪嶽聳へ、山頂鋸齒狀をなす所すら是れあり、地貌頗る錯雜せるも、西部山地帯は、概ね緩慢なる傾斜を呈したる平頂の山岳蜿蜒起伏す。火成岩に於ても東部山地帯には、花崗岩の如き深成岩多しと雖も、西部山地帯には安山岩の如き火山岩多く、處としては圓錐形火山の聳立せるを見る。

## 樺太島構成の各岩石

本島中我が領土を構成する岩石は、北海道の夫れに酷似するが如しと雖も

結晶片岩比較的廣き區域を占め、火成岩甚だ少なきを異れりとす、今其岩類を示さん。

水成岩。

結晶片岩類。

絹雲母片岩 石墨片岩 綠泥片岩等

古生界(未だ化石を發見せず)。

硅岩 砂岩 粘板岩 礫岩 石灰岩 輝綠凝灰岩 輝岩

觸接變質岩

雲母板岩 角閃片岩 ホーインフェルス 大理石

中生界。白堊系(アンモン「介」ヘルシオン「イノセラムス」其他多くの化石を

藏す)

泥岩 砂岩 礫岩 泥灰岩

近生界。

第三紀。(貝殻及植物化石甚だ多し)

泥岩 凝灰岩 砂岩 礫岩 集塊質凝灰岩

第四紀。

礫 砂 粘土 泥炭

火成岩。

深成岩。

花崗岩 閃綠岩 玢岩等

火山岩。

安山岩 玄武岩 流紋岩等

第一 西部山地帶水成岩

白堊層の分布

本地帯は、中生代の白堊紀層を骨髓となす。同系は北は國境に近き北緯四十九度附近より南はノトロ岬附近に達し、其の域最も廣しとす。第三紀層は白堊紀層の兩側に並行するも、西側最も分布廣大にして、殆んど西海岸全部に擴がり野田寒ノダサン附近幅最も廣し。而して、本地帯中山勢聳立し南北に

連りて群を抜ける高峰は、主として白堊紀の砂岩及び堅硬なる泥岩より成り、其兩側の臺地及中央に於ける低き連丘は、比較的岩質脆弱なる第三紀層より成り、只同層の海岸に顯はるる所に於ては、斷崖絶壁を爲す所あり。彼の幌内（ポロナイ）平地の西方に聳立せる連嶺は、實に白堊紀層にして、アンバーマイト峰最も高く、ホイ川其北麓を貫流し、シヨッドイ川其南麓より出て、共にここに崇嚴なる深谷を造る、土人恐怖し嘗て之を遡りしことなしと云ふ。

西岸のビレウ<sup>オ</sup>、東岸の眞縫<sup>マヌイ</sup>の邊、亞庭<sup>アニワ</sup>灣の利屋泊<sup>リヤトマリ</sup>附近に於ては、白堊紀層海岸に顯はれ、泥岩中にアンモン介其他介類化石を藏し、海岸に點々散在す。

西岸の地質を見るに、國境附近には火成岩露出し、ビレウ<sup>オ</sup>附近には白堊紀層現はれ、南するに従ひ第三紀層となる。ナヤシ以南は、上部は黑色泥岩の厚層モロチに達し、これより泥岩は稍凝灰質に變じ、更に南するに隨ひて全く凝灰岩となる、泥岩はチオナイ又モイトチナイに於て、夾炭層と認むべき砂岩及泥岩の交層を蔽ふ。而してモイトチナイ以南モテクナイ迄は、以上の如き第

三紀層より成り一帯に低き臺地となり、イトナイ、モイト子ナイ、トーロに於て濕潤なる低地をなし湖沼を湛ゆ。小田洲(オタッス)より久春内(クシュンナイ)に至る間は赤褐色砂岩及泥岩の交層と、厚き凝灰岩との間に薄き夾炭層ありて、硅化木を出だし間々瑪瑙及玉髓を産す。

久春内(クシュンナイ)地頸部以南は、第三紀層特に發達して中生層を覆ひ、凝灰質砂岩、泥岩、礫岩より成り、泥岩、砂岩中には石炭を埋藏し、多くは南北の走向を有す、而して西岸は段丘著しく發達せり。

## 東側の地質

西部山地帯の東側幌内(ポロナイ)平地の西方には、夾炭層より成れる山丘起伏し、南シスカ河畔より北國境に至る間は、炭田に富みて、泥岩、砂岩及び礫岩より成り、白堊紀層を蔽へり。幌内(ポロナイ)河口、内寄(ナイヨロ)間は、一帯に廣き砂地にて内寄(ナイヨロ)より古丹岸(コタンケシ)岬迄は、砂礫粘土及泥岩より成り、内寄(ナイヨロ)部落附近は海岸段丘をなし、上段は砂礫の厚層より成る。古丹岸(コタンケシ)川附近の海岸は、安山岩及其集塊岩の絶壁をなし、其以南は砂礫粘土泥岩の臺地にしてサクコタン以南ホヤングに至る間は、一般に凝灰

岩にして共に第四紀層の砂礫之を蔽ふ。ワール附近以南は第三紀層遠く亞庭(アニワ)灣に至る迄連續し、泥岩・砂岩及凝炭岩より成り、東白浦(シララカ)村落以南は海岸に近く臺地ありて亞炭を夾み、其西部は稍々高さ山地たり。更に其西方に聳ゆる高峰は白堊紀の硬砂岩及泥岩より成り幾多の化石を藏す。要するに、第三紀層の諸地は岩質脆弱にして堅硬なる礫砂乏しく、雨天の日は泥濘脚を没するに至る。

## 第二 東部山地帶水成岩

**北部** 幌内(ポロナイ)河以東三四里の平原を隔て、古生層南北に走り、珪岩・砂岩及粘板岩等より成り、南方多來加(タライカ)湖の北畔三里に没す。同湖の東方遠岸(トケシヨマナイ)よりウエンコタン迄の高原は、粗鬆なる砂岩及軟弱なる粘土質泥岩・貝殼層・亞炭層より成れる第三紀層の平原にして、厚層の泥炭之を蔽ひ、幌内(ポロナイ)河畔に於ける如きツンドラを形成せり。今河岸の斷崖に於ける露領を見るに、水平の層位を有し、偽層を呈し、砂岩及貝殼層ありて斷續

## 野項高原の第三紀層

常なし、此種の地層は本島中所々に見る所にして、他の第三紀層とは岩石、石理等甚だしき差異ありて、最も新らしき地質に屬するが如し、故に之を野項ノコロ高原第三紀層と名づけ、以て他層と區別す。

## 矢向内層

ウエンコタンより内太(ナイプト)に至る一里餘の海岸は、安山岩集塊質凝灰岩、砂岩泥岩より成り、怒濤斷崖を嚙み通行甚だ困難なり、此等の交層は其の岩石他の第三紀層に比し、特に著しき差異を有するを以て、假に之を矢向内(ヤングナイ)層と稱す。矢向内(ヤングナイ)ウエンコタンに於ては、ノコロ第三紀層に、より不整合に被覆せらる。

内太(ナイプト)以南は、一帯に平坦なる高原にして、只東海岸には稍高き山鏈の併立するあるのみ。

## シンノシレトコ半島

シンノシレトコ半島は、ナイプトの南東約三里半に於て、數多の湖水を以て、東北山地と相隔り、僅に鞍状をなせる山峰あり、以南は、峽長なる洲帶を成して、遠く海中に突出し、粗質砂岩より成れる海豹島に對す、中央部の山岳を構成するものは、砂岩泥岩より成れる第三紀層にして、貝殼化石を包藏す。

東北オホーツク海岸一帯は、灣内に比して山岳高く、直ちに海に瀕して絶壁を成せり、然れども其下に一帯の砂濱ありて通行に困難ならず。地質は厚層の砂岩及泥岩より成り、未だ化石を發見せずと雖も、第三紀層よりも寧ろ白堊紀層に類似する所多きを以て、假に之を中生層と看做せり。

シンノシレトコ半島の北頸より、東海岸に沿ひ約九里にしてターオド湖あり、十字形をなし、其の東部はオホーツク海と一條の砂洲を以て界し、海岸に並行する山脈の背後に延長すること約一里、更に其西には狹長なる一條の水路、遠く南西に向ひて山間を縫ひ、約一里にして水流甚だ緩に、屈曲頗る多き河流となる。此河の西岸は稍廣き平原にして西方に展開す、

**南部** 東部山地帯の南半は、鈴谷(ススヤ)山脈・シレトコ半島及び中央部より成る、抑も鈴谷(ススヤ)山脈を構成するものは、多くは結晶片岩系に屬し、綠泥片岩、石墨片岩を主とし、其間に石英片岩、雲母片岩等を挟む。露出區域は、東海岸にてはオブサキ川附近より北方サカエハマ附近に至り、西は中央凹地帯に達し、褶曲屈曲甚だしければ其方向を知るに由なく、只オブサキ附近にては、南北

ススヤ山脈の  
地質

に或は北々東より南々西に向ふと雖も、島古丹(シマコタン)以北に於ては、北西より南東に向ひ若しくは東西に走れり。傾斜も亦一定せず、北東・南東若しくは北方に斜下し、四五十度の角を爲すも、往々にして直立若しくは三十度内外の場合あり。

シレットコ半島の地質

池邊讚チベサニ湖附近及びシレットコ半島は、古生層發育し、珪岩・砂岩・粘板岩・輝綠凝灰岩の互層より成る。これらの岩石は、色澤石理等に種々の區別あり、其間に大理石・石灰岩を挟む。大理石は純白色中漠然たる黒條を存して甚だ美しく、石灰岩は白色又は暗灰赤色を帶ぶ、化石は未だ發見せられず。

本地層は、著しく褶曲し或は斷層に富み、層位錯雜し走向亦一定せずと雖も概ね北西に走り、南西又は北東に傾き、背斜層及向斜層を成せり。

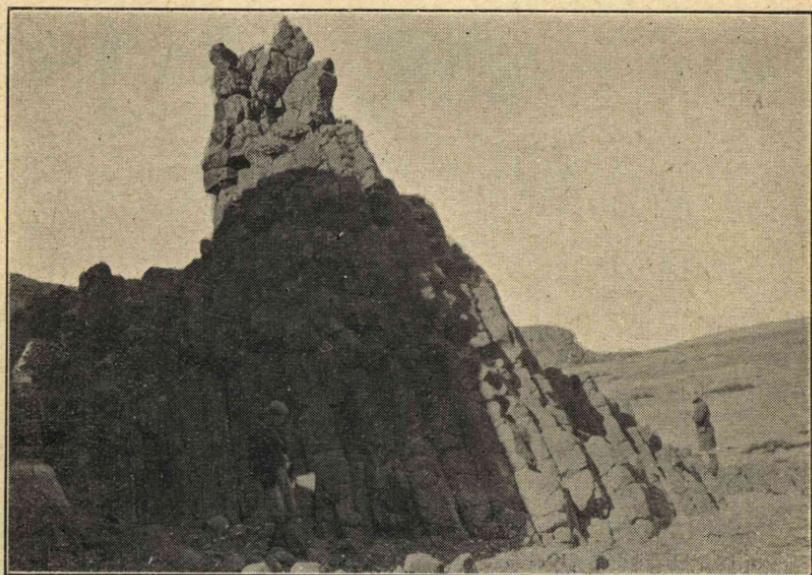
此の累層の花崗岩に接觸する部分は往々變質し、粘板岩はホーンフェルス其他の接觸變質岩となり、石灰岩は結晶質となりて大理石に變じ、種々の接觸鑛物を生ず。

トリーニ岬以南矢向内(ヤングナイ)附近に至る間は、中生層の岩石にして粘板

岩を主とし、間々礫岩を挟む、貝塚(ソロウイヨフカ)より灣内なる中宗谷(ソイヤ)岬に至る一帯は第三紀層より成り、同層は尙ほ北東に延長してオホーツク海に至りて盡き、砂岩凝灰岩泥岩を主とす。エルドウィノワ灣より南方亞庭(アニワ)灣に至る一帯の低地は、シレットコ鈴谷(ススヤ)兩山脈の間に介在し、トンナイチャ其他の湖沼散在し、第三紀層より成れるものの如し。

### 第三 火成岩

西部山地帯の西側には、火成岩の露出多く、殊に西海岸に於ては殆んど到處に之を認むべし。國境附近に於ては、閃綠岩は比較的廣き區域を占め、南下して鵜城(ウシヨロ)灣頭に至れば、釜伏山(カマヱ)ライチシカ、鵜城山(ウシヨロ)古丹山(コタン)等(コタントル)等の圓錐火山簇がり聳え、其裾野は西方に突出し、本島の海岸線をして著しく屈曲せしめ、其の岬角には柱狀或は疎鬆なる鑛滓的熔岩の削壁をなし、怒濤崖を噛み能く南方よりの風波を遮ぎり、本島西海岸唯一の港を擁す、これより以南は富士山然たる海拔三千尺のスパンベルグ山よりリラ山を經



海馬島の(浦出の)柱状節理

て白<sup>ツラ</sup>主<sup>ルン</sup>山に達す。而して本島西岸各地に見る小岬角は、多くは皆安山岩と其の集塊岩とより成る、又海馬島に於ても下部は第三紀層より成るも、其の上に火山岩被覆し山勢屹然として火山島の特相を呈し、沿岸柱状節理等の判然たるを見る。

東部山地帯に於ても、各地に火成岩を認む、特に古丹岸コタンケシ(附近及ウエンコタン以南ワール)に至る一帯の海岸には、安山岩より成れる牆壁的山峰連りて樺太海岸の最險所をなす。又中知床<sup>ナカンレトコ</sup>

(シレトコ)岬は花崗岩の斷崖海岸より崛起して北方に延長し、險峻にして人の踏破を許さず。要するに、本島には本州の中央火山脈北進して北海道を貫ぬき、利尻(リーシリ)島を経て本島の形狀に従ひ南北に奔れるものなるも、現今火山活動を呈するものなし。

## 第四章 水系

### 第一 河流

本島は地勢の然らしむる處により三個の分水區域に分たる、オホーツク斜面、亞庭(アニワ)灣斜面、間宮海峽斜面これなり。西樺太山脈の西方に偏在するを以て、西流する河川は甚だ少く、只北名好(ナヤシ)・エストル 來知志加(ライチシカ)あるに過ぎざれども、オホーツク斜面にはツイミ 幌内(ポロナイ)・新間(ニートイ) 知取(シルトル) 馬群古丹(マグンコタン) 内淵(ナイブチ)等數多の諸川あり。亞庭(アニワ)灣斜面は區域狭少なれば留多加(ルータカ) 鈴谷(ス

スヤ其他一二の小河あのみ。就中本島五十度線以南の地にては、幌内(ポロナイ)内淵(ナイブチ)留多加(ルータカ)等を主なる河流とす。

## ポロナイ川

幌内(ポロナイ)川 アイヌ語大河の義にて、源を北緯五十一度附近の露領に

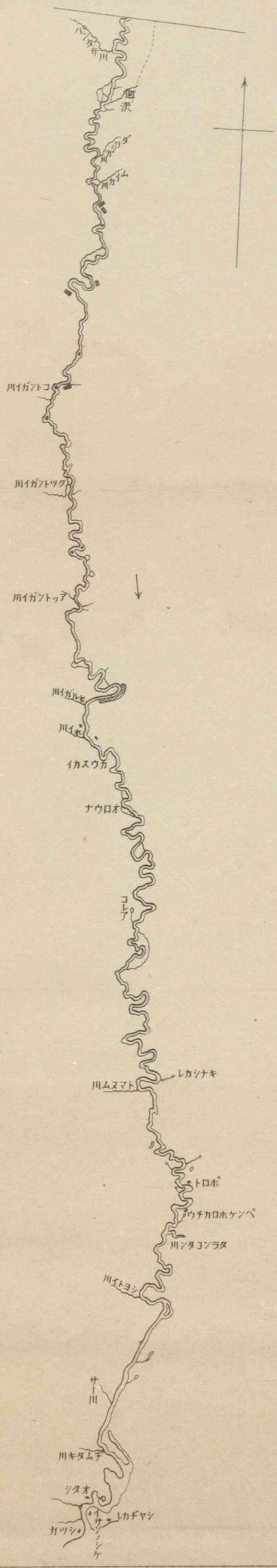
發し、西流して北部中央凹地帯に出て、ツンドラ地を貫ぬきて南流すること三十餘里(直路)其全長七八十里に達し多來加(タライカ)灣頭なるシスカに至りて海に注ぐ。其の河口は一の港をなし、夏季十數隻の西洋形帆船輻輳す、河口を遡ること三里にして一分流タランコタンを派し、本流河口の東方一里餘の地に於て海に注ぐ。本河は其幅河口に於て約二百間水深四五尺に過ぎずと雖も、遡るときは直ちに十四尺乃至二十尺の深さとなり、河口を距る半里土人部落シャヂカレに於ては、河幅最も大にして恰かも、一大湖沼の如し、漸く遡るに従ひ漸く狭く、五十度線附近に於ては僅に二十五間に過ぎず。又水深は季節によりて著しき差異ありと雖も、ホイ(ホイエ)支流落口附近(直距十五里)此邊水深八尺餘迄は小艇の遡航自在なり、尙上流は數多の流木堆積して交通上の支障少からざりしが、明治四十年夏季境界劃定委員によりて爆破せられたれば獨

カラフト島ホロナイ川本流略圖

三十二万分ノ一

神保博士ニヨル

- 土人家屋
- ▨ 安山岩ト其集塊岩
- ▤ 上流ノ泥炭露出



木舟によりて國境に達するを得べし。河床は砂礫甚だ少なく、河岸は大抵斷崖をなし、上流地方に至れば殊に甚だしくムイカの下方に於ては、火山岩の大露出百尺の懸崖をなす。

支流の重なるものは右岸に多く、左岸にては國境附近に於けるムイギ川の外何れもツンドラより出づる赤褐色の小水流あるのみ。ムイギ川は東北山脈の中央部より發し、フリド山(ヘッド山)の北麓を過ぎ、北西流して本流に注ぐ。本流の右岸には大支流多く、其落口は甚だ狭小なりと雖も、少しく遡るときは河幅頗る増大す。其の大なるものには、シスカ ショドイ ホイ チェ  
ルンガイ アトンガイ ケトンガイ ハンダサ等あり、就中シスカ川は約二日間遡航するを得べし。

ルータカ川  
**留多加(ルータカ)川** 此河は其大さポロナイ川に次ぎ、留多加(ルータカ)山の南麓に發源し、延長五十里弱、數多の支流を合せ、鈴谷(ススヤ)平原を潤ほし亞庭(アニワ)灣北なる千歲灣(チトセ灣)一名ロセソイ入江に注ぐ。數里の間舟行するを得べく、河口は幅三百尺深さ八尺に達す。

ナイブチ川

**内淵ナイブチ川** 源を野田寒(ノダサン)岳の北方に發し、其の東麓を南東流し、數多の支流を合せ東流して落合オチアヒガルキノウラスコエに至り、南方より内淵(ナイブチ)平野を流走し來れる大小タコイの水流を呑み、尙北流して内淵ナイブチに至りオホーツク海に朝す、全長三十里舟程六里。

ススヤ川

**鈴谷ススヤ川** ルータカ山の南東方に發し、南流してススヤ平野を潤ほし豊原(ウラジミロフカ)を過ぎ貝塚(ソロウイヨフカ)の西方に至りて千歲灣チトセ(ロッセイ入江)に注ぐ。延長二十里河口の幅員五十尺、其の水深四尺に達す。

## 第二 湖沼

本島中の湖沼は、其の種類多くは澤湖に屬し、深度大ならず、北知床(テルペニヤ)岬及トンナイチャ附近の平地最も其分布に富む、就中タライカ トンナイチャ ライチシカ ブツセ ワワイド チベサニ等其主なるものなり。

**タライカ湖** 本島第一の大湖にして多來加(テルペニヤ)灣北に位し、一條の砂嘴南に横はりて長橋天に懸るが如く、以て海洋と相隔つ、湖中にフリド以下

タライカ湖

の七川注入す、湖口タライカ河となりて多來加(テルペニヤ)灣に注ぐ。ト  
ン  
ナ  
イ  
チ  
ヤ湖之に次ぎ、北方一帯の砂丘によりて、モルドウイノワ灣と界し、キム  
ナ  
イ以下の十五流を呑み其の水トンナイチヤに於てモルドウイノワ灣に排水  
す、湖中一小島を横へ風致極めて可なり。其南方遠淵(トリアチ)フッセ)ワワイドチペ  
サニの三湖あり、一水路を以て連絡し一條の砂嘴相連りて亞庭(アニワ)灣と相  
隔つ。これら諸湖は何れも水族特に鮭鱒等の蕃殖所として最も要用なりと  
す。

## 第五章 沿海

### 第一節 沿岸

海岸は單調にして岬灣に乏しく、殊に西海岸の如きは南端ノトロ岬より北  
端國境まで、百數十里間殆んど子午線と一致して直走し、東海岸は其の北半亦  
岬灣なく殆んど一直線を爲し、其南半は狹長にして南方に突出するデルペニ  
ヤ岬と共に、灣口廣大に過ぐる多來加(タライカ)灣を抱く。南部に至りては東

南端シレトコ岬西南端ノトロ岬と相對して亞庭(アニワ)灣を擁す。北緯四十度附近は地幅著しく狹隘となる。而して其五十度以南なる我領土は海岸線の全長大約四百里和田技師によるに達し、屬島としては、僅に東に海豹島(長約七百米幅最大部約七十海里)西に海馬島(周圍約五里ノトロ岬より約四十海里)あるのみ

## 其一 西海岸

西海岸沿岸線

沿岸線 ノトロ岬より五十度迄の沿岸線は殆んど直線なるも處々に緩徐なる波狀の曲線を書き、漁舟の出入に便なる小港あり。然れども岬角の著しきものなく、又深く灣入する地點なきに因り、夏季東風多く海波靜穩なる時期には多大の不便なきも、晩秋より翌春に亘り大陸より直進する西風激波を揚ぐるに際會せば、之を避くるに足るべき港灣なく、運輸交通上頗る困難を極む是れ實に本島の一大缺點にして利源開發上の大障害なり。

西海岸各地港灣の價値

尙沿岸の地形を詳説せんに南端のノトロ岬より西岸土金保(トコンボ)岬に至る約二十三里の海岸は、山脚海に迫りて平地少なく、岩礁羅列し、加ふるに沿

海の潮流常に急激にして漁舟の寄泊困難なるのみならず、又岬角の以て風濤を遮るものなきが故に、漁業上頗る不便の地なり。トコンボ岬よりチイカイ岬に至る約三十里の間とノトロ岬附近約五里の平地を除けば、沿海の地形總て階段狀をなして漁業上利便少なからず。

凡そ漁舍及乾場を設くるに適する海岸は、數間乃至百餘間の狭長なる低地をなし、其の背後には高さ二三十尺乃至百尺の臺地連互し、其臺上は海産物の乾場と爲すに足り、海岸の平地を降ること數尺、即ち水面下二三尺には平低なる一帯の海床ありて、波打際より數十間乃至百餘間の沖合に緩斜し、所謂海中臺地 (Submarine Terrace) をなし、此の海床は海藻を以て蔽はるれば、絶好の鰾放卵場にして一朝放卵の爲め鰾魚の群集するに際しては、此盤床の上に突進し廻遊放卵するを以て若し此放卵の干潮時迄繼續する場合に、鰾の逃走するに道なく、魚群團々相重なりて殆んど魚體を水面上に顯はすに至り、徒手以て之を捕獲し得るが如き奇觀を呈す、夫れかくの如く、段丘狭長なる平地及び平磯の三者を以て、形成する海岸線は緩徐なる曲線を畫

き、十數町又は數十間にして小灣をなし、丘陵低下して溪流通じ、平地較や廣くして便なるのみならず、海中の淺床突然缺如して、漁船の出入自在なる所あり。鯨舩船を繋ぐに良好なる安全の地たりとす。此等の天然地形は、本島西海岸の特徴にして、漁業上の便多く其發達に資するや大にして、本島鯨漁場の最優勝地たる天恵を有せり。從來本島西海岸に設けたる漁場は、總て斯る小灣を利用したるものにして、將來漁村の發達も亦必ずこゝによらざる可らず。就中眞岡(マウカ)はその著名なるものゝ一にして、舊時ニシト西富内ナイと呼び、灣域は特に大なるに非ざるも、灣内水深くして、岩礁布置の状態は外來の波を防ぐに適し、二三百噸の汽船は安全に繫留し得べし。チイカイ岬以北クシュンナイ間約十四里間は、地形前區と異なり、丘陵直ちに海に迫る、沿岸多くは高さ數十尺の斷崖をなし、人道の通ぜざるところあり。只僅に溪流の海に注ぐ處、小灣及小平地ありて、漁舎を設け魚乾場を開くべし。就中トマリヲロ最も形勝の地を占む。久春内(クシュンナイ)以北モエビシ川に至る五里の間は前者と同様の地形にして、來知志加(ライチシカ)湖附近は屈曲なき平砂

海深

約十里に亘り、是より以北火山數座相聳へ、其の裾野の海に達する處、鵜城(ウシヨロ)岬となりて西海岸第一の良灣(ウシヨロ)を擁す、これより國境まで四十餘里間は、屈曲に乏しく斷崖の海に臨むところ多しとす。

海深

ノトロ岬より北するに従ひ、海漸く深く、殊に土金保(トコンボ)岬より眞岡(マウカ)附近に至る沖合の如きは、十尋の同深線は大抵沿岸より一海里以内を求むべく、十海里の沖に至れば、百尋を超ゆるところ尠なからず。ノトロ岬以北は次第に水深を減じ、久春内(クシユンナイ)沖より來知志加(ライチシカ)湖邊までは、大抵五海里の沖合にて二十尋内外なり。鵜城(ウシヨロ)岬邊にては、山の高さと共に海亦深く、五海里の沖にて五十尋に達す、然れども間宮海峽に入るを以て非常の深所なし。

其一一 アニワ灣

海岸線

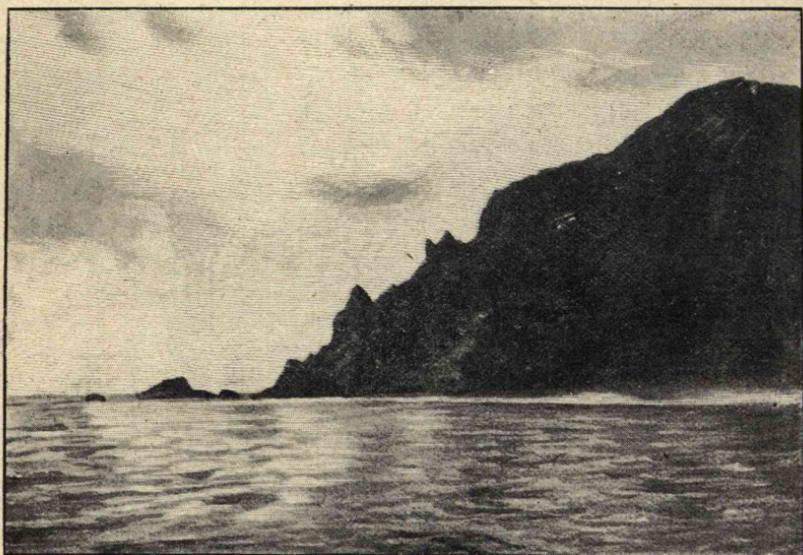
ノトロ岬より留多加(ルータカ)河口附近に至る三十里間は、山脈南北に連亘し、近く海に臨む處數十尺の絶壁を成すもの多く、其間幾條の河流之

アニワ灣の沿岸線

ア  
ニ  
ッ  
灣  
各  
地  
港  
灣  
の  
價  
値

を貫くと雖も、一も船舶を容るゝに足るものなし。沿岸亦屈曲なく、只僅にチ  
シャ岬其南方に斗出してモロジ灣を成し、北西風を避くるを以て、秋冬の候  
船舶を繋ぐに足るのみ。然れども、此の灣は内陸交通の地點たるコルサコフ  
を距ること遠く、道路亦困難なるを以て利用の價值尠なく、且つ若し南東風一  
たび至らんか、沿岸一も船舶を繋ぐべき地點なし。又留多加(ルータカ)河口附  
近は、西風を避け得べしと雖も、海水淺くして陸上との連絡不便なり。只海底  
の地質、錨地に適すると、コルサコフに近接するとの故を以て、秋冬西風強烈な  
るに際せば、汽船の好避難所たるべく、灣の中央に對馬(エンヅマ)岬突出し、是よ  
り海岸直ちに北走し、其西方一帶千歲灣(チヤセイ入江)をなす。對馬岬陰には  
大泊(ポロアントマリ)及コルサコフ(クシニコタン)の兩錨地あり、其位置中央回  
地帯の關門に方り、全く東風を避け得べきを以て、本島首要の錨地たりとす。  
只西風若くは北西風來るや、港内波濤起り船舶の往來を妨ぐるも、外海に於け  
る如く、怒濤狂亂するものなきを以て、大船の繫留に堪えざるが如きは稀なり。

鈴谷(ススヤ)川口の南トレチャバーチより池邊讚(チペサニ)に至る約十二里



望遠の岬コトレシリよ岸海東

間は、西海岸中部に於けるが如く、沿岸多くは階段状を成し、沿岸平磯多く、後方段丘をなす。

池邊讚(チベサニ)東方數里の平沙を過ぎ、ナイランナイ川以南に至れば、地形漸く峻しく、白岩岬(ムラモルヌイ)岬よりシレトコ附近に至る間は、沿岸平地なく、數十百尺に達する古生層の絶壁直立し、以て花崗岩地のシレトコ岬に達す、奇觀云ふ可らず。故に池邊讚(チベサニ)シレトコ間は遠淵(トイブチ)湖口の稍や深くして小船を容るゝに足るあるのみにして一の港灣を有せず。

海深 亞庭アニワ一名東伏見灣は甚淺く、ノトロシレトコ兩岬を連結する線内は、五十尋に達する所少なく、大抵二三十尋にして、西部ノトロ岬に接するところ殊に淺く、漁場としても價少なし。

### 其三 東海岸

東海岸の沿岸線

沿岸線 邦領東海岸は、全長二百里に餘るべく、其間トニ岬及びシンノシレトコ岬あり、地形自から三區に分れ、南端シレトコ岬より北方二十餘里の間は、メナベツ岬の東方に向つて突出せる外、沿岸著しき屈曲なく、トニ岬の西に至て急に折れて西向し、是より北するに従ひ地形益々西に偏し、本島の最狭部眞縫(マヌイ)附近に至り、少しく東に偏よりて北上し、之がため沿岸線恰も弓状を成し、名寄(ナヨロ)附近に至れば、急に灣曲して東に走り、一轉して南東に延びシンノシレトコ岬となり、以て全名の灣を形成す。岬端を過ぐれば、沿岸線北西に延び屈曲少なく、遂に國境に達す。尙之を詳説せんに。

シレトコ岬よりトニ岬に至る間は、山嶽岸に迫り、沿岸多くは數十百尺の

絶壁か然らざれば、段丘直ちに海に頻し、地勢の少しく陵夷する處に於ても、僅に人の通路を得るに過ぎず。

トニー岬の岬陰にモルドウイノフ(アイロップ灣あり、水深く能く南風東風を防ぎ、東海岸中最良の港灣たるのみならず、實に本島錨地中の白眉たり、只北方展開するを以て北風を避くるを得ずと雖も、夏期は北東風の至ること稀なるを以て、港の價を損ずること少なし。岬角附近は暗礁羅列して鯨の放卵場に適す。

アイロップ以北多來加(テルペニヤ灣)に至る間は多くは低平にして沿岸屈曲少なく、ヲチョボツカ川口附近僅かに西北風を避くべくドブキヤ附近の南東風を凌ぐを得るのみ。チーレの沿海は、暗礁斗出し、礁の内側波靜にして、五百噸以下の小汽船を繋ぐべし。多來加(テルペニヤ灣)に入れば、北東より南東に至る風は、灣の西側名寄(ナヨロ)地方に避くるを得べきも、灣内廣きに過ぎ、風向の變更に従ひ一々錨地を轉ずるの煩あり、殊に夏季南風の強烈なるに際しては、遠くアイロップに避けざるべからず。然れども灣内に注げるポロナイ

## 沿岸の地勢

河は本島最大の河川にして、水量多く流域廣く、満潮には百噸内外の帆船自由に河口を溯り以て安全に碇泊し得べし。

沿岸の地勢はトンナイチャ附近數里の間は、低平なる砂濱にして、ヲチヨボツカ以北十餘里間は、往々絶壁海に峙つても溪流の注ぐところ小平地をなす。北進して榮濱(サカエハマ)に至れば、平野遠く連り内淵(ナイブチ)川其中央を流る又シララカに至るまで十數里間は、海岸凡て平砂にしてシララカの北ワールに至れば地勢俄に一變し、山嶽海岸に屹立し、絶壁數里に涉り、海中には又岩礁多し、故に人馬を通じ難く、只二三溪流の注ぐ處小平地をなすのみ。マゲンコタン川の北一里餘にして、地勢漸く平夷となり、海岸の通行容易なり。進んで多來加(七郎灣一名テルペニヤ)灣頭に至れば、平砂十數里一大灣曲をなす。ノコロ川以東に至れば、海岸十數尺の絶壁を成す處少からずと雖も、丘陵高からざるを以て、南部シレットコ地方の如き不便なし。

シンノシレットコ岬を回れば、岬端附近は海岸絶壁の時つ所少なからずと雖も、北進十餘里にして漸く低平の砂濱となるが如し。

海深 シンノシレット岬とトニー岬とを連ぬるときは、線内百海里餘の幅員あるに拘らず、水深僅かに四十尋内外にして五十尋に及ぶもの稀なり、故にこの方面を航海する船舶は、隨所に碇泊し港灣の缺乏を補ふことを得べし多來加(テルペニヤ)灣最も淺く、海底砂多くして凹凸なし、然れどもトニー岬よりシレット岬までの間は、比較的深くして前者と趣を異にす。

## 第六章 海流及海温

樺太南<sub>部</sub>沿海の海温を見るに、七八月盛夏の候、西海岸國境附近の沿海に於ては、攝氏十度乃至十五度の水温を驗したるに係らず、南端ノトロ岬及び二丈岩附近に於ては六度乃至八度の低温を示せり、又東岸にてはテルペニヤ灣沿海は、十六度乃至十八度なりと雖も、遙かに南方シレット岬半島の東側メナベツ岬附近に於ては、八度乃至十度の低温を驗せり。これ本島に寒暖兩海流の影響あるによりて然るなり。

海深對馬海線  
及其流域

## 其一 暖流及其溫度

### 對馬海流

北向して宗谷海峽に入るや、其主流は樺太島のノトロ岬に直進せず、直ちに東偏して北海道北見沿岸を洗ひ、一派は亞庭(アニワ)灣に入りノトロ半島の東岸を北進し、又他の一派は北東流し、シレット岬を遶りて東海岸を北上す。西海岸に在るものは之と流派を異にし、利尻禮文兩島の西岸を洗ひ、海馬島<sup>カイマ</sup>を包み土金保(トコンボ)岬より直ちに真岡(マウカ)の北に進み、海岸に沿ひ北上して國境以北に達す。今之を證せん、明治三十九年中六七八三ヶ月の海水觀測を見るに、ノトロ附近は、六月五度内外真岡(マウカ)久春内(クシユン)ナイは同月六度乃至七度、八月にはノトロ十一度土金保(トコンボ)十六度八、マウカ十六度を示し、其差五度以上に及ぶを以てノトロ岬邊を洗ふ海流と土金保(トコンボ)岬以北の海流とは、明かに相異ならざる可らず。其以北の西海岸の海流を見るに、暖流の陸に沿ひて北上するあり。即ち七月の觀測によれば、マウカ十三度、鵜城(ウシヨ)岬九度七、ナヤシ十三度、ビレウ(オ)十一度九なり。

海水觀測の結  
果  
六月水溫

七月水溫



八月水溫

八月の觀測によれば、土金保(トコロンボ)十六度八、マウカ十六度一、久春内クシ  
 エンナイ十六度五、ウシヨロ岬十六度九、ナヤシ十六度一、ビレウオ十五度四なり。  
 之を以てトコンボ、マウカに突進する海流の、尙北進するや明らかなるのみ  
 ならず、其溫度の北に至るに従ひ、次第に減少するにより、五十度附近には寒流  
 の來るものあるを知るに難からず。

ウシヨロの低  
 溫なる理由

茲に一の注意を要するはウシヨロ岬附近に於て、往々著しき低溫を現はす  
 ことにて、六月上旬の觀測に依れば眞岡(マウカ)久春内(クシエンナイ)は六度以  
 上なるに鶴城(ウシヨロ)沖は僅かに四度を示し、七月マウカ附近の十六度なる  
 にも係らず、此地は十度の低溫を示し、ナヤシよりも一二度低しとす。顧ふに  
 間宮海峡を南下せるリマン寒流は底流となりて西に斗出せる此の地に達し、  
 適々岬角に衝突して表面に出て、斯る低溫を示すに非ざるなきか。尙同年七  
 月軍艦武藏の觀測によるも、然るを見る。即ち日本海より宗谷海峡に入りた  
 る暖流の一支、北折して近藤岬に達するや明かにして尙ほ、海草の分布に徴す  
 るも之を認むるを得べし。

宮部博士の研  
究

宮部博士によるにアニワ灣内の主要昆布は、暖流上にのみ發生する利尻禮文地方のものと同じくして、寒流にのみ生長するアラリヤの一種アイヌワカメを見ざるに、二丈岩に至りて、全くアイヌワカメのみを認むるなり。特に三十九年コルサコフ棧橋に於ける水溫觀測の結果によれば五六月頃の水溫は、高低頗る甚だしく、五月二日六度二、三日八度、四日俄に下りて三度となり、五日五度五に上り六日三度八に下れり。此の如き急激の變化は、必ず一地方の風向又は氣溫に因り左右せらるべきに非ず、六度乃至八度の時は暖流來り、二度乃至三度の時は寒流襲ひしものと云ふの外なし。

天晴丸の觀測

以上の事實は、宗谷海峽より來る暖流の灣内に注ぐ證左たらざる可らず、仍て、六月二十九日天晴丸を以て、北海道北見のノーシャツプ岬よりコルサコフ(クシュンコタン)迄の水溫を驗せしめしに、ノーシャツプ十四度、宗谷海峽中央部十二度なりしも、ノトロ岬に近づくと、從ひ次第に低溫となり、其の東側は六度三を示し、これより灣内に進むに従ひ再び増溫し、チシャ岬沖八度四、ナイチヤ川沖十度五、コルサコフに近づき十一度なるを知れり、而してノトロ岬附近

の低温なるにより、其間暖流の中斷せる觀あるを以て、八月二十二日より二十五日に亘り、更にチシャ岬より二丈岩を経てノーシップ岬に至る間及びノーシップ岬並びにチシャ岬間を調査せしに、ノーシップ岬沖二十一度三、ノトロ岬沖二哩半七度一にて、其差實に十四度二なり、更に北進して灣内に入れば、忽ち十四五度の高温を示す、之を六月の觀測に比すれば一層顯著なりとす。

更に同線に於ける海底及中層の水溫を調査するに、宗谷海峽の中央は表面の水溫二十度七、十尋部二十度三を保ち、四十尋の海底に於ては十四度三に減じ、此の附近暖流の中心たるを認む。反之、ノトロ岬沖南西二哩半にては、表面七度一にして、三十五尋に至り五度一となり寒流の存在を認む。更に二丈岩附近に至れば、其表面水溫六乃至七度となりノトロ岬附近と大差なく、其中層及海底の溫度は五度内外なれば、全く寒流に包圍せらるるを知る。尙七月中軍艦武藏の觀測によれば、シレットコ、ノトロ兩岬の中央に於て、表面水十四度七、二、二丈岩とノトロの中間五度七八を驗し、これより南進するに従ひ、次第に水溫増加し、ノーシップ岬に至り十四度七となれり。

結論

以上の事實により、日本海より來れる暖流中、宗谷海峽を通過し東流する一派は、二丈岩の東方に於てアニワ灣内に入り對馬(エンヅマ)岬に向つて直進せることを知るに足る、彼の鯨の先づ大泊(ポロアントマリ)附近に群集し、數日を經て漸くチペサニ方面に向ひ、ノトロ半島の東側に於ては、更に其以後に於て來遊せるに徴するも、暖流の存在を知るべきなり。

宗谷海峽の暖流は亞庭(アニワ)灣に一分派を送るのみならず、更に東北に流れてシレトコ岬を遶り、北進して終に多來加(テルペニヤ)灣に達するは、水溫觀測と水族分布とによりて認むるを得べし。去る三十九年七月二十一日より二十三日迄、軍艦武藏の海豹島より小樽港に直行せる際の觀測を見るに、北緯四十七度五十二分東經百四十四度二十二分に於て九度一一、北緯四十七度二十二分三十秒東經百四十四度十二分に於て十度二八、北緯四十六度五十六分東經百四十四度二分(ト)ニ岬との並行線沖合十一度三八の高温を示し、メナベツ沖合に來るや九度一一に低下し、シレトコ岬に於て十度二八となり、北緯四十五度三十分東經百四十一度二十七分シレトコ、ノトロ兩岬に一直線を畫

武藏艦の觀測

する稍中央線に於て、俄に上騰して十四度七二となりノトロ岬の東側に至て、非常に下り五度七八を示し宗谷海峽に入るに從ひ上昇して十三度〇六、ノ一シヤップ沖に於て十四度七二となれり。此の觀測により暖流が樺太東岸を北上するを知るに足る、其進路の四季不定なるや否やに至りては未だ明確ならず。

要するに、本島は西海岸最も暖流の恩恵を受け、對馬エンツマ岬附近之に次ぎ、東海岸は最も微少なるも、本島が之によりて受くる恩恵は莫大なりと知るべし。

### 其二 寒流及其溫度

寒流に二派あり、一を本島の東岸を南下する樺太海流となし、他の一を本島の西岸を南下するリマン海流となす。

**樺太海流。** 明治三十九年五月、軍艦武藏の海豹島より千島國留別に至りし際の觀測によるに、當時海豹島の水温一度二八を示し、これより國後島に至る

樺太海流

武藏艦の觀測

數十哩は(一)九分四厘の低溫を示し、北見のシレット岬に近づくに至りて一度二八に上り、北見沿岸を洗へる暖流の存在を示せるものの如く、國後島の東側に至るや再び(一)九分四厘の低溫となりて、千島海流の流域に入りたることを證するのみならず、溫度上、樺太海流と等しきを知る。尙同軍艦の七月一日、二日、網走よりコルサコフに至る航海日誌によるに、前記オホーツク海中部の寒流は、北見沿岸に向ひ、直進せずして西に偏し、海豹島の東側よりシレット岬に向て南下し、一部は北見國枝幸沿海に向て突進すと云ふ、これ夏季屢々濃霧の枝幸方面に發現する原因なるべし。之によりてオホーツク海の北方より來る寒流は、本島の北東岸を洗ひ、シンノシレット岬の爲めに東折し南進するに従ひ、漸く西に偏し、シレット岬の東側に至りて其一部は南下して枝幸方面に、他の一部はシレット岬沖より西折してノトロ岬に突進するを知る。而して本海流の宗谷海峽に進むや、西より來る暖流と會し、幾分か溫度を高め、海峽の中央に至りては、時に或は全く寒流を認めざる場合を生ずるも、更に進んでノトロ岬に至れば、著しき低溫を示す、これシレット岬沖に於ては、寒流は暖流の下



氷結の港フコサルコ

るらげ上ら打に岸沿れさ壊破く如の此め爲の浪風水海

に潜むも、シレット岬に達するや陸地に衝突して上層に現はるるものならずんばあらず。

リマン海流。間宮海峡を流下する寒流にして、亞細亞大陸に偏して日本海に出で、遠く東海に達するも、本島には殆んど何等の影響なきを以て之を詳述せず。

### 其三 海水

本島の沿岸は、冬期より翌春に至る迄殆んど結氷し、晩春尙ほ流水を見る、抑も海水の凍結は、主もに鹽分少なき河口附近に始まり、風力少な

き折に早く、一朝暴風來るあらんか全氷盡く破碎せられ、流水となりて浮動す、其結氷點は淡水よりも低く大抵(一)一度八にして、海水の同温度に下る期節は年々多少の差あるも久春内(クシュナイ)沖及コルサコフ沿岸は一月一日頃、東伏見灣内は一月十五日頃ノトロ、シレットコ兩岬附近は二月一日頃なりとす。沿海凍結期の最早きは多來加(テルペニヤ)灣の北岸にして、西海岸最も晩く亞庭(アニツ)灣内は兩者の中間に位す。

明治三十九年  
の結氷状況

明治三十九年の状況を見るに名寄(ナヨロ)沿岸は、二月に入り結氷海岸を離れて遠く沖合に去り、三月再び凍結す。其の南五里なる吉丹岸(コタンケシ)以南は、結氷殊に甚だしくセラロカは十二月中旬より氷塊浮游し、或は岸邊に膠着し或は遠く沖合に去り、一月中旬に至り全く固着し、海面悉く皓々たる氷野と化し、同月下旬其厚さ四尺以上に達せり。亞庭(アニツ)灣頭貝塚(ソロウイヨフカ)村沿岸は十一月中旬軟氷を見るを常とし、十二月に至りては、已に其氷上を徒渉し得ることあり、一月中旬末に至りては一様に堅氷全海面を閉ざし、二尺内外の厚さとなり、二月に入りては灣内の沖合五六百間迄は人馬自由に徒渉

し得べし。

西海岸に在りては、沿岸少許の凍結を見るのみ、マウカ灣内の如きは二月に至りて尙ほ七寸内外の堅氷を見るに過ぎず、これすら多くは淺瀬附近にあるのみなり。

解氷及流水期。結氷期に反し、西海岸最も早く三月已に岩礁附近に少許の氷塊を留むるのみ。則ち宗谷海峽の流水は、一月乃至三月中旬にして、西口に至れば概ね融解す、只時として、利尻禮文兩島附近迄大氷塊を送るなしとせず。東伏見灣は三月下旬解氷し、四月に入りては、沿岸少許の氷塊浮流するのみ。東海岸に於ては、五月中旬尙ほ山なす大氷塊海面を蔽ひ、北知床岬・海豹島附近は六月中旬多大の流水を見ることありて、數日間全く之がために包圍せらるゝなしとせず、而して全海面を通じて大氷山の浮動するを見ず。

露國の調査

千八百九十九年サハリン島年鑑によれば。

サハリン島各碇泊場結氷の程度を知らんと欲せば、左表に在る同島以外の地と同島との對照とにより之を見るを便とす。

リガ(露本國)	結水の港灣 閉鎖期間	百二十日	自十二月下旬	至四月下旬
リバウ(露本國)	同	五十二日	自十二月廿五日	至二月二十四日 乃至三月六日
レウアル及クロンスタット(露本國)	同	百三十五日	自十二月下旬	至五月中旬
浦鹽斯德ゾロトイローグ	同	百日	自十二月中旬又下旬	至三月下旬
聖オリガ灣(沿海洲)	同	百三十五日	自十一月下旬	至四月下旬
薩哈噠海峽	同	百八十日	自十一月中旬	至五月下旬
ペトロバウローフスク(勘察加)	氷結せず流 氷あり	百日	自一月上旬	至四月
インペラトールスキ灣(沿海洲)	結水の存す る期間	百五十五日	自十一月下旬	至五月中旬
デカストリ	同	百二十五日	自十二月下旬	至五月
ドウィエ	同	百二十日	自十二月	至四月
コルサコフ港	同	八十五日	自一月	至四月
ラベルーズ海峽	流水あり其期 間は二ヶ月		自一月中旬	至三月中旬

アニワ灣に於ては、時として海岸より視線の限界迄、全く氷結を見ることあり、然れども斯の如きは十日間以内を過ぎずして、概ね風波の破碎する處

となる、時としてオホーツク海より來れる流水の亞庭(アニワ)灣に入るを見る、即ち千八百九十七年五月上旬の如き然り、然れども本島住民は四月上旬に於ては、既に氷の爲めに汽船航路を閉鎖さるゝの惧なしと豫想し居れり何となれば三月に於ては已にユルサコフ及マウカに汽船の入港を見ればなり。眞岡(マウカ)及久春内(クシユナイ)に於て氷は僅かに暗礁上に存するのみにして、其周圍は年中全く開放せらる。オホーツク海沿岸の數地點例せばトンナイチャ幌内(ポロナイ)河口多來加(テルペニヤ)灣内には、五月中旬に於て氷の存することありたれども毎年然るに非ず。

## 第七章 氣候

### 其一 氣溫

本島は地形狹長にして山脈縦貫し、寒暖二流沿岸を洗ひ、氣候亦多様なりとす。今明治三十九年中に於ける毎月平均氣溫を見るに、

各月平均氣溫表

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
コルサコフ	(-) 二・三	(-) 二・三	(-) 五・二	一・一	五・三	八・六	一五・五	一七・八	一三・六	六・九	(-) 二・四	(-) 五・一	二・八
ウラジミロフカ	(-) 一四・八	(-) 一五・六	八・三	〇・九	六・四	九・六	一五・五	一七・六	一三・七	六・〇	(-) 四・三	(-) 八・五	一・四
マウカ	(-) 〇・九	(-) 九・三	三・五	二・九	七・六	一〇・四	一九・三	一九・〇	一五・五	八・二	(-) 一・三	(-) 四・〇	四・六
海豹島						三・九	九・三	一三・八	二・三	六・七			
ナヨロ									二・三	四・九	(-) 六・三	(-) 三・九	

名寄(ナヨロ)は百葉箱を設けず、屋外壁側に寒暖計を懸けて測りしなり。

尙千八百五十三年以降、露人の観測せし處も右表と大差なきを知れり。

右表によれば、氣溫は各地を通じて十一月より翌年三月まで七ヶ月は氷點下に降り、最寒月は二月、最暖月は八月なりとす、然れども一月と二月の差は甚だ少なし。但し、右表中マウカは一月を最寒とす。露人の二十年間の観測によれば、コルサコフは一月の平均氣溫一二度、久春内(クシユンナイ)は十三度八にして、共に一月最寒の月たるを示せり。又豊原(ウラジミロフウ)の如き内地

四季平均氣溫表

は、之を沿海地に比し一層寒冷なるを見る。東岸は西岸よりも氣溫低く、同一緯線上に於ては、約二度の差を生ず。總じて本島に於て寒暖に大變化あるは、融雪期と降雪初期にして、積雪地面を蔽ふに至れば、氣溫は晝夜とも氷點以下に降るも、其の融解するや直ちに激増するは、北海道よりも甚だしく、一般に春秋二期は其期間甚だ少なく、冬期最も長く、夏季百花一時に開く異觀あり。今四季平均氣溫表を見るに

	冬	春	夏	秋	平均
マ	八・六	〇・四	一五・二	六・三	三・一
コ	九・〇	一・四	一三・九	五・七	二・三
ク	一一・一	〇・〇	一四・六	五・五	二・〇
ナ	一四・八	二・八	一三・七	—	—
ガ	一五・一	六・〇	一四・八	四・一	〇・五

明治三十九年中、最高最低氣溫を見るに

最高最低氣溫表

各月最高最低  
氣溫

地名	月		最高		最低		平均												
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年						
コルサ	最高 ( ) 〇・六	最低 ( ) 二七三	最高 ( ) 〇・一	最低 ( ) 二六五	最高 ( ) 五・六	最低 ( ) 一六五	最高 ( ) 七・九	最低 ( ) 一五四	最高 ( ) 二〇・三	最低 ( ) 七・二	最高 ( ) 一〇・六	最低 ( ) 二・三	最高 ( ) 一四・八	最低 ( ) 三・三	最高 ( ) 一八・七	最低 ( ) 二七・三	平均 ( ) 二七・九		
ウラジ ミロフ	最高 ( ) 一四	最低 ( ) 二・〇	最高 ( ) 七・〇	最低 ( ) 一四・七	最高 ( ) 一八・五	最低 ( ) 一・八	最高 ( ) 二五・八	最低 ( ) 三・一	最高 ( ) 三二・二	最低 ( ) 二・八	最高 ( ) 三三・五	最低 ( ) 一・七	最高 ( ) 三三・三	最低 ( ) 九・八	最高 ( ) 四・九	最低 ( ) 三・三	平均 ( ) 三・三		
マウカ	最高 ( ) 一・〇	最低 ( ) 〇・〇	最高 ( ) 七・五	最低 ( ) 一六・四	最高 ( ) 二〇・〇	最低 ( ) 四・〇	最高 ( ) 三三・九	最低 ( ) 三・四	最高 ( ) 三三・五	最低 ( ) 五・〇	最高 ( ) 二八・五	最低 ( ) 二・八	最高 ( ) 三三・九	最低 ( ) 四・四	最高 ( ) 四・九	最低 ( ) 七・一	最高 ( ) 一七・四	最低 ( ) 二・三	平均 ( ) 三・〇
海豹島	最高 ( ) 一・〇	最低 ( ) 〇・〇	最高 ( ) 七・五	最低 ( ) 一六・四	最高 ( ) 二〇・〇	最低 ( ) 四・〇	最高 ( ) 三三・九	最低 ( ) 三・四	最高 ( ) 三三・五	最低 ( ) 五・〇	最高 ( ) 二八・五	最低 ( ) 二・八	最高 ( ) 三三・九	最低 ( ) 四・四	最高 ( ) 四・九	最低 ( ) 七・一	最高 ( ) 一七・四	最低 ( ) 二・三	平均 ( ) 三・〇
ナヨロ	最高 ( ) 一・〇	最低 ( ) 〇・〇	最高 ( ) 七・五	最低 ( ) 一六・四	最高 ( ) 二〇・〇	最低 ( ) 四・〇	最高 ( ) 三三・九	最低 ( ) 三・四	最高 ( ) 三三・五	最低 ( ) 五・〇	最高 ( ) 二八・五	最低 ( ) 二・八	最高 ( ) 三三・九	最低 ( ) 四・四	最高 ( ) 四・九	最低 ( ) 七・一	最高 ( ) 一七・四	最低 ( ) 二・三	平均 ( ) 三・〇

内地方對照

明治二十四年以降十年間、内地に於ける最高氣溫は、九州熊本の一三六度九に

對し眞岡(マウカ)は三二度五、同最低氣溫の主たる北海道上川の(一)三六度七に對し、豊原ウラジミロフカは(一)四二度なるを見れば、極暑に於て四度四、極寒に於て八度餘なれば、寒氣の甚だしきを知るに足るべきも、然も之を北樺太又は西比利亞に比する時は、寒氣の輕さを認むべし。然れども南樺太に於ては、溫度の較差七十二度に及び、之を内地に比較し一層寒暖の差大なりとす。各地觀測の精確なる表を得るに至りては、尙一層甚しきものあるべきは明らかなりとす。

### 其一一 氣壓及風向

氣壓。 明治卅九年コルサコフに於ける毎月平均及最高最低氣壓左の如し。

氣壓	月												年
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
最 高	七七一・三	七七三・九	七六八・三	七七一・一	七七八・八	七六五・三	七六三・二	七六六・〇	七六七・七	七七〇・二	七七四・三	七六五・二	七四八・八
最 低	七四五・三	七四二・四	七四一・八	七四三・八	七四〇・七	七四九・〇	七四八・七	七四九・七	七四五・四	七四三・五	七三三・七	七二九・三	七三九・三
平 均	七五九・五	七六二・四	七五七・四	七五七・四	七五八・三	七五九・〇	七五六・七	七五七・一	七五七・七	七六〇・五	七五九・六	七五四・〇	七五八・三

各月氣壓

内地との對照

氣壓は、秋冬に高く春夏に低く、其の平均氣壓以上に上るものは、僅かに二月平均の七六・二四耗あるのみにて、最低は七月平均の七五・六七耗、年平均は七五・八二耗にして内地平均の七六・二耗に對し四耗の減少を見る。

風向。同コルサコフの風向は

風向

月	平均風向	最多風向
一月	北二度	北
二月	北五七度	東北東
三月	北三度	北
四月	南八二度	南
五月	南四七度	南
六月	南四四度	南
七月	南四九度	南
八月	南一八度	南
九月	南一八度	南
十月	北五二度	西
十一月	北五九度	西
十二月	北五四度	西
平均	北六七度	南

各地明治三十一年の風向觀測回數を見るに

季節	方位地名				コルサコフ	マウカ	ガ ル キ ノ ウ ラ ス コ エ	セ ラ ロ カ	ナ ヨ ロ											
	西	南	東	北																
冬	五五	一三	三〇	一五〇	七四	一〇	五〇	七八	三一	二五	〇	五一	一四	一八	一五	三六	九八	二八	一四	一〇一

即ち、冬は北風多く西風之に次ぎ、夏は南風多く東風之に次ぐ、只特異なるは

秋				夏				春			
西	南	東	北	西	南	東	北	西	南	東	北
八〇	七七	六六	六四	三六	一四	四九	四七	五五	五四	二三	八六
六二	五八	五三	四七	二八	六七	一八	二七	六一	五〇	三四	四九
六六	七八	二二	三六	二五	九九	七	七八	七八	八二	一三	六八
一七一	一一	六	二三	九七	二九	四九	三四	八四	三〇	六三	四〇
				一五	二三	七一	一二	八〇	六五	六六	五〇

樺太の風向概  
要

セラロカの終年西風卓越せるに在りとす。

其三 氣中水分

(一) 濕度

明治三十九年中、平均濕度%を舉れば左の如し。

地名	月												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
コルサコフ	八八	八六	八三	八三	八三	八五	八八	八七	八三	八二	七七	八三	八三
海豹島						九三	九六	九四	八九	八三	—	—	—
ナヨロ									八〇	七七	七三	七九	—

コルサコフは、冬夏は濕度最多にして、海豹島の如きは、夏季三ヶ月とも九十度以上に達し、雲霧天空を被ふこと一ヶ月中二十五日に及ぶ。

降水量

内地との比較

(二) 降水量

地名	月												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
コルサコフ	三七四	一〇・一	三三・四	二四・八	一〇〇・八	四四・四	七〇・〇	六三・六	七九	七九・〇	四四・三	五二・一	六四・五
ウラジミロフカ	一六・三	三三・七	二九・五	二五・四	一三四・八	五二・六	四三・八	六二・四	一〇九・三	五二・一	六四・六	六二・五	六七・三
海豹島						五八・五	三三・七	四九・七	六二・四	六三・二			

コルサコフにては、最多を五月最少を二月とし、豊原(ウラジミロフカ)にては、最多の月はコルサコフと同じきも最少月は一月なり。又各地につき之を見るに、年總額五百耗乃至九百耗に達するを以て、之を本土の北見 根室 瀬戸内等の各地に比するも尙少量たるを知るべし。

(三) 降水日數

明治三十九年中に於ける各地毎月の降水日數を擧ぐれば左の如し

地名	月											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
海豹島						六	一	五	一〇	一三		
ウラジミロ	二〇	一五	一三	一二	一三	七	八	八	一七	一五	一九	一六五
コルサコフ	一五	一二	一六	八	一二	八	一二	七	一七	一六	一五	一五〇
フカ												
年												

本島は其の降水日數百五十日以上にして、略奥羽 北海道に均しとす、就中最も多きはガルキノウラスコエにして平均百八十日に及べり。

#### (四) 霜雪

結霜は九月中旬に初まり、翌年六月中旬に終り、内地に於て全く霜を見ざるは僅かに八旬内外に過ぎず。

降雪は十月より翌年五月に至る七ヶ月間に亘る、去る明治三十八年豊原(ウラジミロフカ)に於ては、九月下旬已に霽を見、十月初には附近高山頂に降雪し、ナヨロ附近には已に五六寸の積雪を見たり。然れども南部に於ては、十月下

初霜  
終霜  
初雪  
終雪



雪深の村農帶地凹央中南

旬若くは十一月初旬初雪あり、翌年五月晚雪を見る。明治三十九年は四月下旬を融雪の終期とし、五月末日再び一面の微雪を見た。降雪の平地上に残留する期間は、十一月より四月に亘り、コルサコフに於ては百三十日内外ガルキノウラスコエに於ては百七十日内外なり。

左に参考のため明治三十九年に於ける初終霜雪季節を擧げん。

地名	霜		雪	
	初霜	晩霜	初雪	晩雪
コルサコフ	九月三十日	五月三十一日	十一月二日	五月三十日
ウラジミロフカ	九月十一日	六月十三日	十一月三日	五月三十日
海豹島	十月二十二日	六月八日	十一月三日	
ナヨロ	九月二十七日		十一月一日	

(五) 濃霧

濃霧の影響

樺太沿岸に於ては、濃霧多く、日として多少之を見ざることなく、特に東海岸を甚だしとなす、本島寒氣の嚴烈なるもの、畢竟之が主因たらずんばあらず。而して東岸は夏季特に甚だしく、七八兩月間は常に之が爲めに密閉せられ、航通上漁業上其困難名狀すべからず。特に北知床岬(テルペニア一名シンノシレトコ)附近最も甚だしとす。畢竟これらの地及び宗谷海峽等は寒暖二流の會合點に位し、夏季は南東風多く、寒流上の冷風を暖流上に吹き送り、多濕多温

の大氣を冷却せしめ、以て多大の濃霧を起さしむるためなり。これらの濃霧は風向の變化に伴ふて斷續するを常とす、其の濃密の度は北海道根室附近の如く甚だしからず、殊に終日若しくは數日に涉ること極めて稀なり。

要するに、東岸は流水と濃霧とのため、年内過半を密閉するものと知るべし。亞庭(アニワ)灣は濃霧終日に涉ること殆んどなく、只西能登呂(ニシノトロ)岬附近最も甚だしく、一ケ年中百四日の濃霧を見る、其の繼續時間も時々三十時間以上に涉ることあり。此の海面は内地樺太間の關門に位すれば、之が爲に交通上の不便少なからずとす。

## 第八章 天產物

本島の天產は、氣候、地質、地形、位置等の然らしむる所により、其種類甚だ少なしとす。

### 第一 動物

野獸中最大なるは熊にして、北海道産に比し溫和なれば、人畜に對する危害

野獸

海獸

魚類其他の水産物



海豹島の膾炙群

殆んど無し、彼等は森林中に入る處に住

し、鱒、鮭の遡上期には之を捕食せんが

ため、河川に來るを常とす。又狐、黒

狐、兎、貂、栗鼠、鼠、馴鹿、麝香

鹿、麝香猫等の棲息せるを見る。水

産獸類には、膾炙獸、海驢、海豹、鯨

海豚、水獺等あり。而して膾炙獸

は海豹島に、海驢は海馬島及二丈岩附

近に最も多し。

魚類其他の水産類には、ソイ、鰯

鯖、鮫、鮪、鯉、カチカ、アブラコ

鮠、鱈、ギンボ、鱈、スケトウダラ

コマイ、王餘魚、大鱈、鰈、鰈、イ

トウ、鮭、鮠、鱈、紅鱈、チカ、キ

水禽類

ウリ シシヤム 鰻 <sup>イワシ</sup> 鰺 <sup>ヒシ</sup> 河豚 <sup>フグ</sup> 鱒魚 <sup>マス</sup> 鮫 <sup>サメ</sup> 蟹類 蝦 鮪 <sup>イカ</sup> 柔魚 <sup>イカ</sup> 北歸貝 <sup>ホシキガヒ</sup>  
 貽貝 <sup>イガヒ</sup> 海扇 <sup>ホタテガヒ</sup> 牡蠣 <sup>カキ</sup> 海鼠等 <sup>ナマコ</sup> を主とす。就中西海岸及アニワ灣内の鰺、東岸の  
 鮭鱒等は、其多數なる驚くべく、其の鰺の群集して、海岸に近づく處、鮭鱒の河流  
 を遡る處、水面悉くこれ魚たるの感あり。

陸鳥類

本島には亦甚だ海鳥多く、海馬島の劔頭鴨(俗名) 其他の鴨類、海豹鳥の  
 ロッペン鴨(俗名)の如き、又各沿海のエトピリカ鳥の如き、其の重たるものなり。  
 其他の陸鳥は 岩燕 <sup>イワツバメ</sup> 雲雀 <sup>ヒバリ</sup> 鳩 蝦夷山鳥 <sup>エゾヤマドリ</sup> 啄木鳥 <sup>キツツキ</sup> カケス 鴨 <sup>シキ</sup> 鶉 <sup>ウツラ</sup> 鶉 <sup>ヒキ</sup>  
 鶉 <sup>レイ</sup> 水鷄 <sup>クヒナ</sup> 鶉公 <sup>ホトギス</sup> コマドリ 鶯 鶉 <sup>ヒツ</sup> 河原鶉 鶯 鷹 梟 <sup>フクロ</sup> 木兔 <sup>ミミヅク</sup> ノツコ  
 五十雀 オナガ 山雀 <sup>ヤマガク</sup> 百舌鳥 <sup>モ</sup> 雀 鳥 鶉 鶯 ムシクイ 青鶉 <sup>アチツ</sup> 鴨 等  
 あり。

植物

第二 植物

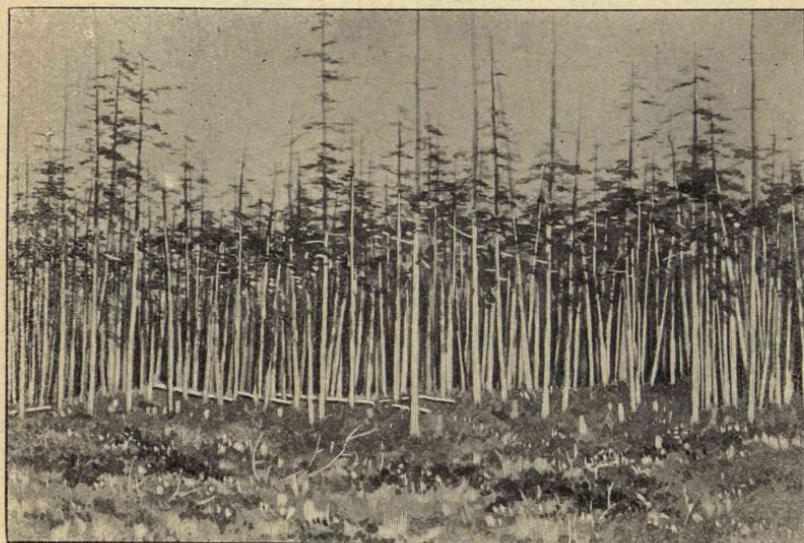
已知本島の植物は、殆んど北海道と大差なく、其の種類甚だ少なく生長遅緩  
 なるも、間々本島特有の色丹松の如き、年輪三百年以上樹幹の直径三尺餘高さ

十七八間に達するものなさに非ず。

宮部理學博士及三宅農學士の調査に従ふ時は、植物總數約一千種あり、就中樹木の種類九十五種にして、密林として有名なる森林は、針葉樹其主要部分を占め、各地山岳平野至る處鬱蒼たる森林を成し、濶葉樹は溪谷河岸の平野又は針葉樹林中に混生するのみ、只時に野火數十日間連續して全山焦土と化し、一樹を留めざるに至る爲め、各地荒涼たる裸地の存在するを認む

針葉樹類  
濶葉樹類

上記九十五種の中、林木としては、針葉樹六種。濶葉樹三十五種あり。この中主要なるは、針葉樹にエゾマツ アカエゾマツ カラマツ トドマツの四種。濶葉樹にシラカンバ エゾノダケカンバ ミヤマハンノキ ケヤマハ  
 ノノキ アカダモ オヒヨウダモ ナナカマド ヤマザクラ シウリ キハ  
 ダ イタヤ センノキ ヤチダモ ドロ ナガハヤナギ キヌヤナギ バッ  
 コヤナギ エゾヤナギ カラフトヤナギ 等ありとす。トドマツ エゾマ  
 ツ アカエゾマツは、相混生して本島の分水嶺及び各地に密林を成し、カラマ  
 ツは、一般に濕潤なる地に單純林をなして生育す。河岸沼澤附近の如きは、多



ホムムトカノ落葉松林

寒地ノ森林多ク此ノ如ク少葉枝ノ涼荒タル爲ニ

くカラマツの純林をなす、特に東  
海岸及び亞庭(アニワ)灣内の東部  
に於て其然るを見る。

シラカンバ エゾノダケカン  
バ ハコヤナギ等は、乾燥地に生  
じ、或は針葉樹林中に點々群をな  
して散在し、又山火の燒跡に生育  
すること多し。アカダモ オヒヨ  
ウダモ ヤチダモ等は、沃野に生  
育す、則ちナイブチ、鈴谷(ススヤ)ル  
一タカ諸河の流域に於けるが如  
きこれなり。カラフトナラは海  
岸に多く、東海岸に於てはドブキ  
シララカ附近に群生し、アニ

ワ灣内には各所に生じ、西海岸はノトロ岬より北方マウカ附近に至る迄一帯に之を産し、ナヤシ附近にも散在す。

ドロはルータカ其他の各河畔に點在すと雖も、ポロナイ河畔最も多し。ケヤマハンノキ、ヤマハンノキ等は、溪谷濕地及び海岸の丘陵斜面地に多し。キハダ、サクラ、センノキ等は、マウカ以南の西海岸各地に多く成長す。ナナカマド、ミヤマハンノキの如きは所在之を産す、然れども北方に至るに従ひ次第に矮少となる。

ハヒマツは、山地のみならず、海岸に密生せること千島の如く、又ツンドラ地にも之を見る。

### ツンドラ地の植物

ポロナイ平原のツンドラ地を見るに、河畔は多くは樹林多く内地ツンドラをなす、其の主要構成分は、ミヅゴケにして、河岸の露出厚さ五六尺乃至一丈餘、其中央部に至りては尙深き處あり。下層はミヅゴケ其他植物の莖根の腐敗せるものより成るも、表面にはミヅゴケ盛に成長し、其上に地衣類、ガンコウラン、コケモモ、ツンユケモモ、ヒメツル

ツンドラ地の  
植物

ロマメノキ　ホロムイツツジ　ホソバイソツツジ　サカイソツツジ　ウラ  
シマツツジ　モウセンゴケ　チシマモウセンゴケ　エゾゴゼンタチバナ  
等生育し、或は全く蘚苔のみより成り、之にスギゴケ　チシマスゲ等生じ、其  
間僅にコケモモ類匍匐するあり。樹木はヒメカンバ　ポロナイカンバ  
カラマツ　ハヒマツ等に過ぎず、且つ何れも矮小にして、其の最大なるもの  
を求むるもヒメカンバは尺餘、カラマツは四五尺に達せず、且つ地衣類盛んに  
寄生し、人工的盆栽の優秀なるものも之に及ばざること遠し。

在住露人は、之をツンドラと稱するも、寧ろ獨逸の Hoch Moor てふ地性に  
相當する如く、北米カナダにも亦之に類するものありて、Raised Peat Bog と  
稱す。畢竟此地は、雨雪の水分地中に滞留せるものを、毛細管作用によりミ  
ズゴケ之を吸ひ上げ、以て自己の生育を計るが故に、他の泥炭地と異なり、表  
面は附近の地面より高く其含有する水の成分は、常に石灰分缺乏し腐植酸  
を含有するが爲めに、特殊の植物を生ずるに至るものなり、故に河水汎濫し  
て其の地に石灰分加入し來る時は、漸く植物の種類を變じ來るなり。

## 海藻

此の如く水中に腐植酸存在するが爲め、此地に生ずる植物の根は吸水力に大なる妨害を受け、湿地と雖も乾燥地に於けるが如き結果を來たし、ガンコウラン、イソツツジ、イスランドゴケ、ハナゴケ等の如き、岩上若くは高山植物を發生せしむるに至れり、斯る地性はポロナイ平原の外シンノシレトコ半島にも之を見る。

海藻類は昆布最も多く、其分布本島全土に互り、リーシリ昆布、シホホシコンブ、カラフトコンブあり、其他アイヌワカメ、エゾツノマタ、キンナンソウ、ホソフクロノリ、エゴノリ、イキス等多少生育す。

尙ほ参考の爲め露國博物學者シユミット氏の調査によれる植物分布を記せんに氏は樺太植物誌に於て、植物の種類上同島を二區に大別せり。

第一區。テルペニヤ灣以南の東海岸及ドユイ以南の西海岸の部分。  
第二區。第一區以外の部分即ち北部及内部山地の大部分。

右によれば、我領土は殆んど第一區に入り、第二區に入るべきは僅かに本島の分水嶺及多來加(テルペニヤ)灣以北の地のみなりとす。

植物表

尙ほ同氏は本島植物帯を次の五帯に區別せり。

- 第一 海岸帶。ハマナシ カラフトイバラ タカチイバラ等の草類生ず
- 第二 下層濶葉樹帶。ヤマハンノキ ミヤマハンノキ イタヤカエデ  
カラフトカシワ ナナカマド サンザシ 柳 等生ず。
- 第三 針葉樹帶。色丹松 蝦夷松 蝦松 等生ず。
- 第四 上層濶葉樹帶。樺類 コブノキ 榛類 等生ず。
- 第五 偃松帶 偃松生ず。
- 第六 高山草帶。

樺太島主要植物表 (南部樺太森林調査書ニヨル)

植物名	學名	摘要
檜松	<i>Abies sachalinensis</i>	山腹以下の傾斜地及山麓の濕潤地に多く生ず徑一尺七八寸高さ十二間に達す
蝦夷松	<i>Picea ajanensis</i>	多く檜松と混生するも檜松に比し其數少なし徑三尺高十七八間に達す
色丹松	<i>Larix dahurica</i>	平地及濕地に生ず高山には生ぜざるが如し徑四尺高十七八間に達す
アララキ	<i>Taxus cuspidata</i>	檜松及蝦夷松林中に生ず少數なり徑七寸高六七間に達す
ミヤマナズ	<i>Juniperus nipponica</i>	檜松蝦夷松の林下に在り地に這ふ

リシリビヤクシン

*Juniperus communis*

同 前

ハヒマツ

*Pinus pumila*

高山上に生ずれども平地にも亦生ず  
平地のものは高さ四五尺に達す

トカチヤナギ

*Salix Urbaniana*

河岸に生ず徑一尺に達す

バッコヤナギ

*Salix caprea*

同 前

キヌヤナギ

*Salix viminalis*

同 前

ジヤヤナギ

*Salix eriocarpa*

河岸に生ず徑一尺七八寸に達す

ド ロ

*Populus balsamifera*

河岸又は谷合に生ず小敷なり徑三尺  
高十二三間に達す

ヤマナラシ

*Populus tremula*

乾燥地に生ず徑一尺二三寸に達す

ヤマハンノキ

*Alnus incana, willd. var. glauca*

河岸及濕地に生ず徑一尺五六寸に達す

ミヤマハンノキ

*Alnus viridis DC. var. sibirica*

山腹に生ず徑一尺内外

ケヤマハンノキ

*Alnus incana willd. var. hirsuta*

河岸及濕地に生ず徑一尺四五寸に達するものあり

シウカンバ

*Betula alba L. var. vulgaris*

山地及平地に廣く生ず特に山脈の中  
脈以上に純林を爲す平地に生ずるも  
のば徑三尺四五寸に達す

アカダモ

*Ulmus campestris Sm. var. laevis*

河岸肥沃地に生ず徑四尺に達する大  
木あり

オヒヤウニレ

*Ulmus montana Sm. var. laciniata*

同 前

ナナカマド  
 ミヤマナナカマド  
 ゴブニレ  
 オニグルミ  
 オカラバナ  
 イタヤカエデ  
 オニモミヂ  
 シウリサクラ  
 ミヤマサクラ  
 オホサンザシ  
 ハマナシ  
 タカネイバラ  
 ウラジロイチゴ  
 ズミ

*Prunus aucuparia* Gaethn. var. *japonica*  
*Pirus Sambusifolia*  
*Ulmus campestris* Sm. var. *vulgaris*  
*Juglans Sieboldiana*  
*Acer spicatum* Lam. var. *nurinduensis*  
*Acer pictum*  
*Acer diabolicum*  
*Prunus siori*  
*Prunus Maximowiczii*  
*Crataegus sanguinea*  
*Rosa rugosa*  
*Rosa acicularis*  
*Rubus parvifolius*  
*Pirus Tschonoskii*

山地に生ず小數なり徑六七寸に達す  
 山地に生ず小數なり徑四五寸に達す  
 河岸肥沃地に生ず小數なり徑七八寸に達す  
 河岸に生ず頗る少數なり徑五六寸に達す  
 山地に生ず小數なり徑五六寸に達す  
 山地河岸海岸に生ず徑一尺五寸に達す  
 山地に生ず小數なり徑三四寸に過ぎず  
 河岸に生ず海岸地方に於ては山地にも生ず徑六七寸に達す  
 山地に生ず徑四五寸に達す  
 平地に生ず徑七寸に達す  
 海岸に生ず頗る多數なり  
 山地及海岸に生ず特に燒跡地に多し  
 同 前  
 平地に生ず甚だ小數なり徑三四寸に達す

シモシケ

*Spiraea japonica*

山地及平地に生ず

マルバシモツケ

*Spiraea betulifolia*

同 前

ホサキナナカマド

*Fraxinus mandshurica*

多く海岸及平地に生ず

ヤチダモ

*Rosa cinnamomea*

河岸に生ず少数なり徑三尺に達す

カラフトイバラ

*Quercus mongolica*

山地及海岸に生ず特に燒跡地に多し

カラフトカシツ

*Aralia sinensis*

海岸地方に生ず徑一尺七八寸に達す  
ドフキ一附近に在り

タラノキ

*Acanthopanax divaricatum*

山地に生ず頗る少数なり徑二三寸に  
過ぎず

オニウロギ

*Lonicera Morrowii*

溪谷に生ず少数なり

ヘウタンボク

*Sambucus racemosa*

山地に生ず

コブノキ

*Cornus ignorata*

海岸山地高山到處に生ず徑四五寸に  
達す

クマノミツギ

*Euonymus oxyphyllus*

谷に生ず少数なり徑二三寸に達す

ツリハナ

*Euonymus macropterus*

山地に生ず

ヒロバノツリバナ

*Viburnum opulus*

同 前

カンボク

平地に生ず少数なり徑一二寸に過ぎ  
ず

ヤチヤナギ  
 ホロムイツツジ  
 イソツツジ  
 マタタビ  
 コケモモ  
 イブキヒヤクシン  
 ヤマザクラ  
 ミヤマガマズミ  
 ハリギリ  
 シコロ  
 ノリウツギ  
 コクワ  
 ヤマブドウ  
 ツルメモドキ

*Myrica Gale*  
*Ledum palustre*  
*Actinidia polygama*  
*Vaccinium vitis-idaea*  
*Juniperus chinensis*  
*Pirunus pseudo-cerasus*, Lindl  
 var. *spontanea*.  
*Viburnum Wrightii*  
*Aralia racemifolium*  
*Phellodendron amurense*  
*Hydrangea paniculata*  
*Actinidia arguta*  
*Vitis Cognetiæ*  
*Celastrus articulata*

濕地に生ず  
 同 前  
 濕地に密生す山地にも生育するものあり  
 平地澤藪に生ず小數なり  
 多く山地に生ず  
 海岸の岩石地に生ず  
 トコンボ附近の山地に生ず徑五寸に達す  
 海岸附近の山地に生ず  
 溪谷傾斜地に生ず徑六七寸に達す  
 山地に生ず徑七八寸に達す  
 山地に生ず小數なり  
 海岸又は溪谷生ず小數なり矮少にして威長不良  
 海岸に生ず  
 海岸に生ず小數なり

## 第三 鑛物

本島鑛産物の主なるものは、石炭 砂金 石灰石 石材等とす。就中石炭最も豊富にして、第三紀層中 泥岩 砂岩等の間に介在す。其の品質は良好にして分布廣大なり。

## (一) 石炭

石炭の炭質

石炭は鑛産物中主なるものにして、厚層のものは其厚さ五十尺に達するあり。其質は二種に分れ、漆黒色にして光澤強く、稍脆弱にして揮發分少なきものと、光澤比較的弱く塊状にして揮發分多きものとの二種あり。

石炭の分布

石炭の分布は國境近附より西南端なるノトコ岬附近に達す、特に樺太山脈の兩側に、或は連續し或は斷絶し、以て廣大なる幾多の炭田を成せり。

既に實地探檢を経たるもの十九箇所にして炭層百二十餘枚に達す、尙未發見のもの甚だ多かるべし。内淵ナイブチ) セルトイ 幌内(ポロナイ) ノポ

リポエストル 土金保(トコンボ)地方等最も名あり。

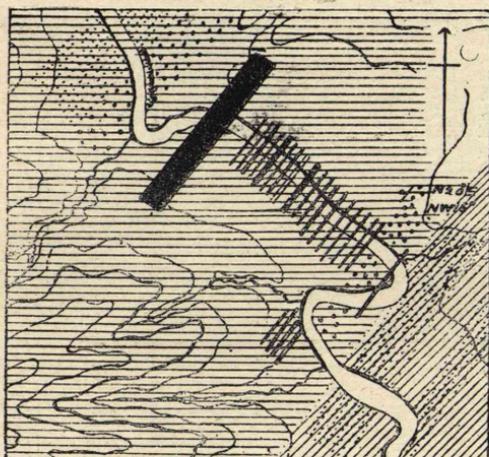
(一) ナイブチ川炭田

内淵ナイブチ河谷に存す、分ちて二となす。一は十九枚の露頭ありて之を

第一炭田とし、他は三十六枚の露頭ありて之を第二炭田と名づく。

第一炭田 内淵ナイブチ河口より

本流を遡ること十二三里、西樺太山脈の東側海拔五百尺に位し、炭層は總てナイブチ河を横斷して顯はれ、第三紀層礫岩泥岩及砂岩の互層中に挟まり十九條あり、東西約十五町の間露出す、其厚各約三尺<sup>(五)</sup>、二尺<sup>(六)</sup>、四尺<sup>(七)</sup>、六尺<sup>(八)</sup>、二尺<sup>(九)</sup>、三尺<sup>(十)</sup>、

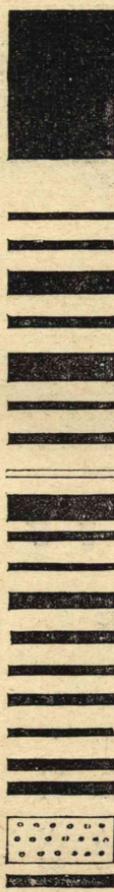


縮尺五万分の一

中生層 頁岩  
 第三紀 頁岩 砂岩 礫岩  
 石炭露頭

ナイブチ第一炭田

尺八尺<sup>(上)</sup> 三尺五寸<sup>(上)</sup> 二尺<sup>(上)</sup> 十尺<sup>(中)</sup> 四尺<sup>(中)</sup> 八尺<sup>(中)</sup> 三尺<sup>(中)</sup> 一尺<sup>(中)</sup> 五十尺<sup>(下)</sup>  
 なり。此炭層は南北共に表士に被はれ、追跡する能はずと雖も、第一支流より流れ来る炭塊により南北に連続せるを知るべし、其走向は北二十度東、傾斜は



五尺十炭  
 一尺三炭  
 八尺炭  
 四尺炭  
 二尺炭  
 二尺炭  
 三尺炭  
 一尺炭  
 八尺炭  
 二尺炭  
 六尺炭  
 四尺炭  
 二尺炭  
 三尺炭  
 四尺炭  
 五尺炭  
 百尺炭  
 三尺炭  
 炭

砂岩頁岩、互層

のは石墨状の光澤を有し最良なりとす。今露出状態及び主要部分の分析表を示すこと左の如し、

殊に五十尺のも  
 岩質佳良にして、  
 又「夾ミ」を有せず。  
 褶曲断層等の變  
 動状態を認めず、

番號	品質	層厚	上盤	下盤	走向	傾斜	挟ミ
一	佳良	約三尺	泥岩	泥岩	北二十度東	北西十五度	ナシ
二	同	約五尺	同	同	同	同	同

一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三
同	同	佳良	惡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	佳良
約八尺	約四尺	約十尺	約二尺	約三尺五寸	約八尺	約三尺	約二尺	約六尺	約四尺	約三尺	約三尺	約二尺	約四尺
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	泥岩
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	泥岩
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北二十度東
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北西十五度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ナシ

番號	品質	層厚	上盤	下盤	走向	傾斜	挟ミ
一七	同	約三尺	泥岩	泥岩	北二十度東	北西十五度	ナシ
一八	惡	約一尺	同	同	同	同	同
一九	佳良	約五十尺	同	同	同	同	同

全上分析表

炭層名	水分	揮發分	コークス	硫	黄	灰
四尺炭 (三)	六八三三	五三六〇九餅狀	三三六〇〇		一三四九	四六二〇
四尺炭 (七)	八二四四	一六七二四	六二二七二		〇八四〇	一三〇三〇
六尺炭 (八)	五〇一〇	七三三四	六二六八〇		七七七四	一八二四六
五十尺炭 (一九)	六二五〇	四二五三八	四六九七〇		〇九四二	二三〇〇

ナイブチ第二炭田

第二炭田 ナイブチ河口より二十二里乃至二十七里の上流に互り、スバンベルグ山の東麓、海拔一千尺内外の地點に在り、地勢峻峻ならざるも土地高く、河川急流をなし、砂岩 泥岩 礫岩の互層せる第三紀層地に存し、三千尺を超

ゆる野田寒ノダサン(の圓錐火山西境を限る、其炭層露頭三十六あり同一炭層の露出するものを含む)今下流より順次に之を擧ぐるときは、層厚三尺一尺(三三)二寸(三二)十尺(三〇)二尺(二九)三尺(二八)五尺(二七)八尺(二六)五尺(二五)十尺(二四)二尺(二三)三尺(二二)三尺(二一)二尺(二〇)三尺(一九)五尺(一八)四尺(一七)三尺(一六)二尺(一五)三尺(一四)四尺(一三)五尺(一二)三尺(一一)二尺(一〇)三尺(一〇)四尺(九)三尺(八)二尺(七)三尺(六)四尺(五)三尺(四)二尺(三)三尺(二)四尺(一)五尺(一)三尺(一)にして、各層露出状態及其主要炭につき分析表を示すと左の如し。

番號	品質	層	高	上盤	下盤	走	向	傾	斜	挟ミ
一	佳良	約三尺	三尺	泥岩	泥岩	北五十度西		南西二十度		ナシ
二	同	約一尺二寸	二寸	砂岩	同	北四十度西		同		同
三	同	約十尺	十尺	礫岩	同	同		同		同
四	同	約二尺	二尺	同	同	同		同		同
五	同	約三尺	三尺	同	同	同		同		同

番號	品質	層高	上盤	下盤	赴向	傾斜	挾ミ
一八	同	約三尺	礫岩	砂岩	北四十度西	北東三十度	ナシ
一七	佳良	約三尺	泥岩	礫岩	北三十度西	北東廿八度	
一六	同	約二尺			同	同	
一五	惡	約二尺			北二十度西	北東五十度	
一四	佳良	約三尺	砂岩	砂岩	北四十度西	同	
一三	同	約二尺	同	礫岩	同	同	
一二	同	約三尺	泥岩	泥岩	北卅八度西	南西二十度	
一一	同	約四尺	礫岩	砂岩	北四十度西	南西十度	
一〇	同	約十五尺	泥岩	泥岩	北卅五度西	南西五十五度	
九	同	約五尺	砂岩	砂岩	同	南西十度	
八	佳良	約八尺	同	同	同	同	
七	不良	約二尺	同	同	同	同	
六	佳良	約五尺	礫岩	泥岩	北四十度西	南西二十度	

三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九
佳良	同	同	不良	同	佳良	同	同	惡	同	不良	佳良	惡
約一尺	約一尺	約一尺	約二尺	約五十尺	約二尺	約四尺	約一尺	約三尺	約三尺	約三尺	約五尺	約一尺
泥岩	同	同	同	泥岩	砂岩	同	同	泥岩	同	同	砂岸	泥岩
泥岩	泥岩	同	同	同	砂岩	同	同	泥岩	礫岩	同	砂岩	泥岩
北二十度西	同	同	同	北十度西	北六十度西	同	同	北四十度西	〃	同	北三十度西	北四十度西
南三十度西	同	同	同	同	南西三十度	同	同	南西五十度	北東四十度	北東五十度	北東廿五度	北東三十度
				内二尺泥岩 ノ挟ミアリ							挟ミアリ 内一尺挟ミ 一條アリ	ナ シ

番號	品質	層高	上盤	下盤	走向	傾斜	挾ミ
三三	同	約八尺	泥岩	泥岩	北三十度西	南西四十度	
三四	同	約三尺	同	同	同	同	
三五	同	約五尺	同	同	同	同	
三六	同	約三尺	同	同	同	同	

分析表

岩層名	水分	揮發分	餅狀 コルクス	硫	黃灰	分
十尺炭(二三)	三二〇〇	三〇・八六五	五四・五二〇	五八〇九	五六〇六	
十五尺炭(一〇)	四九三〇	二七七三三	六一・二三〇	〇七八八	五三三〇	
四十尺炭(一二)	二六〇八	—	七六・八一四	〇九四一	五一七四〇	
五十尺炭(二八)	二七八〇	三七七四四	五五・五五八	一三三八	二五八〇	
八尺炭(三三)	四三五四	二四・一八七	六三・二四〇	〇四八三	七七三六	

(二) ポロナイ炭田

幌内(ポロナイ)平地の西側に於て、南北に延長する一帯の第三紀丘陵地は非常に炭層に富み、區域廣大にして未だ詳細なる調査なし。而して其位置内地に偏し、炭層急傾斜をなし挟み多きを缺點とす。今主要なる各炭層を列擧すること左の如し。

番号	産地	品質	層高	上盤	下盤	走向	傾斜	挟ミ
一	ポロナイ支 流ボイ川	佳良	約二尺一寸			北二十度西	北東六十度	ナシ
二	同	同	約二尺七寸			同	北東五十五度	同
三	同	同	約十二尺六寸			同	北東六十度	内挟ミ一 寸三寸五寸
四	同	同	約一尺八寸			北十度西	北東五十五度	ナシ
五	同	同	約四尺			北三十度西	南東二十度	内挟ミ 三寸
六	同	同	約二尺六寸			南 北	直 北	ナシ
七	同	不良	約一尺			北廿五度西	同	同

番號	產地	品質	層高	上盤	下盤	走向	傾斜	挾ミ
八	ポロナイ支流 流ホイ川	惡	約二尺四寸			北廿五度西	南西六十度	内挾ミ 二寸
九	同	同	約三尺八寸			北十五度西	南西五十度	内挾ミ 三寸
一〇	同	同	約一尺四寸			北二十度西	南西七十度	ナシ
一	ポロナイ支流 ハンダサ川	佳良	約八尺	砂岩	砂質泥岩	北十度西	北東七十度	内挾ミ二 尺一尺五寸
二	同	同	約七尺	砂質泥岩	同	同	同	内挾ミ一 尺及八寸
三	同	同	約七尺	同	同	同	同	内挾二 尺
四	同	同	約九尺	砂岩	砂岩	同	同	内挾一尺 及八寸
五	同	同	約八尺		砂質泥岩	北二十度西	北東六十五度	
六	同	不良	約四尺	泥岩	泥岩	同	同	ナシ
七	同	同	約三尺	同	同	同	同	同
八	同	同	約四尺	同	砂質泥岩	同	同	一尺
九	同	同	約五尺五寸	砂質泥岩	泥岩	同	同	八寸
一〇	同	惡	約二尺	砂岩	同	北十度西	直立に近し	ナシ

ナヤシセルト  
ナイ炭田の  
所在

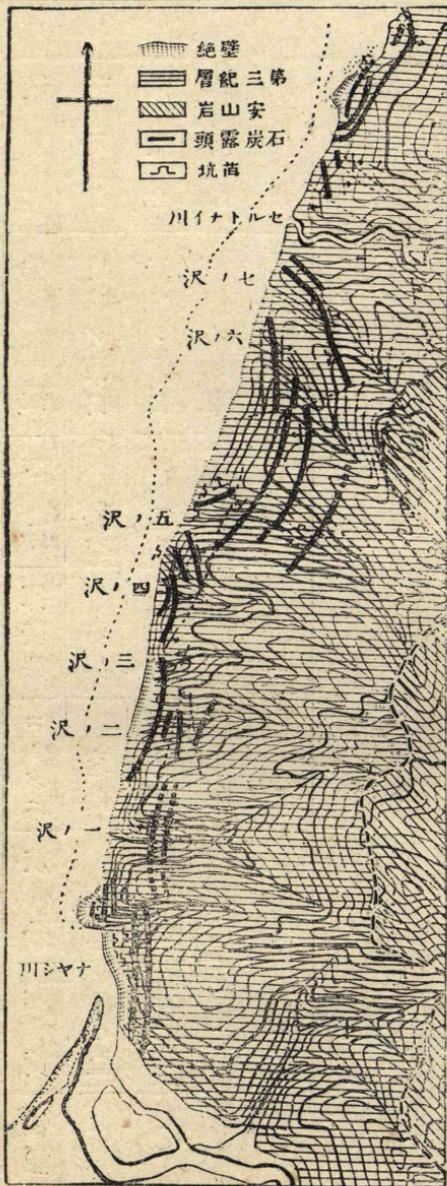
西樺太山脈の西側に在り、從來已に稼行せる唯一の炭田にして、西海岸ナヤ

(三) ナヤシセルトナイ炭田

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	二三	二二	一一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	佳良	不良	同	同	同	同	悪
約三尺	約三尺	約一尺	約一尺	約三尺	約四尺	約三尺	約四尺	約三尺	約七尺
						砂質泥岩	同	同	泥岩
						同	砂岩	同	泥岩
同	同	同	同	同	北二十度西	同	同	同	北十度西
同	同	同	同	同	南西三十度	同	同	同	直立に近し
同	同	同	同	同	同	同	同	ナシ	ナシ

シの北凡一里なるセルトナイ河口の北方數町に至る間、海岸の斷崖に露出せる厚層の炭層あり、今尙廢頽せる數個の坑口木道等を見る。其炭層は三尺以上十二尺に至るもの五層あり、即ち六尺<sup>(一)</sup> 五尺<sup>(二)</sup> 燼石<sup>(三)</sup> 六尺<sup>(四)</sup> 十二尺<sup>(五)</sup> これなり。走向は殆んど南北にして、チャシ河口附近にては六尺<sup>(一)</sup> 五尺<sup>(二)</sup> 及び燼石層を認め、セルトナイ河口に於ても六尺層露はる、炭質甚だ良好なり、今露出状態及分析表を見るに。

産地	番號	品質	層高	上盤	下盤	走向	傾斜	挾ミ
北方 チャシ	一	不良	約七尺					アリ
同	二	不良	約二尺					同
同	三	佳良	約四尺	泥岩	泥岩			同
同	四	同	約三尺	同	同			同
同	五	同	約二尺	同	同			同
同	六	同	約一尺	同	同			同
同	七	同	約三尺	同	同			同



同	同	セルト ナイ	同	同
三	二	一	九	八
同	同	佳良	同	同
約四尺	約五尺	約十二尺	約一尺	約三尺
			同	同
			同	同
			同	ナシ

圖質比層炭イナトルセ・シヤナ

分析表

炭層名	露頭位置	水分	揮發分	コークス	灰分	硫黄	性能
五尺 1	ナヤシ河口	四、四六五	四、四六五	六七、八四五	三、〇三三	〇、六三三	粘結ス
六尺 2	ナヤシ河口	一、二六五	一、二六五	七〇、〇六五	三、〇三〇	〇、九六二	〇
六尺 3	一ノ澤	五、三二〇	五、三二〇	六五、九九〇	四、二〇〇	〇、五六三	〇
六尺 3	三ノ澤	〇、八三五	〇、八三五	六〇、二一〇	〇、三四五	一、三九八	〇
煽石 4	ナヤシ河口	一、三四〇	一、三四〇	七二、七〇〇	三、六八〇	〇、〇八八	粘結セズ

以上本島石炭の分析表を見るに、先づ硫黄分の少きは其品質佳良なるを知るべく、只灰分水分多量にして發熱量低きは、一見炭質不良の觀あるも、これ其標本の數十年來大氣に暴露したるものを分析したる結果のみ、然かも尙之を以てするも、高島 三池 北海道幌内等の石炭に比し、決して遜色なきのみならず、或點に於ては反て優る所あるを見れば、本島の石炭が如何に優良なるかを想像し得べし。

尙ほハンダサ川第二元標附近に三層、幌内(ポロナイ)支流ペリョート川附近

に十尺層三、五尺五寸層一　シブシナイボに二十尺層一　土金保(トコンボ)に  
一　池邊讚(チペサ)ニ湖畔に二層　アモベシに五層　ノボリボに二層　エスツ  
ル十三尺層一其他數箇所に發見せられたり。

以上の外、石炭の流塊により其存在を認めたるは、左の二十二個所なりとす。  
ヲテッコロ　ノタサン　アキプシナイボ　アトワタンナイ　アサンナイ  
シトナイ　ナイボロ　シラルシナイ　モシラルシナイ　シラヌシの北方二  
小溪及ボロナイ川支流　チョルナヤレチカ　コマトイ　シツカ　ウマンゲ  
シヨツドイ　ケトンガイ等これなり。

## (二) 砂金

砂金の所在

砂金は、五十度線地方にては、明治四十年に至りて諸所に其存在を確められ  
たり、之に先ちて、明治三十九年、本島の南半に於て、左の七個所に發見せられた  
り、而して地質上より見る時は、三地層の區域に區別せらる。

一　結晶片岩系地方に在るもの。　トンナイチャの北西方六里なるコヌシベ

ツの上流二里、石英片岩、綠泥片岩及石墨片岩を貫ぬける石英脈中に包藏せられ、已に靈爛の結果砂金として存在せるもの多く、又コヌシベツ川の北方一里オプサキ川にも一砂金の存在を見る。

二古生層地方に在るもの。シレトコ半島の古生層部と花崗岩との接合點附近、サツトポ、ムラモルヌイ外及びボンポタナイ等に之を見る。

三第三紀層地方に在るもの。ノトロ半島の東岸モンゼナイ、ヨシナイ間に存在す。

### (三) 石材

未だ採掘稼行に着手せざれども左に其種類産地を表示せん。

花崗岩。シレトコ岬附近及ウエリカン岬附近に在り、其の質堅實にして緻密なり。

流紋岩。眞縫(マヌイ)附近に在り。

安山岩。スバンベルグ、野田寒(ノダサン)、自主(シラヌシ)、海馬島、其他火

山岩地方各地に見る。

大理石。白岩(ムラモルヌイ)岬附近に在り。

石灰石。シレトコ半島に七個所あり。

頁岩。西海岸各地及びメナベツに在り。

珪岩。シレトコ半島に在り。

砂岩。各地に存す。

## 第二編 人文誌

### 第一章 探檢

樺太の住民は、最も古くより支那史乘に傳はり、彼の山海經に見ゆる毛民玄股の兩民は、アイヌ及び魚皮韃韃を斥し、酉陽雜俎に所謂長鬚國地の長鬚はアイヌを指すものにして、唐代流鬼國といひ、元明に苦兀といひ、清朝に及びて庫葉島といひ、又單に大洲と云へる、共に樺太島なること明らかなり。

本邦古代の韃韃の地は、亦樺太なりとの説あるも之を考ふるに由なく、此の島に至りて其地理を探れるは、松前氏が蝦夷領有後其家臣を派せしを以て嚆矢とす。

今本島探檢の主なるものを擧ぐれば。

寛永十二年(西曆一六三五年)松前公廣、其家臣村上掃部左衛門ならんかを派遣せしを始めとし、次で慶安四年(西曆一六五〇年)松前高廣、其家臣蠣崎傳右衛

門を遣はして視察せしめたり、然れども兩者とも何れの地方を視察せしや分明ならず。

寶曆十二年(西曆一七六二年)には、攝津西宮の船頭源五郎の同地に漂着せるあり、明和年間(西曆一七六四—一七七二)には、和田某をして五六十里を視察せしめ、又安永六年(西曆一七七七年)新井田隆助渡航して南部の地方を探檢せることあり

以上は松前家の所置に屬す。爾後露國の北邊に於ける我が領土を窺ふに及び幕府の注目を促し、天明六年(西曆一七八六年)には大石逸平を派遣し全島を視察せしめ、寛政貳年(西曆一七九〇年)には高橋一寛を遣はし、西はコタントルより東は(シレットコ)迄視察せしめ、寛政三年(西曆一七九一年)には松前平角青山團右工門 高島壯四郎 鈴木熊藏を派し、次で寛政四年(西曆一七九二年)には、最上徳内をして西はクシユンナイ、東はトーフツに至らしめ、享和元年(西曆一八〇一年)には中村小市郎 高橋次太夫を、文化五年には松田傳十郎 間宮林藏を、全六年には再び間宮林藏をして第二回の探檢に従事せしめたり、

此中、大石逸平の旅行は、北邊多事ならんとする際なれば其名を傳へたり、寛政の松前平角一行の旅行、享和元年の中村小市郎、高橋次太夫の旅行を以て間宮林藏以前に於ける最も明細の報告を齎らせるものとすべく、其の事蹟は最上徳内の蝦夷草紙に紹介せられ又蝦夷拾遺にも見ゆ。松前平角は西岸ノテトに至るまでの報告を齎らし東岸はシンノシレトコに至り、黒龍江の土名マンコー河の事情を聞知し、又中村小市郎は東岸ナエブツ(編者云今ナイブチ)まで西岸はシャウヤ岬(編者云サクコタンの北なるソーヤ岬)に至りて間宮林藏以前の最も詳細なる地圖(挿圖第四版参照)を齎らし還れり。松田傳十郎間宮林藏の旅行は、韃靼海峡の最も狭き部分に達せるものにして、間宮林造第二回單獨旅行は、此部分の兩岸を探りて樺太の島嶼たる最後の斷案を下せるものなり、其の後の旅行者に至りては其の數甚だ多きも、地理上功績あるは松浦武四郎、岡本文平の二氏にして、前者は本島の最も綿密なる地圖と地誌とを編纂し、東岸及び北岸を周廻して、間宮氏の足跡到らざる所を補へるものなり。

元祿拾三年庚辰奉依台命所呈上之地圖也（天明六年撰松前誌）

ラッコシマ

カラトシマ

レフンシリ

リイシリ

ソウヤ

イシカリ

オコシリ

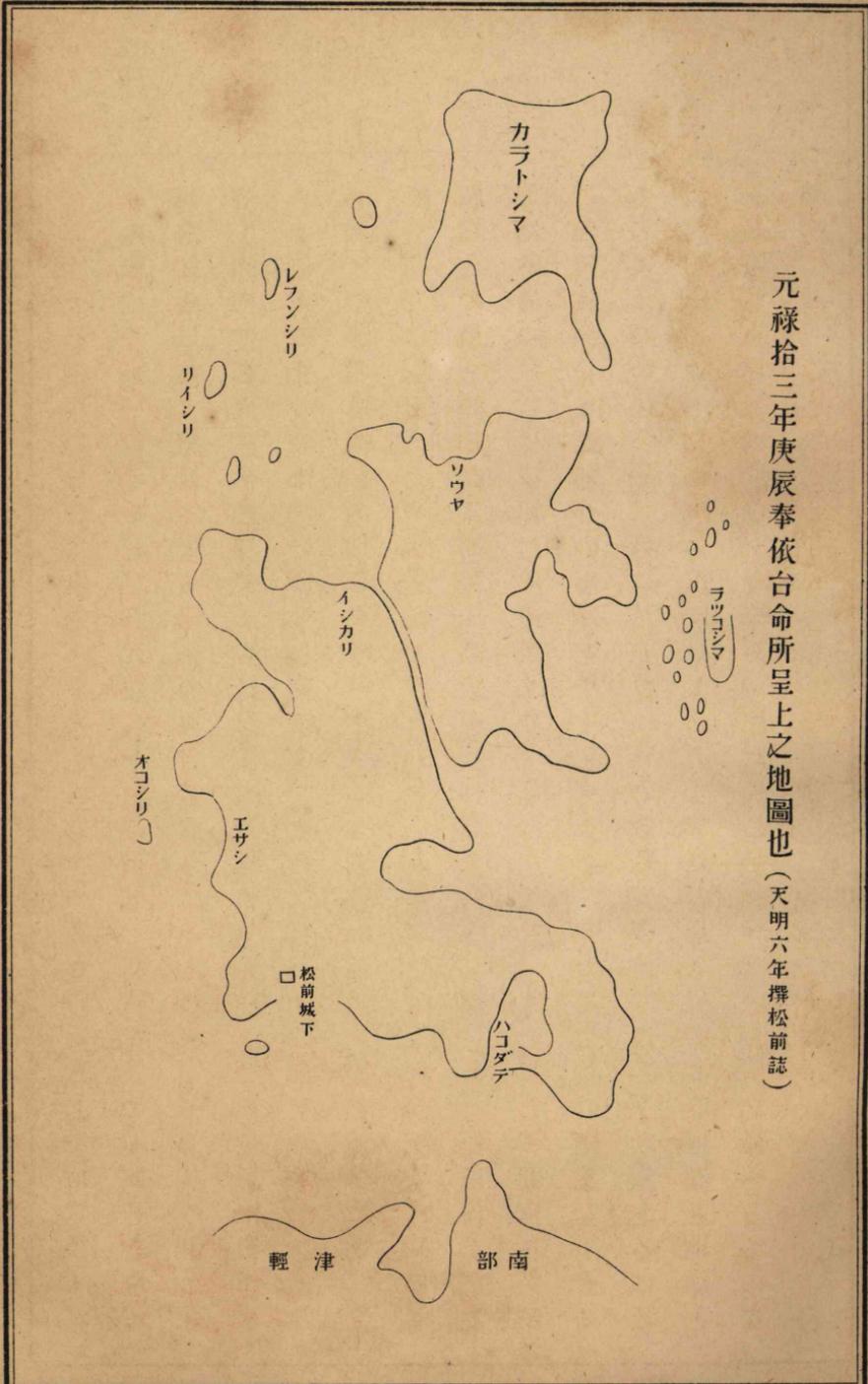
エサシ

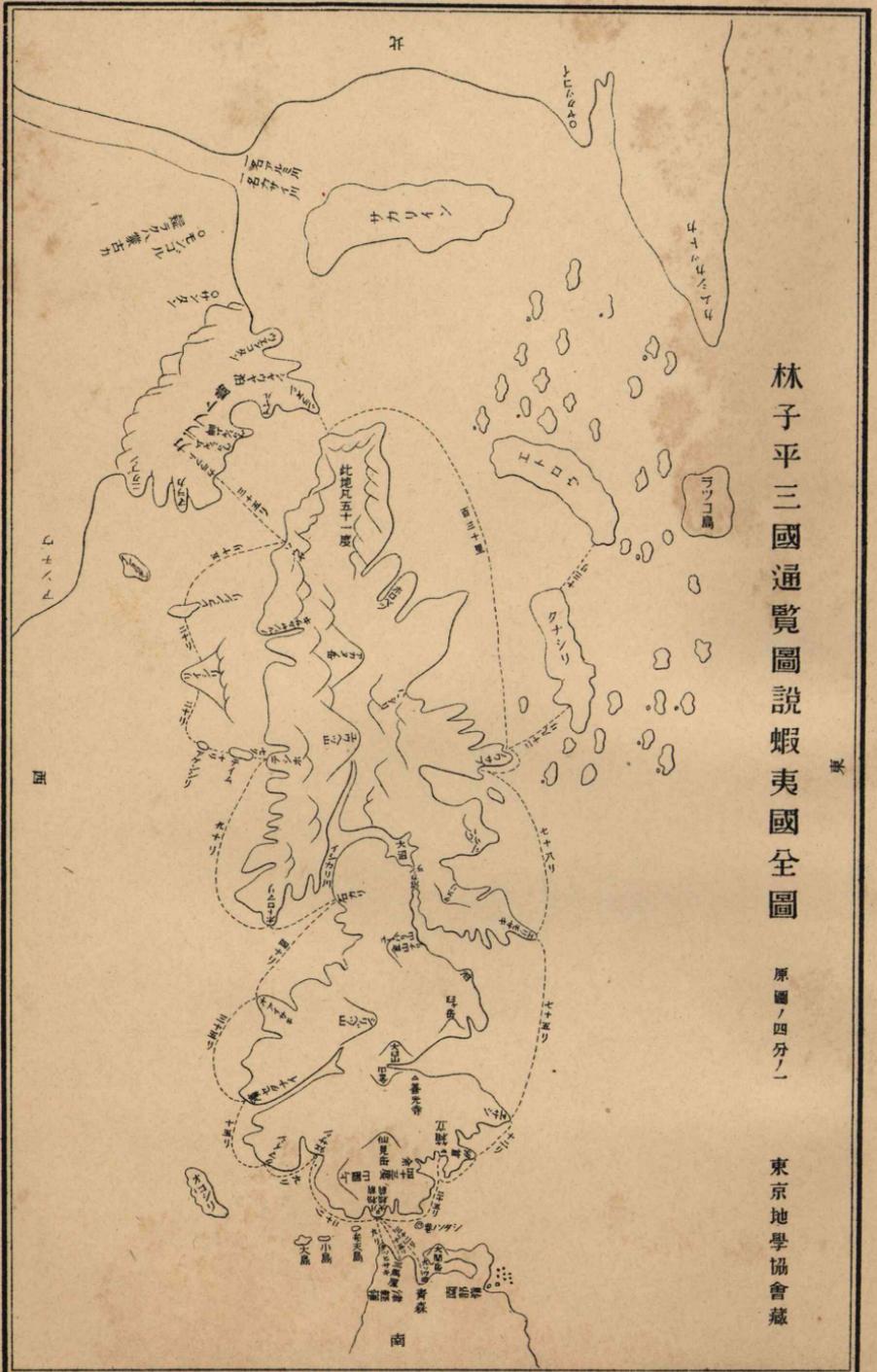
松前城下

ハコダテ

輕 津

部 南





林子平三國通覽圖說蝦夷國全圖

東

原圖ノ四分ノ一

東京地學協會藏



西洋人が初めて樺太に來れるは、ゲリツデフリウスにして、一六三四年根室海峽よりオホツク海に入りて、アニワ(編者云今のシレット岬)シンノシレットコ兩角を認めて去り、一七八〇年にはラペルーズ、一七九七年にはプロートン來りて、共に間宮海峽の南部を探り、一八〇五年にはクルーゼンステルン來りて其北部及び東岸を探りしも、海峽の存在は一八四九年に至り、露人子プエルスキー初めて之を確知せり、一六九三年に滿洲を探れるエスイタ宣教師ヂエルビヨンの記事、及び其地圖あり、康熙一統圖と共に佐渡島の如き形の樺太島は早く歐洲に傳られるも、航海者が之に據らずして、久しく本島を半島視せるは既に奇なりと謂ふべく、クルーゼンステルンが、シーボルドより間宮林藏の發見を聞知し驚嘆せる後、ネプエルスキーの報告露都に於て、尙ほ半疑半信を以て迎へられしは寧ろ滑稽に近し、而して是れ間宮林藏の専ら樺太探檢家として名を擅にせる所以なり。

## 第二章 地圖の發達

## 林子平圖

本島地圖の世に知られたるものは、蓋し現今に於ては、先づ元祿十三年西曆一七〇〇年幕命により松前家より提出せしもの(第二版)を以て首とせざる可らず。最も廣く傳はれる彼有名なる林子平の三國通覽圖說附圖蝦夷全圖(第三版)に至りては、長崎に來れる西洋人の誤れる材料に據り、此の地を以て半島とし、支那の所謂大洲なる樺太をサハリンとして樺太島と區別せるを見る。中村小市郎の圖(第四版)に至りては、稍南半部の眞に近きものを得たり。

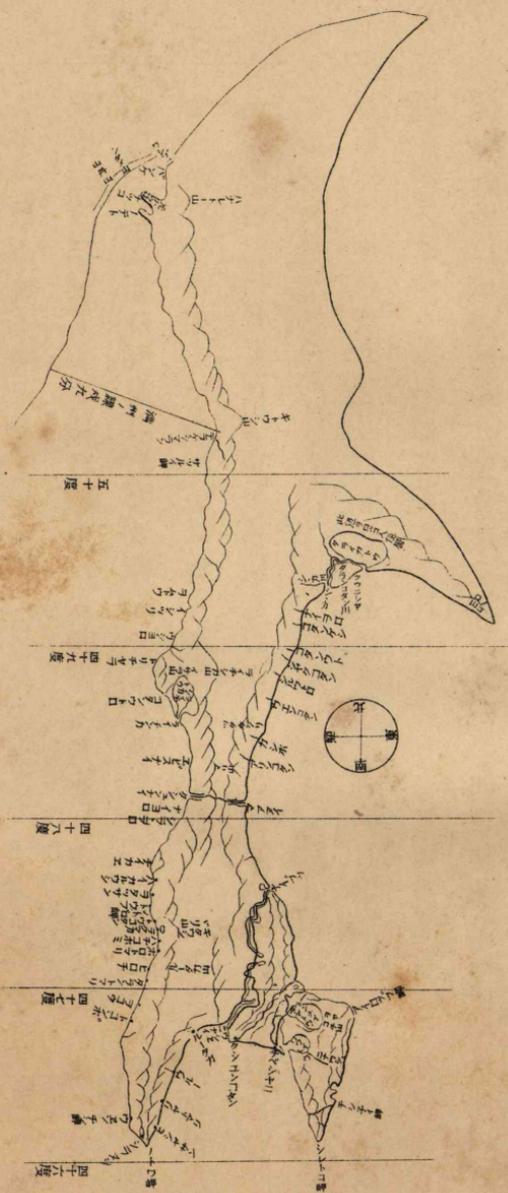
## 中村小市郎圖

蓋し此の點に於ては同氏の功績を賞揚するに足るべし。其の樺太島の北部は、最初に於ては之を島とし後に至りて、半島に改めたる(第四版北部注意)如き、當時如何に半島説の勢力ありしやを知るに足るべし(半島に訂正せるは彼の山田住長カリマシンの砂書圖によれる處多し)。近藤重藏著邊要分界圖考は此等の各種探檢の結果を結合せるものにして、間宮林藏第一回探檢後の實測圖第五版を経て、同第二回探檢後の實測圖(第六版)に至りて、始めて眞形を知るを得たり。該地圖は其の探檢せる部分の形狀位置等、眞形と殆んど大差なきを得たるは其の困苦危險の間に爲し得たる驚嘆すべき一大成功なりとす。松

## 間宮林藏圖

## 松浦武四郎圖

北



間宮林藏第壹回探檢圖

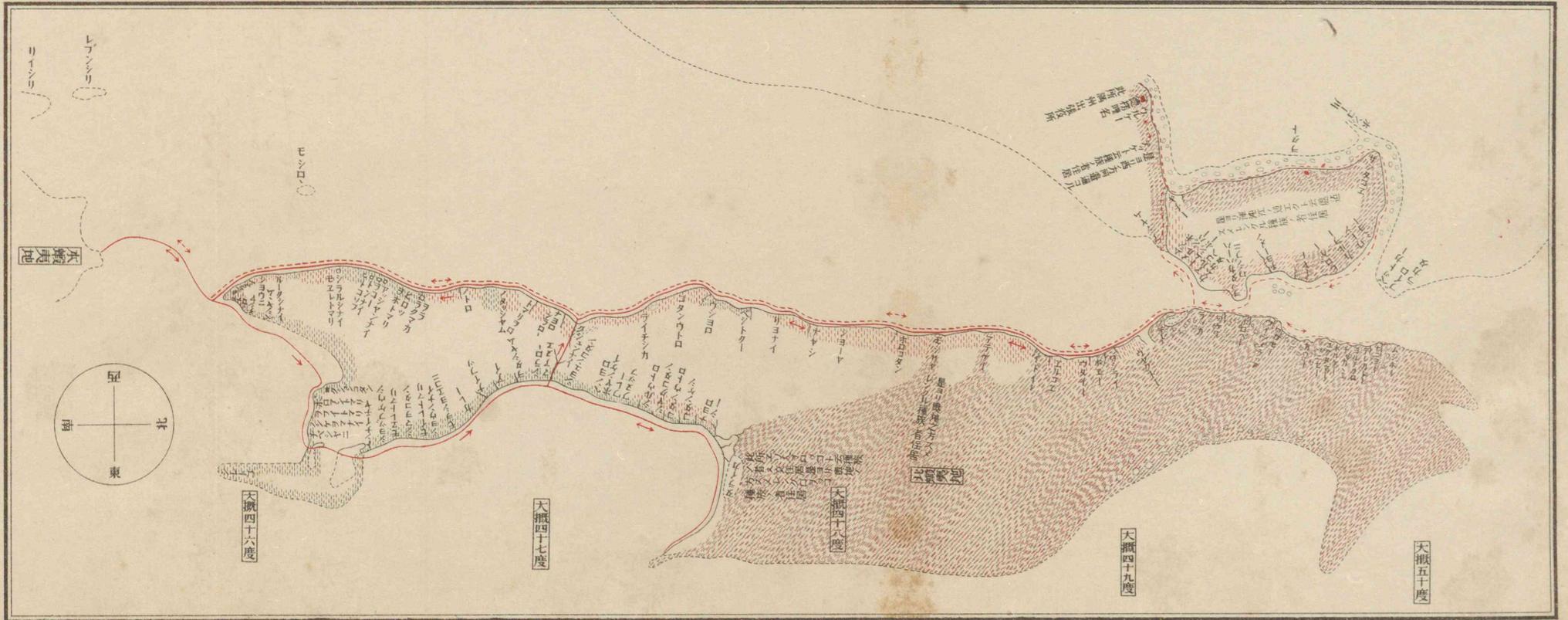
但シ八分一縮圖

東京地學協會藏

# 間宮林藏探檢圖

(間宮孝順氏寫)

縮尺二萬六千分之一



## 凡例

- 會所
  - 番屋
  - 漁屋
  - 第一回見分ノ通路  
第二回見分ノ通路  
(矢ハ進行方向ヲ示ス)
  - 不見分ノ地
  - エゾ人住居ノ地
  - 異族人住居ノ地  
此屋ハ力カト申邊ヨリナニラト申邊  
迄ノ海岸邊又東端地方ヲタカバト申  
邊ヨリヤト申邊迄ハ海岸邊滅湖ニ  
ハ余程ツツ沖ノ方迄陸地ニ相成候間右  
ノ色取ニテ相分置申候
- 附 (原圖ニ追加)
- 一 本圖ヲ近藤重藏氏所藏ノ文化八拜榊本  
圖ニ比較スルニ左ノ誤アリ  
緯度ノ數字ハ四七七、四八四、四九十五  
度ハ四八八、五十二、五十四度ノ誤ナルベ  
シ
  - 二 方位ハ稍東ニ偏セリ

浦武四郎圖に至りては、更に其の精密の度を加へ今後一層精細なる實測圖の出づるあるも、吾人は暫らく同氏實測圖の樺太島舊地名を示す點に於て、永く參考資料たるを謝せずんばあらず。

### 第三章 統治

#### 第一 舊日本領時代

松前領時代

松前時代 往古松前時代に於ける統治の一般を見るに、北海道と同じく何れも請負制度たるを免れず、抑も松前家が北海道及北蝦夷統治の方法に至りては、殆んど記するに足らず、松前附近以外の地は松前家自ら之を直轄せずして請負制度を採用し己れの臣下に沿岸若干の地を分與し漁業上の利を得るに過ぎず。其利得の方法は一に之を請負人番人に委任し、請負人は中士又は松前其他北海道各地の資力ある商人に土地を與へ、其土地内に於ける收入の一分を上納せしむ、而して請負人番人は己れの部下としてアイヌ語に通

ずる人足用のものを使用し、之を取締らんとために支配人を派遣す、彼等支配人の役所は即ち運上屋にして、番人の居所を番屋と呼びたり。左に依りて其の大要を知るべし。

夷人之長曰乙名其次小使、夷地聚落必置廠房、其大者曰運上屋、小者曰番屋、番屋有番人運上者有支配人皆驅使夷人、充佃漁之役而統之于、請負人請負人者中士巨商、先納漁稅於松前侯、撲買自某至某之地、是松前君臣拱手收其利、且無逋之負患、故蝦夷一切之事聽其處分、商買唯規利而統無仁之心、探蝦錄。

寛政二年松前家は始めて勤番所を南方シラヌシ(白主)に設け、こゝに運上屋を置き、クシュンコタン(大泊の一部)即ちコルサコフ及北緯四十度のニシトンナイ(今のマウカ)に出張番屋を置けり。此地に於て使役せるアイヌ凡三百人に過ぎず。而して此番人監督の爲め、毎年四月より七月迄松前家より勤番士二名足輕二名を派遣せり。されば八月より翌年三月迄八ヶ月間は全く無政府たるなり。之を以てか、文化三年九月露人フレストフがクシュンコタンに進撃するや、僅に番人七名の外一士卒の滞在するものなく、且つ此事實も、翌年三

月勤番士の出張によりて、初めて知るを得たりしなり。

蝦夷風俗彙纂後篇第十に

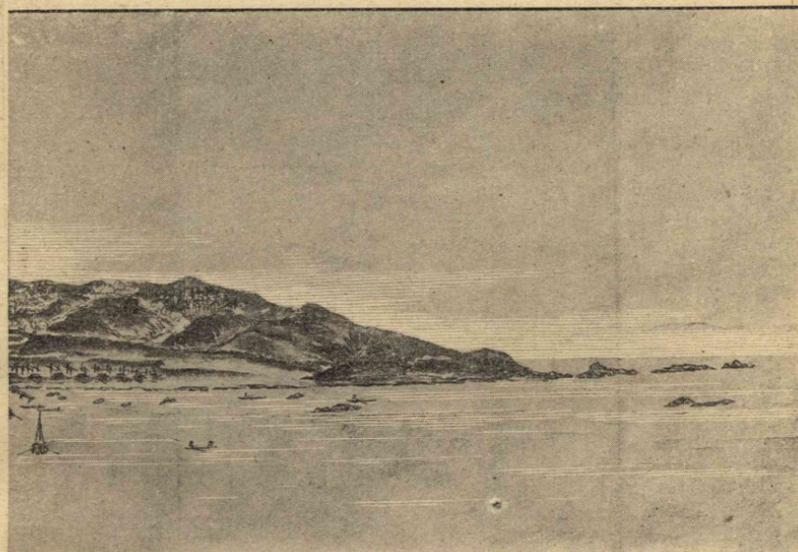
唐太島は松前若狭守領地の屬島なりといへども、往古は彼島へ渡るものもなく、同島の蝦夷人僅山丹人と交易したる品を宗谷へ持來て、松前の人と交易したり、漸に寶曆年間より、松前家にて彼島へ手を懸け、寛政の始に至り運上屋體の家居を補理ひ、輕き家來も少々渡し、漁業其の外處理すといへども、唯夏より初冬までの事にて、仲秋にも至れば家來は引取り番人體の町人三四人づゝ、爰かしの運上屋に越年するまでなり。

又堀織部正 村垣淡路守 上書の一に

松前再蝦夷地惣體見分仕候見込の趣大意申上候書付

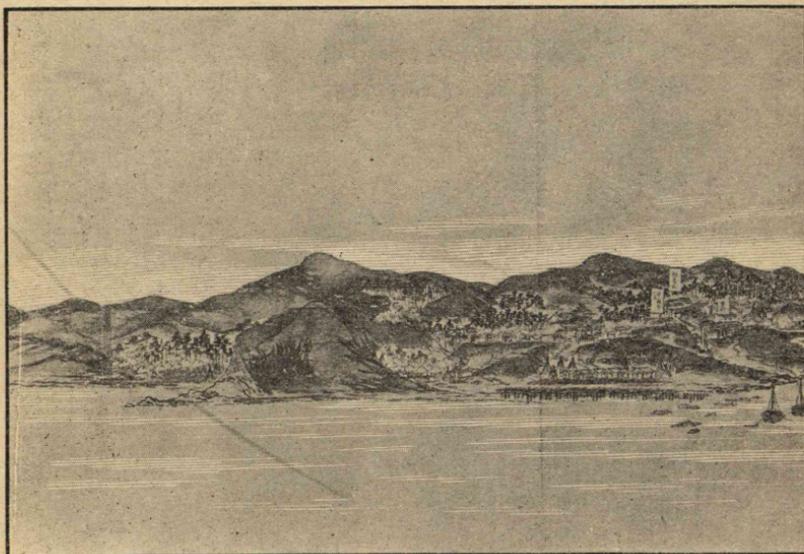
然る處、文政度御戻地以來、矢張舊領の時の通り、太漁利相恃み、請負商人共へ山林藪澤海濱夷民の進退迄一切相任せ置、運上金仕向金のみを處務と致し、運上の高下に依て人品をも不相遵場所引受申付置候向も有之、又は受負のもの正路の人品にても、纔三五年に一兩度づゝ見廻り、或は更に支配人に相任

往昔の漁制



村項淡路守出張當

せ置他國に住居仕候ものも有之、一切右場所支配人の心一杯に差配仕候儀にて、右支配人と唱へ候者は、漁方番人と唱へ候者より成上り、番人は場所働方の者より被見立候趣に相聞候得ば、右等の内には無類の博徒帳外者と唱へ候類、父母親戚にも疎まれ候族、當分糊口の爲蝦夷地に縁故を求め立入、追々場所馴候に隨ひ夫々頭分に相成居候ものも儘有之候故、心よく夷人共を遣ひ立往々非道の義も有之、漁業働方に應じ債米貨錢其外酒煙草衣服等遣し、物に付ては品々姦計を設け夷人を欺き候



(藏家垣村筆一文谷)

景全のンタコンユシク時

類不尠、餓凍に及び老人小兒童を顧みず、風波甚敷節も強而漁事相働かせ溺死等致し候者年々有之候由、生残り候足弱の者共別段撫育手當も不仕、又は越年致し候節は、メノコ夷婦を奪ひ妾に致し候類をはじめ、慘刻の取扱方不尠云々。

以て請負制度の大要を知るべし、尙ほ亦左に記する堀 村垣兩氏上書の一節により樺太施政の跡を見るべし。

北蝦夷地見分御國境見込の場所取調候趣左に申上候。

北蝦夷地之儀は、往昔松前家所屬と申迄にて更に取締等も無之、其儘差

置候由之處、同所夷人共、本蝦夷地宗谷夷人と互に往來交易等致し來り其後山靺産物錦蟲筆玉其外鷲羽海豹等の皮類宗谷へ持來り、米酒鐵器煙草等に引替へ差遣候へ共、別段人別等取調候儀も無之哉に相聞へ、其後安永酉年頃、松前家藩士新苗隆助と申もの、初て同島へ渡海仕り、其南部の地を檢査致し候由、公邊より初めて見分として渡海被仰付候は、天明五巳年蝦夷地惣體警衛向被仰出夫々御取調有之、翌酉年大石逸平と申もの、唐太島爲見分被差遣候へ共、其節別段御取締相定不申候哉之趣、其後山靺人共狡猾之處業に募り、蠢愚の夷民共へ聊の品貸與へ、翌年に至り勘定不足致し候へば、爲償子弟を滿洲地へ連行、夫々奴僕等に相渡し候儀次第に超過し、追々人別等も相減じ殊の外難澁に及候に付、唐太島乙名共、宗谷へ相渡り交易筋取扱夷人共撫育は勿論諸事進退を受度旨歎願致し候折柄、寛政元酉年度唐太島西岸シウニと申處へ、俄羅斯船渡來、海底の淺深を量り其上亂暴にも及候儀、公廳にも達し捨難置、旁唐太乙名共愁訴を許し、家士高橋清左衛門と云ふものを遣して、初て漁場相開き、交易處取建、西部コタンウトルより東部シレトコ島迄巡視

致し、クシユンコタンへ運上家補理最寄夷人共召集漁業稼方に應じ撫育の品相與へ、西地トコンボへも番屋取立、是亦同様世話爲致候に付、同島のもの共信服致し、奥地の夷人共も追々兩所へ相集り候様相成、且山韮へ爲質被召連候惡風も薄らぎ候故益松前家を尊信仕り、以來南寄の地は盡く同家所屬と相成、毎年爲見廻領主家來渡海致し、漁業等は町人共へ請負爲致候趣云々、

**徳川幕府直轄** 以上の如き施設なれば、殆んど放任せると均しく、殊に北邊警を告ぐることに急なるに及びては、松前の微力到底之を支ふるべくもあらず。仍て文化四年(西曆一八〇七年)北海道西半部及本島を收めて直轄となし、函館奉行をして之を管理せしむることとし、同六年此地を改めて北蝦夷とし、文政四年(西曆一八二二年)に至り、再び蝦夷全部を松前藩に還賜し、翌五年五月土地人、民を引渡せり。當時樺太島は、東西併せて漁場二十七箇所、戸數三百二十七戸、人口二千五百七十一人なりき。

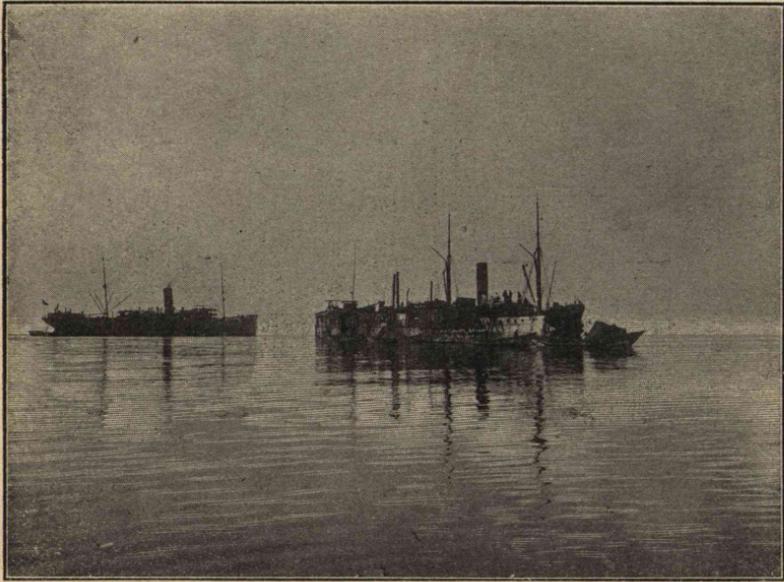
多年爾ち蝦夷地を守備せしも警衛全きを得ず、依て命じて東西蝦夷地を上地せしめ、爾來幕府之を措置す、今や全島靜寧亦北顧の憂なし、爾ち祖先夷地

を革創せし以來茲に數百年、其家舊族なるを以て今重て全島を爾ちに賜ふ、幕府定むる所の法規は之を格守し、邊防警衛を以て己れの任と爲すべし、南部津輕兩藩の出兵舊に復す、則ち衛戍の常置を解き各其封内を守らしむる所以にして、一朝事あらば直に海を渡り相應援すべし、蝦夷地衛戍の命を以て本國の武備を忽にするを得ず、凡て蝦夷地の事は、當に之を松前奉行に詢ひ必意を盡して措置すべし。

然るに、邊境の防備一日もゆるかせにすべからざるものあり、終に安政元年再び幕府の直轄となし、箱館奉行をして管轄せしめ、明治二年七月蝦夷開拓使の管轄となし、同八月樺太以外の蝦夷地を改めて北海道とし、明治三年二月十三日、別に樺太開拓使を置き、北海道と分離し、同四年八月再び北海道開拓使に合併し、明治八年五月本地全部を露國に譲り、クリル即ち千島諸島と交換するに至れり。

樺太再上地

## 第二一 露領時代



戰利艦ノウーイツク(鈴谷)の引揚(コサルコ)

明治八年以後露國の本島に對する施設を見るに、先づ此の地を黑龍江總督の管轄とし、政務施行の權は本島軍務知事に委任せられ、アレキサンドルに首府を置けり。又た全島をアレキサンドル、コルサコフ、ツイモフ三洲に分ち各全名の地に州廳を設け、知事に隸屬して諸般の政務を行ふ。而して知事は本島守備隊司令官の任を帯び、揮下一千四百の兵員を有し、之れをアレキサンドル、ドゥエ、ツイモフ、コルサコフに分駐せしめたり。

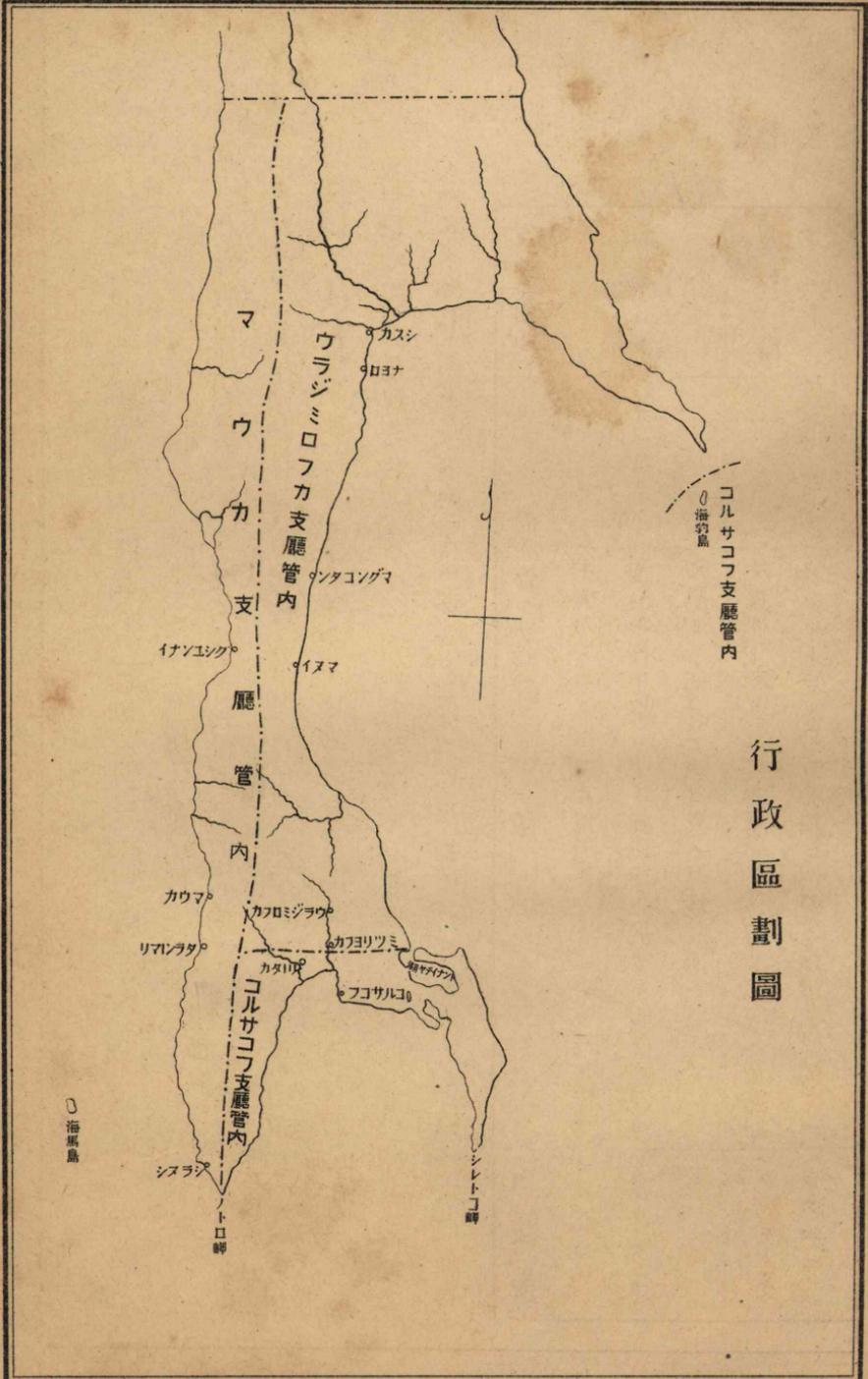
### 第三 日本の再統治

現政  
 日露戰役中、我國は樺太島を占領し、明治三十八年八月二十八日民政署をアレキサンドルに設け、尋で全年九月コルサコフに移し、明治四十年四月民政署を廢して樺太廳となし、其の長官は守備司令官を兼ね、樺太廳及附近島地を管し、内務大臣の指揮監督を受け、部内の行政事務を管理す、尙全部を三區に分ち、各區に支廳長を置き、支廳下には各々要地に出張所を設く。其管轄區次の如し。

支廳名稱	位 置	管 轄 區 域	出 張 所
大 泊 (コルサコフ)	大 泊 (コルサコフ)	中央のミツリヨフカ東岸、トンナイチャ及西岸多 蘭泊の各北端を連る線以南に於て眞岡支廳管轄 に屬する部分を除きたる區域及海豹島	ルウタカ
豐 原 (ウラシミ)	豐 原 (ウラシミ)	中央のミツリヨフカ東岸、トンナイチャ及西岸 タラントマリの各北端を連ぬる線以北に於てマ	ガルキノウ ラスコエ

區劃

現政



行政區劃圖

住民

### 第四章 住民

本島居住民は、我が日本民族及びアイヌ其他の諸種族にして、就中日本民族大部を占む。之に次げるは舊來の土人たるアイヌ オロチョン ギリヤーク等にして、其體質・風俗習慣・性狀等、各特質を有す。其の全總計五千六百十五戸、四萬七千八百三十一人にして、其の人種別左の如し。(明治四十年六月現在)

眞岡眞岡	ウカ(マウカ)	カ(マウカ)	シ・スカ
南端シラヌシ岬よりメノコ、ウエンチシベ	の國境に至る迄	ウカ支廳管轄に屬する部分を除き北緯五十度線	海馬島
ルニセツト、スペインベルグ、エスツル各山等			海馬島
の山脈を連ね北方國境に達する線以西の部分及			ナヤシ
海馬島			

種別戸數男女計

日本民族	五、三二一	三五、〇七六	一〇、五二八	四五、六〇四
アイヌ族	一六二	九四〇	五九五	一、五三五
オロチヨン族	三七	一七九	一五五	三三四
ギリヤーク族	一〇	六七	四九	一一六
韓國人	六	一三	一	一四
清國人	四	一〇	二	一二
サンダー族	一	一	一	二
トンクス族	一	三	二	五
スラブ族	六二	一三五	七三	二〇八
トルコ人 族	一	一		一
計	五、六一五	三六、四二五	一六、四〇六	四七、八三一

## 第一 本邦人

日本人は、日露戰役終了後、主權者の變更により内地より盛んに移住し、本島住民の主宰者たるに至れり。これらは少數の官吏を除く外、皆農商工漁業等に從事す。就中漁業者最も多く、工業者最も少し。而して毎年十二月末より翌年三月末迄は冬營期にして、寒氣峻烈、河海水結し航海殆んど杜絶し、官私之事業も多くは休止するが故に、内地への歸航者多く、之が爲めに、本島は寂寞無聊の地域と化し、亦夏日熱沛の跡なし。然れども永住者の年々其數を増加するを以て、後來本島の繁榮期すべきあらんも、只無資力者甚だ多きは、本島經營上甚だ遺憾とする處なり。

## 第二 異種族

露國民

露國人は、本島在留外國人の殆んど全部を占め從來居住せるアイヌ、ギリヤーク、オロチヨン等も皆殆んど露國の國籍を有す、眞の露國人たるスラブ族は日露戰爭前には人口約一萬ありしも、此地の我が領土となりしより、歸國其他の原因のため次第に減少し、今や其總數二百に過ぎず、ナヤシ附近最も其

居住者多く、其の大部は流刑農民にして、性質不良甚だ懶惰なり。

(一) アイヌ族

坪井理學博士によるに

現今樺太に居住するアイヌ人には、舊來より此島に住するものと、一度北海道に移りたるものの再來と、北海道より出稼ぎの爲に來りしものとあり。其中多數は本島土着のものなるも、其數僅々千五百人に過ぎずして、北海道に比し十分の一にも達せず。茲に説明せんとするものは此の土着のもの及北海道より歸來せしものにつきてなり。

樺太島に於ける彼等の居所は、北緯五十度線以南の日本の領土と殆ど一致せり。其體格上の性質は北海道と大差なく、頭髮は波狀鉤狀をなし、皮膚淡褐色を呈す。其の軀に毛の多きはアイヌの特徴とする處なるも、北海道アイヌよりうすく、鬚も亦北海道アイヌに比し少なきが如し、頭形は未だ精算せざれど、予の感ぜし所だけにては、北海道アイヌよりも廣しとす。風俗につきては

アイヌに關する坪井博士の談話

皮膚

毛髮

頭形

風俗



(ノサタオ) 乾燥の鱒と人ヌイア

男子は兩耳を通じ頭上に直に線をひきし處を境とし、前半を剃り落し後半の毛を残し、耳の下位に其頭髮の切りさが丸く曲り居り充分懸垂せずして襟の邊まで達し、女子は全體之を延し、頭の中央にて之を分け、左右に垂れ耳の後にて之を切断す、毛の先端曲れること男子の如し。子供の間は男兒は頭の後半に毛を延ばし、前半は頭上、額、兩耳の前モミアゲの三ヶ所に毛髪を残し、額部の前髪に

裝飾

衣服



(イカラア)女孫の其及人婦ノイア

は、三角形の布片に小玻璃玉を縫ひつ  
けたるものを下げ、女兒は全頭髮を延  
ばす。

身軀の裝飾は女子は入墨するも男子  
は然らず、女子の入墨するや、若き時は  
上唇の中央に之をなし、少し長じて上  
唇全部、次で下唇の中央、次で下唇全部  
に及ぼすと雖も、北海道アイヌの如く  
甚だしきに至らず、又北海道に於ての  
如く手に之を爲すを見ず、只昔時此風  
ありしが、百人中僅に一二に止まり、今  
の老人中に於ても之を見る能はず。

着物の作り方は日本服に類す、袖三  
角に裾短かく前方部衽を缺く故襟を

合すとも足の露はるを以て、男女共常に脚胖を穿つを常とす。

衣服の原料は、北海道アイヌは楡皮の纖維を用ふと雖も、樺太にては時に之を見るも、常に用ふるは棘草の皮の纖維なり、このものは樹皮の纖維よりも白く且美はし、之にて織りたるものに内地より來る木綿を交せ縞の如くならず、又多少に限らず絲を交へ織る、此の布を飾るため、木綿切れ及び絲にてさまざまの形を縫ひ作るなり、其糸の原料には北海道にては白紺等の色を用ゆと雖も、此地にては綠赤黃等を交ふ脚胖の如き特に然りとす。

頭に戴くものは、男子には一定の制なく、特別の場合に北海道アイヌの如く鉢巻き様のものを用ふるも、女子は之に反し、常に上蓋なき帽の如き巾廣き鉢巻き様のものを被り、頭髮の亂るゝを拒ぎ、之に硝子玉毛皮布片などを縫ひつくるなり。

男女共、耳に環を懸く、東部にては一般に此風あり、西部は男子には全くこれなく、只婦人にのみ往々之を見る、金屬製にして環の直徑二寸位なり。

帯は男子は衣類と同じく織物なるも、女子は屢々革帶を用ひ、これに眞鍮製

帶

耳環

## 家屋



(りあ置物に右の橋犬) 屋家式露のヌイア

の紋所様の飾を附す、其下に蚊帳の釣手の環の如きもの大小取り交ぜ數多之を下げ、尙ほ之に小刀をさぐ、其紐には錢及び煙管の雁首の如きものを飾りとす、此の飾りは單に之れを美とするのみならず、歩行の際ぢやらくと音を發する故これを喜ぶなり。

足は平生洗足なるも雪の中を歩むには、鮭イトー海獸等の皮靴を用ひ尙ほ柔らかき乾草にて足を包みて之を穿く。

家屋の構造は、現今丸太式の

ものあれど元來は柱を地に立て、別に作りし屋根を乗せ、家根も圍も悉く樹皮にて被ひ紐にてからげ、内地人の如く釘を折つことなく只組合せて押へ置くのみ、室内は奥の部屋と其の入口の間の二室を常とす、奥の間は巾三四間、奥行四五間、全躰板の間なるも左右に稍高き段ありて、腰掛け寢臺となる。兩所ともむしろを布き、家の中に爐を設く、家根は天井なく中央引窓の如き穴ありて常に開き居り、只雨天の時のみ蓋をなす、此の窓は焚火の烟出しともなり、室の中を照す明取ともなる。又部屋の突き當りに小さき窓あり、こは熊祭りのとき之に要する道具類の出入に供し、又は熊の肉を運び入る、際特に之を使用することあるのみ。室内にて使用する器具には、食事の木鉢、料理又は細工用のさまざまの小刀、海獸熊の獵具等あり、爐の上に自在釣あり、鍋を懸く、又別種々の櫃を釣り之に魚肉をかけ乾燥し居れり。入口は土間にして、これには食物の餘り又は不用のものを置き、臺所物置兼用とす、樺太アイヌは犬を多く飼用するを以て、數多の犬が家の入口土間等に伏し居れり。又入口の前に別にさしかけを附せる家あり、斯る家は三部よりなるなり。此他支柱を高くし

少なき建物を作りたるものあり、食物其他の物品を藏し、支柱の上部に木製の鍰を嵌め又はブリキ板を付け置き鼠の昇る能はざる様にす、人のこれに上下するときは梯子を用ひ、不用のときは之を他に置き、或は木のまたに立てかけ土地と絶縁す(一一二頁繪参照)。

食物は今や内地人と交通し米穀を種々の物品と交換し或は勞銀にて之を購ひ米を食ふに至れり、若し米の得られざる時には、古昔の如く一種の百合の根莖を食す、之を食するや或は生の儘或は之を糸にて連ね乾燥したるものを煮食す。副食物の重なるは魚なるが、之を煮炙し或は燻べて食ふ、其食ふや鹽を用ひず、水煮にし或は昆布を交へて食ふ。又植物の莖葉を煮食す。風味をつくるには、海獸の脂肪を用ふること内地の味淋醬油に於けるが如し。

食器は、主食物は丸形の木鉢に、副食物は細長き楕圓形の木鉢に之を盛り、箸を用ふる事もあれど一種の木ヒ様の物も用ふ、但し焼魚を食するときは手攫みなりとす。

## 飲料

飲み物は單に湯を用ふるも、往々茶を貯へ居りて之を呑むものあり、酒を好

## 食器

## 食物

育兒法

む度に至りては、北海道アイヌと同じく得らるだけ之を飲み、泥酔して前後を知らざるもの尠からず。

育兒法は、内地人の如く布の襦袢を使用する事無く、猿麻サルマ棒チガヒを乾燥し置き、之れを小兒の腰にまとい、且小兒を一種の框に乘せ、框の四隅に紐をつけて之を釣り下ぐ、即ち簡單なる搖籃なり。

遊戯

小兒の次第に生成するや、男兒の遊戯は、輪を轉じ之を受け留め、棒にてさし互に遠方に送り、又は之を受け留めなどし、女子は指端又は木片にて砂上地上にさまざまの模様を畫き、以て縫物の下稽古となす、往々母姉等が之を指圖し教へ居れるを見る、彼等はかくして縫物刺繡等に巧妙となるに至る。

小兒中一種の守りをかけ居るあり、木にて形れる人形なるが之を背に負ふ、大人となればかくの如きものを用ゐず。男女の關係は一夫一婦なり。長じたる人の慰みは單に歌を唱ふのみならず一種の樂器を用ふ、この樂器は五本の絲ありこれを抱く如くし兩手にて鳴らすなり(一一〇頁參照)。

手藝

アイヌ平生の事業は、男は漁獵、女は家にありて機織裁縫料理に従事すれど

葬式

も、冬季戸外の仕事無きときは何れも種々の細工等を爲す。

犬を多く飼ひ櫓を牽かせ、處によりては舟を引かしむ。

病氣の時は種々の植物を煎じて之を飲み、植物の液汁を傷部につけなどす。死者に對する情甚だ厚く、婦女子は只に號泣するのみならず、殆んど倒れて悲しみ、知人多く集り死者を墓地に送り之を葬る。墓所の構造は甚簡單にして何れも土を十分覆はず、東部にては土を堀り死躰を入れ、上に薪炭の如き類を並べ置くを常とす。西海岸にては稍擲重なるあり、寐棺に死躰を入れ地に埋め棺の蓋のみ露はし、其蓋に種々の彫刻をなす、以前は箱形的美棺を作り、之を地上に置きしものまゝ有りしと云へるも今之を見ず、功勞者の墓は、棺の蓋の上に取手の如きものをつけ置けるあり、此れ名譽を表はす記號なり。

墓表

墓表は東西兩地之を異にし、西海岸にては技ある木を用ふ、男は太く女は細く、男のものは死躰の頭の方の左に、女のものはその足の右に立つ、皆な同一方法にて葬り、只男女の何れかを知り得るに止まり、何人なるかを知る能はず。

東海岸の墓標は、厚き板形にて種々の彫刻あり真中に穴あり。

近藤守重の  
イ×観

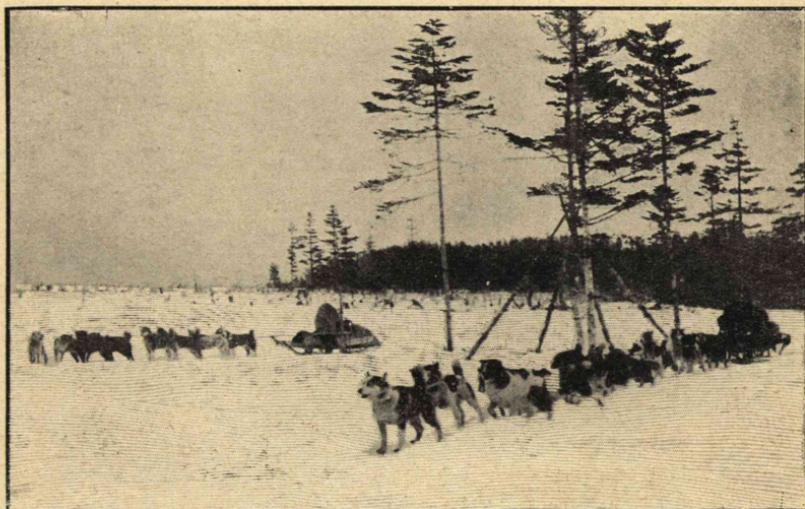
犬の  
使用法

宗教上につきては一の神をたてず、火水河海等其れぞれの靈を祭つる、神を祭つるにはイナウ即ち木の削り掛けを作りて立つるなり。

邊要分界圖考によるに

カラピト夷人は犬を使ふこと國地の牛馬を使ふよりも巧みなり、其犬を仕込には、初め狗子の時より良犬と驚狗を相して、若干代を以て賣買す。犬の陰囊を切り去り、馬を繫ぐが如く常に兩方へ杭を立て左右へ繫ぎ置なり。其舟を牽くは海鱸の皮を細く割て繩の如くにし(夷呼トナリ)犬の頸へ結つけ、國地の引き舟の如くにし、舟中には船頭夷人のみのりて、衆犬は雁行して海濱を走るなり。其制犬の頸間へ輪をはめて繩を掛け、四五匹又は六七匹も數珠つなぎに結び連ね、牝犬一匹を輪をはめずして放ち、行く道先となさしめ、船頭夷人其牝犬を指麾すれば、牝犬則ち聲をなして名だち走る、之を見て衆犬皆な隨ひ走るなり、凡一丁程も行けば、牝犬又自ら聲をなして走る、衆犬又隨て力を用ひて走るなり。幾里もみな如此、海岸岩石の出崎に至れば衆犬みな海中へ遊び入り、折旋して崎を廻すなり、左なければ出崎の磯へ舟つか

## 犬橋

最上常矩の  
イヌ観ア

橋犬と人ヌイア

へて進みかたき故なり。一日行くと凡そ七八里、犬の智も亦奇なり、初め舟に駕せんとするときは、船頭夷人繩を手にして犬を呼べば、衆犬みな走り來りて頭を搖し尾を掉り繩を受くるを快とするものの如し。

又カラフトの犬、内地ソウヤへ渡して試みに物を牽かするに牽かず、ソウヤの犬をカラフトへ渡せば能衆犬と同く物を牽くなり、是亦江南の橋の類なるか。

蝦夷草紙後篇に

又カラフト島の犬能く舟を引くなり、小船一艘に犬六七疋綱を犬の



人クーヤリギ

首に懸る輪ありて蝦夷人此綱を手に持て犬を呼ぶに、進み來りて首に懸て海邊の岩流木等の綱に支ゆる所は、傍に除て通り、綱の懸らぬ様に引なり。或は冬に至り氷の上を、蝦夷人の帯に綱を付て犬に引かせ、蝦夷人は足に板を履く、歩まずして杖を突き遠路に至ること安しと云ふ云々。

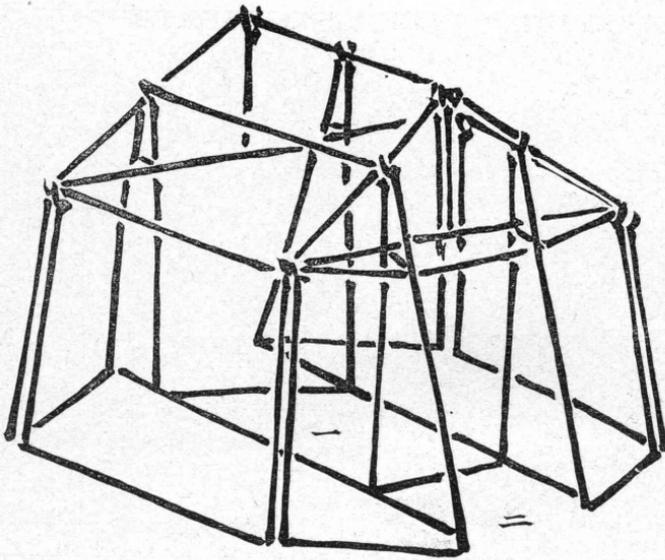
(二) ギリヤーク

ギリヤーク人は、シュレンク氏の所謂バレヲアジア系統に屬し、以前には北亞細亞に廣く分布せしものなりしが、現時は黒龍江口及北部樺太

風俗

食物

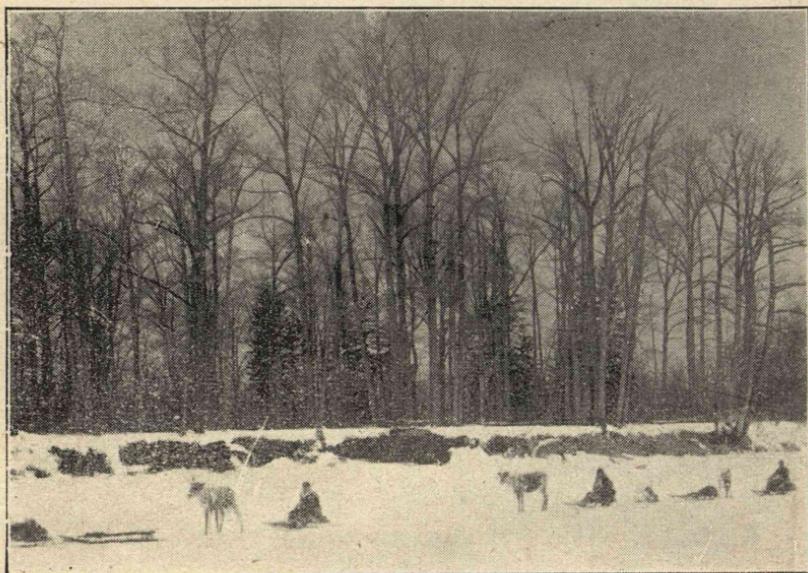
に居を占むるに過ぎず、扁鼻高頬、目眦舉り眉秀て、廣頭にして遺憾なくモンゴ



(誌餘夷蝦北) 組骨の屋家人クーヤリギ

ル種族の特質を發揮せり、髭鬚あるありなきあり、髪は剃ることなく辮髪又は捲髪なり、衣は海豹或は魚皮にてつくるも、又市場の交易に得たる綿布或は馴鹿の皮にて作れる大なる股引又は長靴を穿用するものあり、食物は魚類を主とするも、其他多少植物性の食をもとり鯨油をも飲用す、時には市場にて交易により得たる米及稷を食膳に上ぼす事あり。春より夏に渡りては、河海に沿ふて居を

ギリヤークの  
迷信



結氷せし幌内河の上の馴鹿鹿橇

トし専ら漁魚を事とし、雪の期節となれば、半ば地に埋もれたる小舎に憩ふ、一般に犬を飼養す。其性質はすべて残暴にして竊盜掠奪を好む、宗教はシャーマン教を信じ木像を拜す。又アイヌの如く熊祭をなす風あり、智極めて浅く、迷信に傾き他人の死に瀕するを見るも之を救助することを以て神意に逆ふものとなし、敢て手を下さず、又主人死するときは其靈は愛犬に移るものと信ずるが故に、僧の祈禱につれて主人の墓上其犬の殺さるゝときは、犬に隠れ居たる靈直ちに去て天に登る

ものなりとの信念を有す(東京人類學會雜誌)。

觀國錄によるに

家屋の構造

唐太ホロコタン邊家屋の製は、蝦夷或はオロツコの製と遙かに別にして、堅牢の物と思はる、其仕方は椽の木の經五六寸許りの二つ割又は四角なるを、長さ三間巾、二間半程の大きさに井桁に組み、四方高さ四尺餘にして棟の高さ九尺許に建て、丸木を其上に並へて垂木となし、其上に椽の皮を覆ひ其上又太き丸太を左右よりよせかけて置なり。家根の中央に引窓を明け、入口は一方にて幅二尺、壁三尺許りの潜りの如きものを明け出入に便にす、室内土間にて三方折曲げ壁に付て、高さ五六寸幅三尺許りの床をかき、寢臥の處となす、土間の中央に幅四尺、丈高一丈、高さ四五寸又は一尺位に角木或は板を以て枠を拵へ、爐となす。又本家の餘りを一間か九尺程入口の處に出し、兩側を板を以て圍ひ、そこに棚をかき食物杯上げ置き、中を通行するなり。倉庫は角木を井桁に組み、家根も角木を並へ置き、床下は四本柱高さ三四尺あり、飲料等を入れ置くなり、冬分は穴居すること、蝦夷に異ならず。

### (三) オロツコ族

オロツコの名  
稱

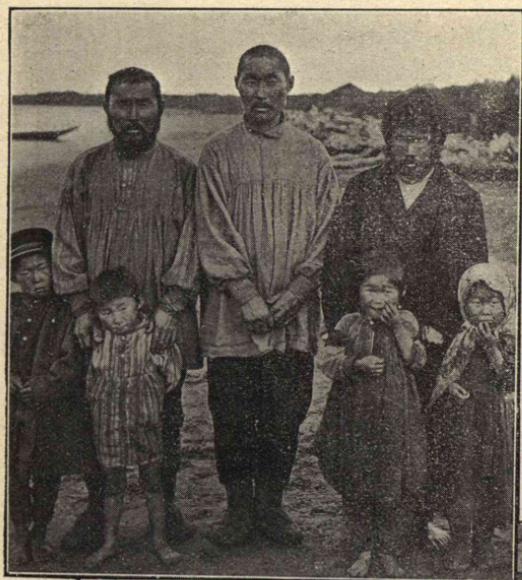
この人種は往々オロチヨンと稱することあり、オロチヨン (Orochons, Orochons, Orochons) もオロツコ或はオロツケも共に同名の轉訛にして、ヲロチヨンの名は黒龍江上流に位するツングーズに當てられ、オロツコの名は樺太島のツングスを指す、支那の歴史に所謂鄂倫春これなり。

黒龍江下流に住するヲルチア (Oulcha) と稱するものあり、何れも其名稱相類似すれば混同すべからず (東京人類學會雜誌)。

風俗

オロツケはアジア (Ural-Altai) 系統中のツングース族 (Tunguses) にして、東はヲホツク海より西はエニセイ河に到り、南は滿洲より北は北緯六十五度に至る地方、但しレナ河中流地方を除くに住する諸種族の總稱に屬し、樺太の北方に住し、極めて微々として今や絶滅の悲運に際會せるもの、如し、身長高からず、顔扁圓に頬廣眼小に、頭髮は之を剃るとなく、自然のまゝ肩の邊迄垂るゝか或は辮髪をなして後部に垂る (編者云近時は皆な五分刈とし辮髪をなさず)

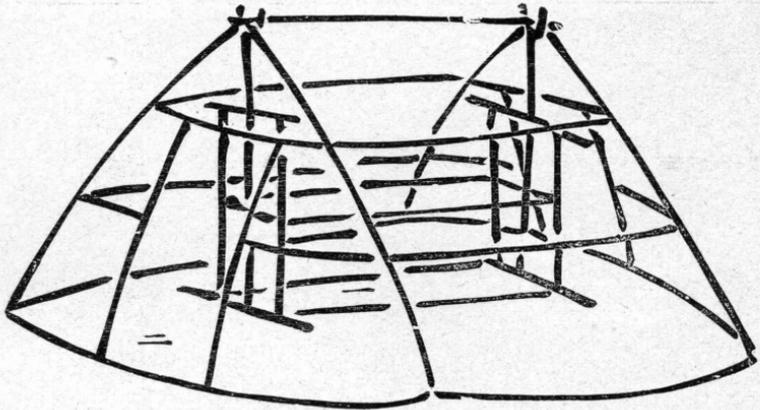
オロツコの女子の後方に在るは  
彼等の住居なる木皮にて葺ける  
小屋なり



オロツコ人

服装

食料



(誌餘夷蝦北組骨の屋家人コツロオ)

女子は辮髪或は捲髪なることギリヤークの女子と同じく身を清むる美風を有するを以て、優艶なる容姿を有するもの少なからず、編者云身を清むる美風あるに在らず、獸脂を飲むために然るならん。玉等を以て飾られたる耳輪を用ふ、衣服はギリヤークと大差なく、腰に皮などにて作れる帶をしめ、之に小刀其他の日常品を垂下せるを常とし、又時としては黒龍江邊にて得たるリチンの前垂を著くるものあり。食料は魚獸肉等を用ゐる菜食せず、彼等は一定の住居を有せず、期によつて推移し、漁期には河海に近く住し、秋冬は深く山中に入り、獸獵に従ふ、多くは木皮又は馴鹿皮にて小舎又は天幕を構ふ。又原野に馴鹿を



オロツロ人との木舟

飼ひ、これに荷を負はせ或は橈を曳かしむ、彼等が移住の簡便なる風は此種族の特有にして、其名のよつて起りし所以はこの風習に基く(ヲロツケ……馴鹿を守るもの)漁具には魚叉又は羅網を用ひ、武器としては弓矢鎗を携ふ船は堅木を掘り凹めて作りし堅牢なるもの、或は厚板を木釘にて張りしものあり(東京人類學會雜誌)。

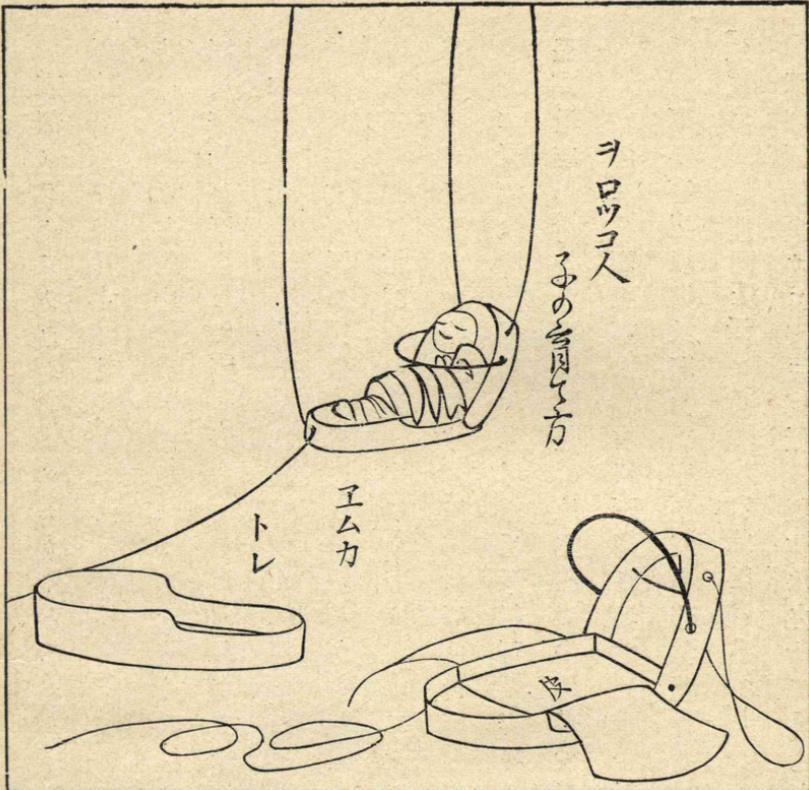
ギリヤーク、ヲロチヨン兩種族は、現今何れも邦領樺太の北部特に幌内(ポロナイ)低地に住す、河口に近きシャヂカレ部落最多し。

邊要分界圖考によれば

東部タライヲリカタ邊にツナカイと云獸あり、鹿の如くにして、丈け高く頸長く、腮に四五寸の毛あり、斑紋ありて角は平めなり、此獸よく物を牽くこと牛馬の如し、雪中に夷人兩足にソリを着く、其櫓は木にて作り幅六七寸長四尺許、鼻を反らして裏へ海豹皮を張り、左右の縁へ鯨の骨を銜にて打堅め滑にして走り易からしめ、草鞋の如く革緒にて足へ結びつけ、扱手には棒を持ちて左右に互に突張り舟の楫を取るが如し、其身の帶より繩を出して、ツナカイの頸に結びつけ牽かすなり、一日雪中二十里は行くべしと云ふ、舟に帆を以て走るが如く、目眩するほどに覺ゆと夷人云。

按に元志に「木馬形如彈弓繫足激行可及奔馬止可氷雪上行」と云ひ。盛京通志に「外蕃顎羅其稜の地方不產牛馬多役鹿以供負戴性正馴」と云ひ。統志に「鄂羅斯之東境伊聶謝栢興之地有一種貧民名曰喀穆尼漢亦曰通古斯俱畜鹿以供乘馭負載鹿色灰白形如驢有角曰俄儉」と云ひ。清實錄「使鹿使犬の國」と云へるもみな此趣なるべし。

又觀國錄にオロツコ家屋の製作は、丸太二本を柱に立て棟木をわたし、之



(誌餘夷蝦北) 籃搖のッコロオ

れに丸木を四方より丸く立掛け、上に樺皮を覆ひて丸小屋となす。中に四本柱を中央に立棚を拵へ、其下を爐となして火を焚く、幅一尺五六寸長九尺許あり、土間は三間にして草を敷て其上に起臥す、戸口は前後に幅一尺丈け四尺許りに明けたり、何れも同様の製なり。



樺太大泊尋常高等小學校

以上の土人中露領時代より  
續きて居住せるものは、今尙ほ  
露國の國籍を有するものなれ  
ども、我政府は衛生に教育に孜  
々として之が補導を怠たらず、  
只夫れ愚昧の民なれば之をし  
て容易に開明に赴かしむる如  
きは、殆んど不可能たるもの  
如し。

### 第三 教育、宗教

本島は創業の際に屬し住民の  
移住日に月に盛なるも教育の  
施設未だ充分ならず。

普通教育は、大泊(コルサコフ)、豊原(ウラジミロフカ)及眞岡(マウカ)に尋常高等小學校各一を設け、各數百の兒童を收容せり。又各地に簡易教育所なるものを設け、不完全ながらも便宜訓育補導に任じつゝありて、其數已に四ヶ所に達す。而して中等教育に關しては未だ之が設備を見ず。

宗教

宗教につきては特に記すべきことなし。

## 第五章 生業

### 第一 水産業

從來本島に於ける収入の大部分は、一に水産に在りて存す、往昔松前時代の制度に見るも、本島統治の目的は全くこれに在りしものゝ如し、然るに當時其の總収入年額僅々一千圓内外の少額に過ぎざりき、これ實に本島の全收益たりしなり、以て當時官憲が本島に重きを置かざりし所以を知るに足るべし、左の堀村垣兩氏の上書は當時漁業の一斑を推測するに足るべきものなり。

鯨鱒分佈圖



樺太廳ニヨル

明治三十三年九月獲高  
沿岸線一里平均

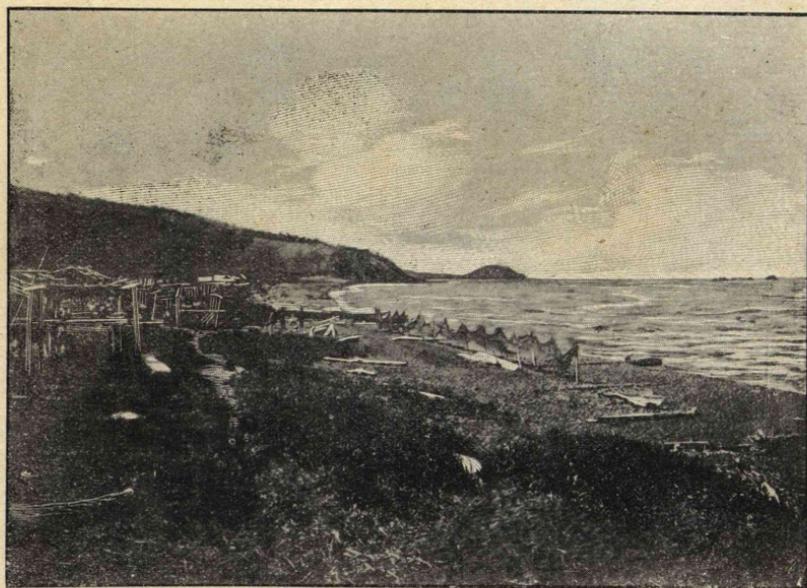
凡例



鯨五十石以下  
鯨百石以上  
鯨百石以上  
鯨五十石以上  
鯨百石以上



鯨二百石以上  
鯨千石以上  
鯨三百石以上  
鯨二千石以上  
鯨五百石以上  
鯨四千石以上



ヒレオ漁場

樺太島五ヶ年平均高。

鯡 一萬二千石。

鱒 三千石。

合 一萬五千石。

右賣捌高凡一石一兩の見込にて

一萬五千兩程。

此入用内譯。

金千五百六拾兩。 運上金。

別に

金四百兩程。

當所入用勤番并役人中仕向。

右は此迄蝦夷地諸場所受負人共

より領主役人并場所に勤番の者

へ付届等いたし、漁業所得の厚薄

に不拘先前仕來處過不及有之、又勤番のもの共直に支配人等へ引合候には自然不取締の義も相生候哉に付、昨年以來改革致候蝦夷地惣場所平均の上領主役場へ運上金同様右集り金を以て、役人并勤番のもの手當に割合相下げ候様取極め候哉の趣にて、當島の義は、前文の通り別段金四百兩仕切金と相唱差出候哉の由。

金三千兩。 支配人番人給扶持其外手當金。

金八千兩。 大小船并魚漁諸道具働蝦夷手當冬分撫育方惣體入用。

合金 一萬三千兩。

殘金二千兩程。 請負人全所得。

但出荷物高石一兩之見込に候へ共、近來相場引上げ居候に付、其金利も可有之哉の趣。

右五ヶ年平均、凡一ヶ年漁業出石高にて、領主收納千五百兩余に候間、逆も領主の手配にては、御取締筋自然等閑の義も出來可申、尤御料に相成候上は、是迄役人並勤番のもの等へ相賜り候分は、全御收納の内へ相加、其外山丹交易

並長崎俵物煎海鼠等迄並入仕候へば、可成御備向も相立、其上前文墾闢伐木鐵坑石炭等は勿論、都て土地に應じ有用の品物御仕立有之候上は、御益筋も不尠様罷成可申哉、尤宗谷シヤリ其外御固の義御治定の上ならでは、御見据も睨と相立兼可申候へ共、當島の義は、差向御手数數不被爲掛御捨置に不相成候様、簡易之御仕法可然哉と奉存候間見込の趣申上候以上。

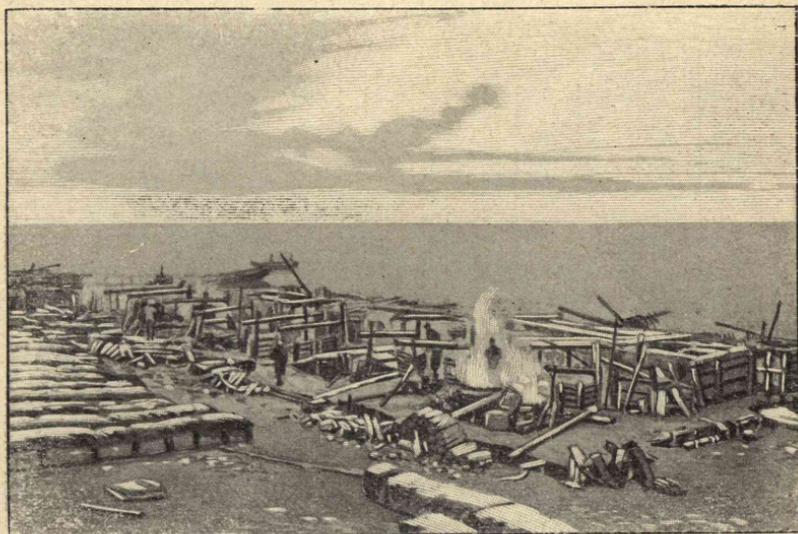
寅月

堀 織部正

村垣 與三郎

右は天保二年の上書なるも、以て樺太島に於ける收益の實情を知るに足らんか。

本島漁業の沿革を見るに、寶曆二年松前藩初めてクシユンコタン外二ヶ所に漁場を開き、寛政七年漁場受負人伊達栗原兩名撓淵トゾに至り漁業を營みしに始まる開拓使報告による。明治三年三月榮濱サカエハマ 東白澗ヒガシシラカ 西白澗ニシシラカ 鵜城ウシヨロの四箇所に官設漁場を設け、又一面には出稼者をして各自漁場を經營せしむ、同年十月之を廢するや、傭吏土人の遽に活路を失ふを以て、姑く急に依ることとし、



(内 春久)景の場造製粕鯨

明治七八年の交に至りて之を全廢せ  
 したため、官設漁場變じて出稼人漁場と  
 なれり。當時本島中漁場として知ら  
 れたるは楠クシユノコダシ溪チベ小實サニ東富内トシトシ  
 ナイチヤ榮濱撓淵トイゾ靜河シスカ輪在ワカレ  
 得高ウダカ得撫ウルツ禮彌泊リヤトマリ白主シラヌシ西富内ニシトシナイ  
 (マウカ)白瀝 鵜城の十五箇所なりと  
 す、明治八年九月、千島樺太交換の際、出  
 稼漁業者を諭して出稼を廢止せしめ  
 んとせしが、全九年三月二日、太政官布  
 告露西亞と交換相成候樺太島に於て  
 従來漁業を營み居るものは引續き營  
 業不苦によりて之を取消したれば、中  
 絶せんとせし出稼業は、茲に昇天の勢

を以て隆盛を極め、年々出稼者の増加を見るに至れり。然るに明治十七年以後、露國はアニワテルペニヤ兩灣に於て本邦人の出稼漁業を禁止し、且漁獲物に重税を課し、本業をして衰兆を呈せしめしも、明治二十年に至りて復舊せり。去る明治三十六年に於ける本邦人の漁場數九十九箇所、漁獲高十一萬石百萬餘圓に達せり。左に明治九年以後全三十六年迄の統計表を示さん。

露領サハリン漁業表

年 度	漁 場	漁 夫	收 獲 高	平 均 代 價
明 治 九 年	一 六	五三〇 <small>人</small>	三、二四、二四四 <small>石</small>	二〇、七八四、二五〇 <small>圓</small>
十 二 年	二 二	五八六	一〇、六九六、三一〇	一五二、四三三、九一〇
十 四 年	二 七	九四四	一八、三四三、九六六	一一七、四六六、七四二
十 六 年	三 〇	一、四五五	二三、四一九、八三一	二〇七、五九〇、〇五〇
十 八 年	一 二	一、五四八	二〇、五三三、二八〇	八五、〇〇五、五九九
二 十 一 年	〇 九	四七〇	六、六九三、一二〇	三〇、一九〇、〇四〇
二 十 一 年	二 四	九一九	二一、七九九、六五二	一二二、〇七八、〇五一

二十二年	四四	一、二四三	二七、八〇三、八一三	一八八、五六八、七八五
二十四年	五一	一、四二三	一一、一二七、四二九	六五、九九四、七四九
二十六年	六四	一、五七二	二二、八〇七、〇一二	一八二、四九五、一八四
二十八年	八四	二、二五八	三三、九九二、五八二	三三〇、〇七〇、三二〇
三十年	一五六	三、八五八	五九、四七六、七六五	七九七、七四五、四五一
三十二年	二二七	四、三四六	七七、六二〇、九二〇	一〇九七、三三三、九五八
三十四年				
三十六年	九九	三、九三一	一一、三六九、八〇三	一一五二、四〇四、六二〇

備考 鯧搾粕は、四千貫目を以て百石とし、鱒は凡一萬四千尾を以て百石とし、鮭は凡六千尾を以て百石とす。

明治三十八年八月以降、樺太島漁業假規則を發布し、同島全海岸百九十八箇の漁場中、鯧、鮭、鱒の漁業に關しては、主として従來の漁業者に許したる殘餘の漁場を入札に附し（特許漁業）、其他一般の漁業は、其の種類に依り若干の料金を徴收して廣く之を許可し（鑑札漁業）又小漁具を用ふる土人の漁業は之を默許

し各人をして任意に之を經營するを得せしむ。此の漁業場の入札は競争者非常に多く、一漁場數萬圓に達せるあり、總入札料金四十八萬一千九百七十五圓、之に從來の漁場百八ヶ所の漁業料六萬五千九百七十三圓を加へ合計五十四萬七千九百四十八圓に達せり。

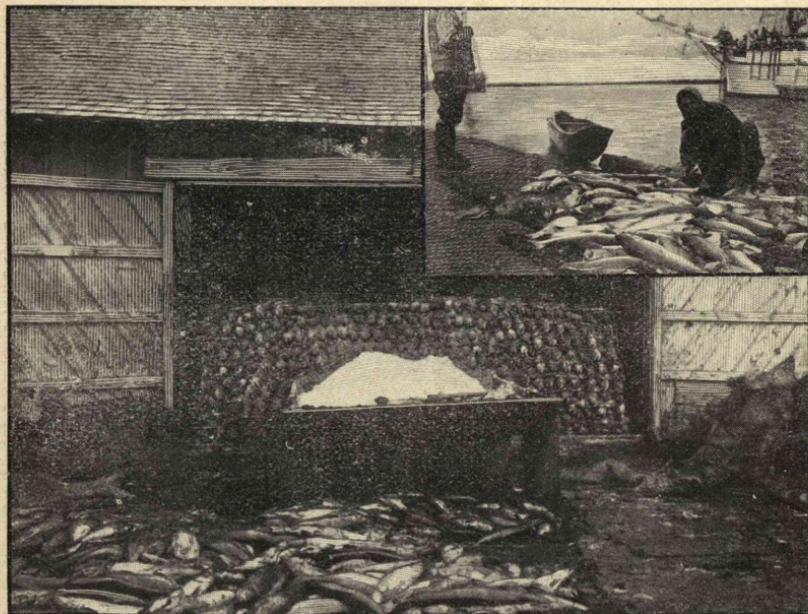
尙三十九年の收獲高を見るに

種類	石	數	價	格	種類	石	數	價	格
鯨		一四二・九三五 <sub>石</sub>	二〇〇一・〇九〇 <sub>円</sub>		鯨		二〇・二七三 <sub>石</sub>	二七三・三四六 <sub>円</sub>	
鮭		四・八四七	七七・五五二		鯨		二・八一九	三一・〇〇九	
鱒		四七・六五〇	六一九・四五〇		五頭			二五〇〇	
昆布		三〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇		合計			三一五四・九四七	

此外、海扇海藻等多少の産額あり、後來望を屬すべきものあるも、今之を省く。明治四十年漁業料は八十四萬八千五百七十四圓に達せりと云ふ、實に本島計營費の過半は全く之を漁業の收入に仰ぐものなりとす。而して當路者

漁業税額

ギリヤーク人と鱒  
兩者の間には獨木舟なり(シスカ)



鱒の鹽藏(東岸ポトロマトリ)

積上たはる鱒の鹽漬にして其の前白き者は食鹽なり

も現在行はるゝ特許漁場の  
大漁法につきては、漁法及其  
の製法を改善して、冗費を節  
し收穫を増し製品を高尙な  
らしむるを急務となし、已に  
水産試験所を、西海岸の樂麻  
(ラクマカ)に設け、先づ魚粕製  
造器と鱒鹽造燻の試験とを  
行ひ、逐次漁撈に關する試験  
をも併せ行はんとするを以  
て、日ならずして本島の漁利  
は數倍するに至らんか。

## 第一 鑛業

地文の部に於て、本島鑛産物

の分布を詳説せるを以て、本項に於ては之を記さず。顧ふに本島に於ける鑛業は石炭を以て主とし、此他金屬石油等の諸鑛産は將來の探査を要すべし。炭田は其分布區域全島に亘りて甚だ廣く、其炭質良好炭層豊富なるを以て、將來九州北海道を凌駕して、本邦最大の石炭供給地たる望あるも、之が採掘は、先づ道路を敷設し以て交通運搬の便を圖らざるべからず、港灣を修築して永久輸出入の門戸を開かざるべからず、此の兩者を完成せずんば、本島の鑛業得て隆盛を望むべからず。

砂金・石材・泥炭等又多少の望みあるも、石炭と同じく未だ採掘に着手せず。

### 第三 林業

本島は極南たるシレトコ・ノトロ兩半島より、北方國境に至る迄、低地と山岳の別なく鬱蒼たる森林全土を覆ひ、美林良材尠からず。只人跡未到の森林は多く樹下に木葉枯枝等尺餘の堆をなすを以て、萬一火を失せんか數十日間火災滅せず、往々延焼數十里に亘ることありて、降雨も積雪も之を妨ぐる能はざ

れば、本島旅行者は各地に斯る焼地を見ること多し。間宮林藏氏の記する所を見るに。

野火に關する  
間宮林藏の記

此の島至る處草木發生せざる所なし、故に其の地勢は鬱々として陰地なりといへども、其の土は悉く乾燥にして水氣少なく、地上總べて草木の落葉幾年となく落ち重なりて朽ち積るといへども、水氣なき故にや土に化する事となし、故に其の地猶更に潤澤の氣なくして悉く塵土となり、其の上を行く時は趾陥りて脚を没するに至る所多し、島夷等時として山野に宿して、火を燃して棄置く時は、其の火塵土に燃着し遷延して山林に延焼し、雨ありと雖も、其火大抵消することなく、十里二十里の間樹木盡く燒廢することありと云ふ。文化五年戊辰年の夏、林藏初て此の島を巡回する時ヨツケナイに至りし頃、山火ありしに日數二十日を経て、此の火キトウシと云ふ處に至りて猶炎々たり、其の間里程凡そ十里許りの間、樹木悉く燒敗す、同年冬再巡して、十一月二十六日、トンナイに歸り至らんとするの道數度野宿せしことありしに、此の頃既に積雪にして寒威凌ぎがたけば、大抵茂林の内に入りて

終夜火を燃しけるに、其の火塵土に燃へつき積雪の中を潜り、朝に至り火を消滅して發趾す、前條に云ふが如く塵土なる故に、草木根を結ふと雖も堅實なること能はず、其の地素より極北の離島なれば、時々大風の爲めに一山二山の立木悉く倒れ伏することありと云ふ。

實に、沿岸各地及コルサコフ、ドブキ、間等に於て多くの燒地を見る。

本島全面積、約三百七十萬町歩の八割、三百十七萬五千町歩は全く森林區域に屬し、其の樹木は地文の部に記せし如く、斯る寒地の産なるに係らず、往々三百年餘の命數を保ち、其の直徑三尺高さ十七八間に達するものなり。

今本島三百萬餘町歩中森林の蓄積を見るに

一、針葉樹林

二、濶葉樹林

三、針濶混淆林

合計

斯の如く豊富なる樹木中、中央平原に於ける落葉松(色丹松)は、電柱鑛業用の

支柱若くは留木として特殊の用途を有し、又ルータカ川流域のトバマツ・エゾマツの大森林は、製紙原料若くは燐寸の軸木をして利用すべく、幌内（ポロナイ）沿岸の白楊樹は、經木又は燐寸軸木の製造に適すべく、其の他アニワ灣内ルータカ以南の森林及西海岸ノタサン地方の森林は、頗る身材に富めるを以て、之を海外に輸出して本島の一大利源となすを得べし。

現今政府は一般に之が伐採を禁止せるも、特殊の場合には之を許可することあり、昨三十九年一月より十二月迄、一ヶ年間に一般人民及鑑札漁業者に對し許可したるもの及其收益左の如し。

管轄支廳名		材種	材積	金額
大泊支廳	用材	薪材	一五、六四八尺	三、七七二圓
	薪材	薪材	二、八〇二	一、九一二
	用材	薪材	二八、五六三	三、六三二
	薪材	薪材	一、九七四	二四二
豊原支廳				

眞岡支廳		合計	
薪材	用材	薪材	用材
一九、五三八		一〇、四〇三	
	六三、七四九		一一、二一九
	一五、一七九		四、二七六
			三、七一五

#### 第四 農業

我領土中に於ける農村的殖民は、西曆千八百八十二年ソロウイヨフカ及ミツリヨフカに農村を設置せしに始まる、顧ふに、露領時代に於ては、土地の調査完からず、單に河川或は道路に近く居を占めしに過ぎざりき。我軍の占領當時に、農村五十九、戸數二千三百あり。其の多くは流刑民なれば、多大の保護督勵ありしに拘らず、一般に懶惰にして農耕を務めず、唯速かに滿期復歸せんことを切望し、日々の糊口に窮せざるを以て足れりとすれば、毫も土地を愛する念なく、僅かに最も肥沃なる土地を求め、之に粗笨なる耕作を施し、自家用の食物を獲るに止まりたるものゝ如し。西曆千九百一年に於ける露國の調査

によれば、耕地面積は宅地を合せて二千三百餘町歩にして、一戸平均一町餘に過ぎず、従つて年々農産物不足し、之が輸入甚だ多く、コルサコフ州のみに於ける輸入額毎年十數萬圓に達せり、以て農業の幼稚なるを知るに足る。

明治三十八年七月、我國の本島占領以來、これら露人の大部分は任意歸國し數十の村落無人の境と化せしも、爾後我國人次第に移住し、農業に従事するもの日に多きを加へ、これら農村を充たすに至れり。

本島は、氣候寒冷土地肥沃ならざるも、尙ほ相當の收穫ありしを見れば、本島の農業決して絶望に非ず。特に馬鈴薯豆類等の如きは非常に良好にして、麥類其他亦望みなさにあらず、樺太民政署に於ては、南農學博士に依囑し之が調査に従事し、終に、ルウタカ鈴谷(ス、ヤ)及内淵(ナイプチ)三大河流域平野の農牧經營の地域として適當なるを確め、直に移民地選定に着手せり、其の平野の地積を見るに。

原野名	總地積	農耕地	牧場地	泥炭地	在來戶數
ルータカ	一六七、五二六 <small>反</small>	三、四〇、三七三 <small>反</small>	一三三、一五四 <small>反</small>		一七四
				在來部落數	六

農業に對する  
手當

農産物の種類

ス、ヤ	三〇三三八	一九四・一九二	一六・四七	一三	六〇九
ナイブチ	三七七・四八	一三〇・三九六	一九四・八三五	五八・二七	一八
キムナイ	一一・五三〇	一一・五三〇			五〇五
計	八六六・六三三	三六四・三七九	四四四・三六	五八・二七	三六
					一・三八八

本島植物の生育は、五月中旬に始まり九月下旬に終る、氣温は冬期寒氣酷烈なるに比し、夏季比較的溫暖なれば、高度の温熱を要せざる植物は、以て栽培するを得べし、只終霜六月初旬に止み、初霜九月中旬に來るを以て霜害甚だ多しとす。

農民には、毎戸露式家屋及び宅地九百坪以内、及び農牧地七町五反を給與し、尙ほ移住の初年には、既墾地二町歩以内を貸與し、牧畜希望者には建物宅地の外五十萬坪以内の牧地を、又蔬菜栽培を目的とするものには二町歩の土地を貸與し、尙種子・家畜(牛馬)を貸與せり。

本島有望の農産物は、大麥・小麥・燕麥・ライ麥・裸麥・馬鈴薯等を主とし、黍・蕎麥等之に次ぎ、何れも品質佳良且收穫多し。又菽豆中、豌豆・蠶豆最も適し、大小豆隱

牧畜の情況及沿革



貝塚農場の放牧牛

元豆は早熟種を良とし、又亞麻大  
麻、藁、薄荷、煙草等を良とす。  
蔬菜類は生育良好にして、甘藍、蕪  
菁、胡蘿蔔、牛蒡、葱、胡瓜等を産す。  
果樹類には露人の栽培せしグ  
スベリー、ガーランド等良く成熟  
せるを見る。

### 第五 牧畜

本島の牧畜業は、明治二年拓殖  
保護の爲め馬二百五十頭を移し、  
次で更に牧牛二百五十頭を移し  
たるに初まる。明治八年以後、露  
國政府は本島牧畜業を獎勵し、移

住民の拓殖を助成し、盛んに牛馬を大陸より輸入し、志望者に之を貸與し、之を監督し、又豚山羊等を飼養せしめたり、千九百一年の調査を見るに

	コルサコフ州	アレキサンドル州	ツイモフスキ州	計
牝牛	二九二 <small>頭</small>	五〇 <small>頭</small>	六八五 <small>頭</small>	一〇二七 <small>頭</small>
牝牛	一六八八	六六二	一四一二	三七六二
犢牛	二二二五	七六二	二五〇一	五三八九
計	四一〇五	一四七四	四五九八	一〇一七八
馬	一三五四	四六九	九五九	二七八二
仔馬	八四〇	一一九	四八五	一四四四
計	二一九四	五八八	一四四四	四二二六
豚		五三九	九一九	二九七三
總計	七八一二	二六〇一	六九六一	一七三七六

露人の家畜を飼養するや頗る懇篤にして、又其の取扱ひに熟達せるは邦人

の到底企及すべからざる處なるも、一般に家畜の改良に留意せざりし爲め、其の品質を損ふに至れり、然れども、各村必らず廣大なる共同牧場を有し、之より豊富なる芻草を得、之が爲めに冬期飼育の料に缺乏せざりしなり、今尙ほ至る處芻草の野生しつゝあるは全く露人の賜なりとす。

現今我が領土内に於ける牛馬總數は二千六百九十七頭にして、其の内牛は一千九百三十九頭なり、實に本島農民は單純の農業のみにては生計の維持殆んど困難なれば、必らずや牧畜兼業ならざるべからず。

## 第六章 交通

露領時代に於ける本島は、一の流刑地たり漁業地たるに過ぎざれば、交通機關の如き其設備不完全にして記するに足るものなし、今や我政府は銳意之が完成に力を致せるも、如何せん領有日淺ければ、尙幼稚なるを免れず、然れども本島開發の急務は實に交通の整備に在りて存し、道路の開鑿、港灣の修築、特に不凍港の設備、鐵路の完成、郵便電線の敷設等、其の絶設すべき事項枚擧に暇あ



樺太鐵道フタバチー驛汽車進行の景

らず、今現在の狀勢を記せんに

### 第一 鐵道

大泊を基點とし、ソロビョフカ、ミ  
ツリョフカ、ホムトフカ、等を過ぎ、豊  
原(ウナシミロフカ)に至れる中央凹地帶  
上に、長さ十里間の輕便鐵道あり、一日二  
回往復せり。本線は他日豊原(ウラシミ  
ロフカ)より北方は榮濱(サカヘハマ)に、西  
方は眞岡(マウカ)の不凍港に達し、以て冬  
季間も安んじて内地と旅客荷物の運輸  
を計らざる可からず。

### 第一 道路



南中中央凹地帯幹線の道路

道路 本道の幹線は大泊を基點とし北は豊原(ウラシミロフカ)落合(ガ  
ルモノウラスコエ)榮濱(サカハマ)に達し尙北行しナヨロシスカを経て國境に達するものあり。其他豊原ウラジミロフカ)真岡(マウカ)の横斷線眞縫(マヌイ)、久春内(クシユンナイ)の横斷線、大泊より富内(トンナイチャ)湖畔を経てオチ<sup>ヨ</sup>ボッカに至るもの、豊原ウラジミロフカ)留多加(ルータカ)線、大泊荒栗(アラクリ)線等にして、何れも人馬を通ずべく、特に大泊より榮濱に至る中央幹線は道路廣濶にして車馬の往復自在なり。

### 第三 電信電話

電信は、内地本島間は勿論、主要道路の通ずる地には何れも之を布設し、今や大泊の楠溪(クシユンコタン)に郵便電信局を置き、ルータカ、豊原(ウラジミロフカ)、真岡(マウカ)、久春内(クシユンナイ)、落合(ガルキノウラスコエ)、シララカ、ノトロ、シスカ、ナヤシ、海馬島等に於ては、郵便電信支局を設け、何れも相互間及内地に通信するを得べし。電話は大泊、豊原(ウラジミロフカ)、真岡(マウカ)、落合(ガルキノウラスコエ)、ノトロの各通信所、其の他主要なる官衙には其設けあらざるなく、特に大泊、豊原に於ては、民用として之を使用せしめ居れり。

### 第四 郵便

郵便は、人の住する處は殆んど達せざるなく、大泊、豊原(ウラジミロフカ)、真岡(マウカ)、ガルキノウラスコエ、シスカ、ナヤシ、海馬島等にては、何

れも其事務を取扱へり、而して各沿岸の交通は、其道路完備せざるため、水運に依頼する外なし。

## 第五 水運

冬期を除く外、小樽を發し大泊を経て、本島沿岸各地 海豹、海馬、兩島等に毎月一回乃至三回定期船の寄港するあり。特に真岡(マウカ)は不凍港なれば、嚴寒の候尙ほ内地と船舶の往來あり。若夫れ初夏漁業隆盛季の如きに至らん東はテルペニヤ灣頭より、西は國境附近に至る迄、殆んど日として汽船の黒煙を認めざるなく、大泊(マウカ)の如き、時に十餘艘の大船集合する盛況を呈す。

夏季の盛況

### 第三編 地方誌

本島は、人烟稀少なれば、我が版圖内に於ける市街の見るに足るべきもの現今僅かに三あるに過ぎず。大泊 豊原及び真岡にして、此の三市街相互の關係を北海海に比せんに、先づ豊原を札幌とせば、大泊は小樽たるべく真岡は恰かも函館に類せんか。以上の三市街は何れも支廳所在地即ち最下級地方行政廳の所在地なりとす。

#### 第一章 大泊支廳管内

本區は亞庭(アニツ)灣斜面區域とオホーツク斜面區の一部と、海豹島とを含み、樺太島中人烟最も盛んなる地方なりとす。

#### 第一 大泊



大 泊 市 街

**大泊** コルサコフ(クシユンコ  
 タン及び狹義の大泊(ボロアン  
 トマリ)を含み、此兩市街は中央  
 なる紀念橋によりて界せられ、  
 共にアニワ灣に臨み前方に各  
 同名の港を控へ、兩港間は斷崖  
 海に瀕せる丘陵によりて隔て  
 られ、ともに本島の關門に當る。  
 クシユンコタン(コルサコフ)港  
 は其の位置適當なるも、岩礁多  
 く且遠淺にして、千噸内外の汽  
 船も尙ほ十餘町外に碇舶せざ  
 る可らず、加之、現今軍艦御用船  
 以外の船舶の碇繫を禁ずるを

大泊港



街市フコサルコ

以て、一般の船舶は大泊港に投錨するを要す。

大泊港は港域稍々廣大なるも遠淺の度大にして風波を避くるに一層困難なるを免れず。兩港共に毎年十二月より風浪暴威を逞ふすること甚だしく、一月以降海面全く永結し、其の厚さ一尺四五寸より四五尺に達し、氷上馬櫓を通ずべし。要するに本港は先づ防波堤を築きて風波を避け、碎氷船によりて冬季の航通を全ふせざる可らず。

市街は、道路整然として街路の

コルサコフの  
沿革



大 泊 港

廣潤なる内地に多く其比を見ず、柴  
町 本町 梅ヶ枝村 初音町 通  
町 谷町 黄金町 コルサコフ大  
通 全一條通 全二條通の十七區  
に分かれ、戸數千四百三十戸、人口七  
千百八十二人、外に尙ほ九百の假居  
住民あり。本市街の一半コルサコ  
フは、往昔クシユンコタンと呼び、松前  
氏時代出張番屋を置きて附近を管  
し、嘗て樺太支廳所在地となり、露西  
亞領時代に至りては、我は領事館を  
置き、現今楠溪俱樂部所在地、日露戰  
役後明治三十九年度迄は樺太民政  
署を置き、爾後樺太廳、明治四十一年  
移轉及びコルサコフ支廳の所在地

となれり。又學校病院 兵營 測候所等を設く。

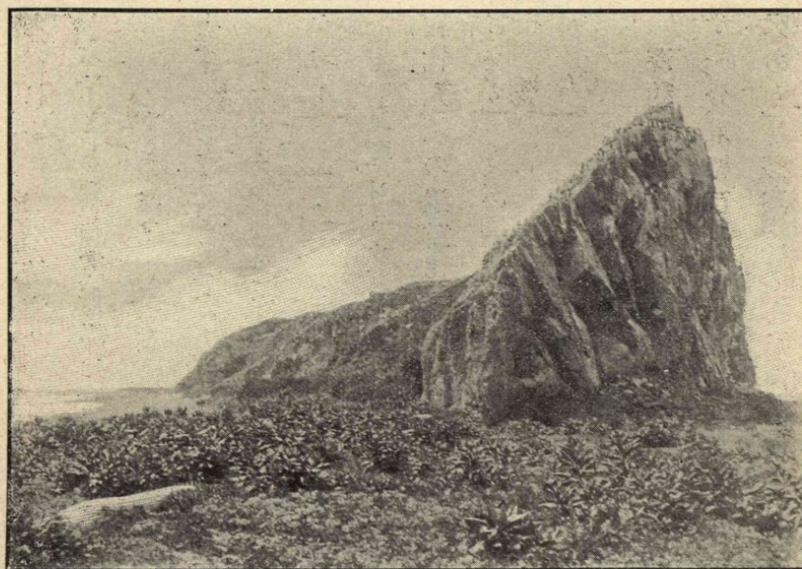
大泊より南の方、對馬岬(エンヅマ)を迂回し、灣の東岸に至らんか、オホエトマリ サウイナバーチの東方**メレヤ**村あり、日露戰役の際我が軍の上陸地點なりとす。尙ほ其の東方にチペサニ アラクリ等數多の漁村あり。

コルサコフの北方には數多の小溪西流し、其の吐口の谷地に**一ノ澤**ペルワヤバーチ) **二ノ澤**(フタラヤバーチ) **三ノ澤**(トレチャヤバーチ)等數多の漁村あり。 **貝塚**ソロウイヨフカは、ス、ヤ河口に近く、模範牧場の所在地にして、附近古代人類の遺跡多し。貝塚村の西方、ルータカ河口附近にも亦模範牧場の設けあり。其の附近は廣大なる森林地帯を控ゆ。

## 第二 海豹島

**海豹島**(**ロツベン**一名**チユレニ**) テペルニア灣の東を限り、北緯四十八度三十一分、東經百四十四度四十三分に位す、其の長さ七百米幅七十米高さ四十餘呎あり。砂濱によりて圍まれ、蕞爾たるテーブル状の一岩礁たるに過ぎず。

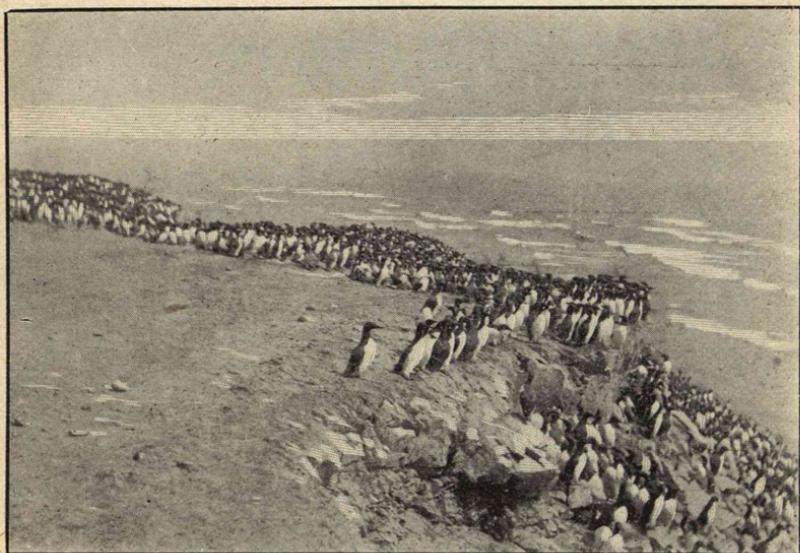
臘肭獸群集の  
情況



む望りよ方南を島豹海

されば島中一水の湧出するなく、且つ土壤なければ樹木生ぜず只砂濱少許の地にエゾヨグルマハマムギ等を見るのみなり。現今コルサコフ支廳の管區に屬す。

此地は、臘肭獸の保護地として世界稀れに見る處なれば、水産業者の注目を惹くこと大なり。明治四十年の如きは、臘肭獸の親獸二千三百餘頭仔獸一千二三百餘頭、雜然として本島の東岸砂濱の地に集合し、或は游泳し或は陸上に匍匐し、牡々相齧み幼々相戯むれ、以て本島の一異觀をなせり。(六〇頁臘肭獸圖參照)



海豹島のペンギン群

此の獸は、夏季は斯くして本島の極樂淨土に光陰を經過し、秋季寒冷の季節に入るや、盡く去つて南方本州の東岸金華山 犬吠岬 房州附近にまで游泳し來り、獵者の毒手に仆れ、或は其の幼者は海獸の口腹に葬られ、其の難を免れしものゝみ、來春再び本島に復歸し、こゝに上陸するや、母獸は直ちに分娩し、爾來其の兒を哺乳撫育すること終始更らず、以て秋季に至るなり。該獸の本島に來るものは、往時に於ては其の數甚だ多く、一年一萬五千頭を捕獲せしことありしと云ふ。我が政府は露國の遺志を繼承し、該獸の保獲

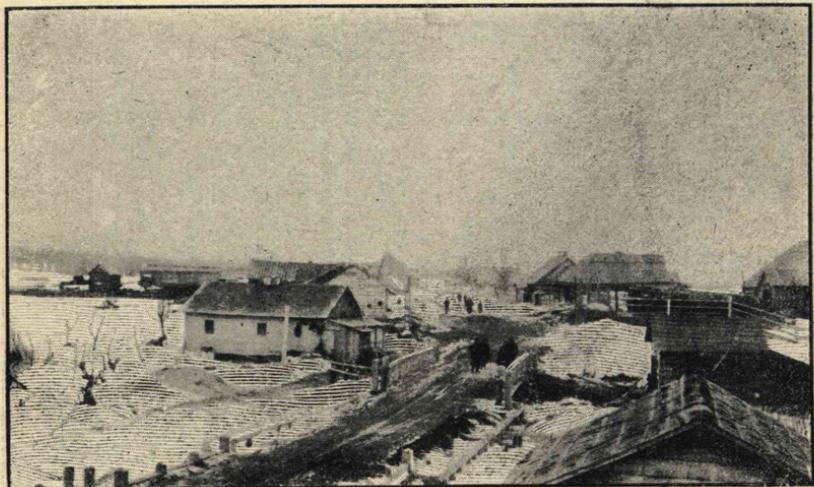
に従事せるを以て、數年ならずして其の成績の大ひに見るべきものあらん。尙ほ此の島に於ては、數十萬の海鳥(ウリヤ・ロムビア *Uria lomvia* 俗にロッペン鴨と稱す)島上に群居し、無数の卵子岩上に散點し、其の鳴聲の喧しき、耳之が爲めに聾せんとす、眞に一奇觀たるを失はず。又本島附近には魚類昆布等の分布甚だ多大なり。

## 第二章 豊原支廳管内

本區は、其の區域甚だ廣大にして殆んど全面積の半部を占む。

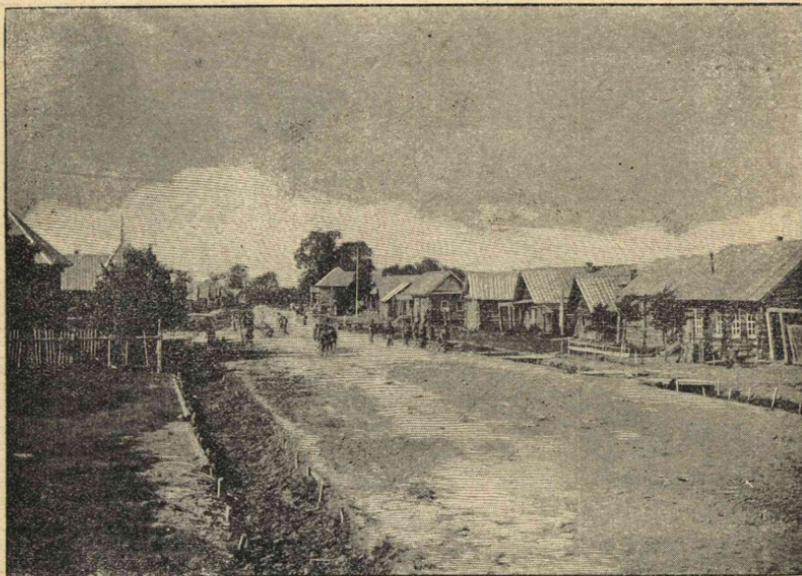
### 第一 豊原

豊原(ウラジミロフカ) コルサコフの北九里二十四町に在り、其位置南部平野の中心に當り、北は中央凹地帯を貫通せる大路によりてナイブチに達すべく、西は西樺太山脈を横ざりて眞岡に通ずべし。地勢北東より南西に向ひ、鐵道線路に沿ひ漸次低下せるも、土地廣濶にして高燥なり。此の地は、西曆千八



樺太ラウジミフロカ街市

百八十二年露國政府の創設にかゝり、日露戰爭當時には、露兵はこゝを防禦の中心となしたるものゝ如く、有名なるダリチエの密林戰は實に此の北西二里の地に演ぜられたるなり。市街の附近には幾多の移民地相連なり、所謂四通八達の要衝にして將來本島内部の開発に伴なひ次第に發達すべく、之を以てか、此の地を本島統治の中心たらしめんとし、明治三十九年以來新市街の建設に着手し、東西十三町南北十四町餘の地大通オホトホリを中央とし東西共に一條通乃至七條通の大道井然たる市街をなすに至り、樺太廳明治四十一年コルサコフより移轉）守備隊



ガキノウラスコエの露國式市街

司令部 豊原支廳 學校 病院等  
 見るに足るべく、水道の設計 電信  
 電話の架設等大ひに整へり、戸數四  
 千六百人口三千、市街の西部には今  
 尙露式丸木積の家屋存在せり。

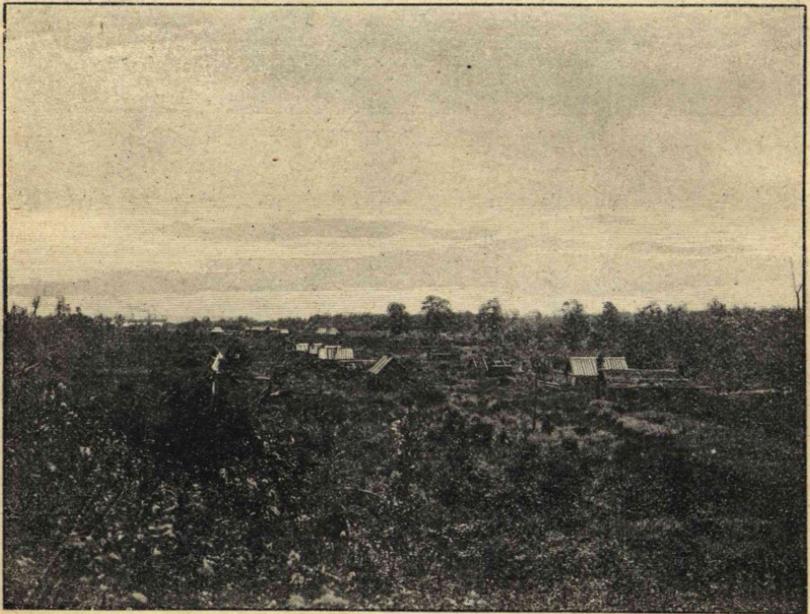
## 第二 落合

舊名ガルキノウラスコエは、豊原  
 の北部各農村中の最も主要なる地  
 にして、ナイブチ タコイ兩河の會  
 合點に位し、支廳出張所あり。

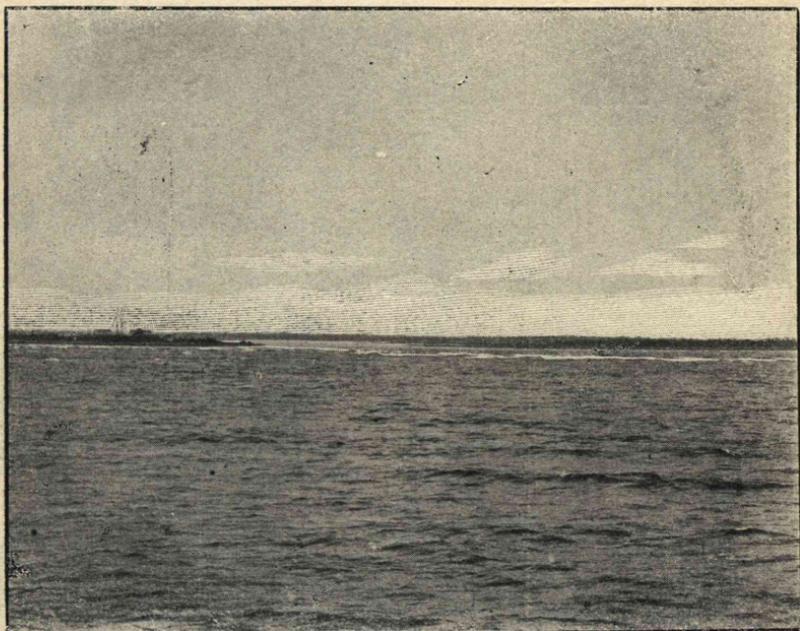
此の地は、西はナイブチ炭山に通  
 じ、北は榮濱に至るべく、後來同炭山  
 の採掘に着手するあらんか、蓋し主



口河チブイナ



口ヨナ



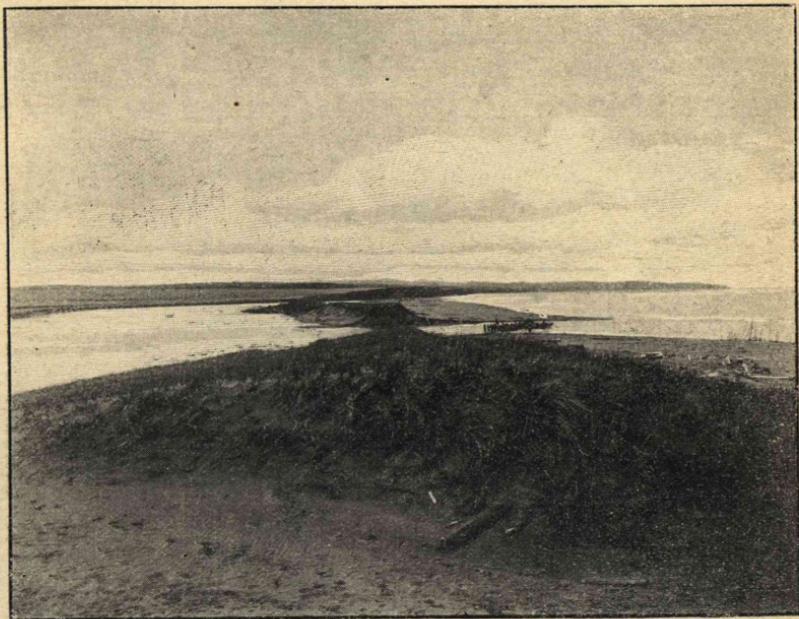
望遠のりよ上海口河イナロホ

要なる根據地となるや明かな  
 り、榮濱より北進すればドブ  
 キー、オタサン、シララカ、  
 マヌイ、マグンコタン、シル  
 トル、ナヨロ等を経て、シス  
 カに達すべし。マヌイは本島  
 最狭部に當り西岸に至る要地  
 にして、オタサン附近及びナヨ  
 ロ河口のナヨロはアイヌ族の  
 居住者多く、特にナヨロは此の  
 點に於て古來有名にして、且つ  
 北方露領の地に至るべき要衝  
 なり。



第三 シスカ

シスカは、支廳出張所の所在地にして、ポロナイ河口に位し、幌内（ポロナイ）平野の咽喉部を占め、水陸交通の便よく、後來有望の地に於て、其北方半里ポロナイ河畔シヤヂカレには、ギリヤーク、オロチョン族等居住し、彼等は、ナヨロのアイヌと共に、物資を此の地に仰ぐため往來するもの尠からざれば、吾人若し此の地に來らんか座ながらにして以上の各人種を観察するを得べし。



イナシユク

### 第三章 眞岡支廳管内

本區は西樺太山脈西方斜面則ち日本海斜面の區域全部を包括す。

#### 第一 眞岡

眞岡(マウカ) 古への西富内にて、後方段丘を負ひ本島唯一の不凍港を控ゆ。只其の港域狭く且淺さを缺點とするも、西岸各地方物價の集散地たり。市街は幅狭けれども長さ一里に達し、本町 南濱町 北濱町 榮町 山下町 中ノ町 山手町 春雨町の八四十五區に分る、創

設以來一年ならずし大泊を凌駕せんとし、戸數七百人、口三千五百を超え、尙次第に發達せんとす。本市街の斯く隆盛を極むるは、單に支廳の所在地たるのみならず、鯨漁業の中心地たるを以てなり。

マウカ以北にはクシュンナイ、ウシヨロ、ナヤシ、アモベシ等の村落あり。

クシュンナイは東岸マヌイに至る横斷路の基點にして、ナヤシは支廳の出張所あり、露人の居住せるもの多く、北部主要の地なり。

マウカ以南には阿考(オコー)、自主(シラヌシ)の外擧ぐるに足るものなく、シラヌシは往昔樺太島と内地との發着點として史上に有名なり。

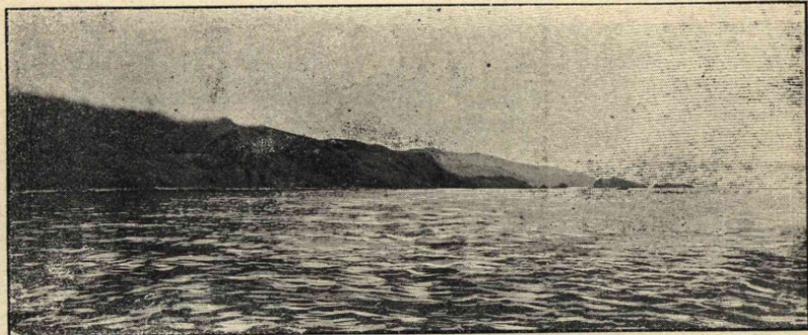
## 第二 海馬島

海馬島

アイヌ族の所謂トッモシリにして、主として火山岩より成り、地勢

突兀として高峻を極め、周圍五里沿岸屈曲甚だしく岩礁多きも、亦之が爲め良港を控え、暴風の際避難すべき場所少からず。

附近水産物に富み、海驢(トッ)の棲息するもの甚だ多し、これ島名トッモシリ

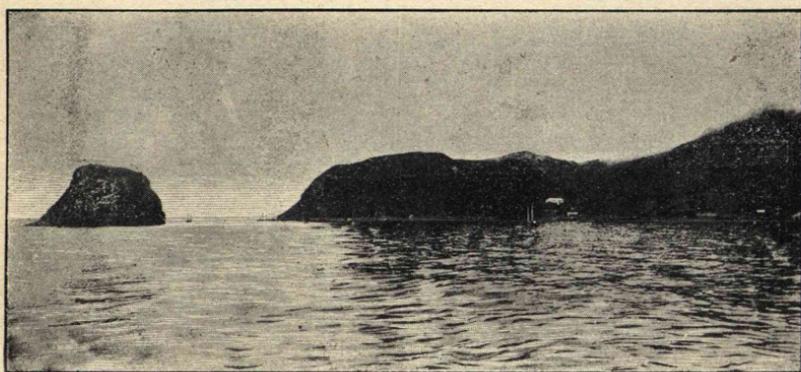


一 其圖島馬海

(ト、島なる名の因て起りし所以にして後世誤りて海馬島と呼ぶに至りしなりと。海驢は、アイヌ族の必須獸類にして彼等は之を捕獲し、其の肉を食ひ其の脂肪を飲み、其皮を繩に代用す。本島には海鳥亦甚だ多く、エトピリカ及び數多の鴨類、春夏の候群がり來るを以て、島人陷穽を設けて之を捕ふ明治四十年の捕獲高五十萬羽に達せりと云ふ支廳出張所あり。

## 第四編 附錄 條約及境界劃定

### 第一章 樺太千島交換條約



海馬島圖其二

大日本國皇帝陛下ト

全露西亞皇帝陛下ハ今般樺太島即薩哈連島是迄兩國雜領ノ地タルニ由テ屬次其間に起レル紛議ノ根ヲ斷チ現今全國ニ存スル交誼ヲ堅牢ナラシメンカ爲メ大日本國皇帝陛下ハ樺太上ニ存スル領地ノ權理ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ハント欲ス。

大日本國皇帝ハ海軍中將兼魯京特命全權公使從四位榎本武揚ニ其全權ヲ任ジ全露西亞國皇帝陛下ハ大政大臣勳章略ス公爵アレキサンドル、コルチャコフニ其全權ヲ任ゼリ

右各全權ノ者左條款ヲ協議シテ相區ニス

第一款

大日本國皇帝陛下ハ其後胤ニ至ル迄現今樺太島ノ一部ヲ所領スルノ權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ全魯西亞國皇帝陛下ニ讓リ而今以後樺太島ハ悉ク魯西亞帝國ニ屬シらべるゝず海峽ヲ以テ兩國ノ境界トス。

## 第二欸

全魯西亞國皇帝陛下ハ第一欸ニ記セル樺太島ノ權理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領くりる群島即チ第一しゆむしり島 第二 あらいと島 第三はらむしり島 第四まかんるし島 第五をんねこたん島 第六はりむこたむ島 第七こんかるま島 第八しやすこたん島 第九むしる島 第十らいこけ島 第十一まつあ島 第十二らすつあ 第十三すれどねわ及らししか島 第十四けとい島 第十五しむしる島 第十六ごふとん島 第十七ちえるぼい並にぶらつと ちえるぼるへふ島共計十八島の權理及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ大日本國皇帝ニ讓リテ而今後くりる島ハ日本帝國ニ屬シ東察加地方らばつか岬トしゆむしゆ島ノ間ナル海峽ヲ以テ兩國ノ境界トス。

### 第三款

前條所載ノ各地並ニ其產地ハ此條約批准取爲換ノ日ヨリシテ直ニ全ク所領主ニ屬スル者トス但其各地受取渡ノ式ハ批准後双方ヨリ官員一名又ハ數名ヲ撰テ受取掛トシ實地立會ノ上執行ス可シ。

### 第四款

前條所記交換ノ地ニハ其地ニ在ル公園ノ土人ノ下手セサル地所一切公共ノ造築壘壁屯所及ビ人民ノ私有ニ屬セザル此ノ種ノ建物等ヲ所領スルノ權理モ兼存ス現下各政府ニ屬スル一切ノ建物及動産ハ第三款ニ載スル双方ノ受取掛取調ノ上其代價ヲ按查シ其金額ハ其地ヲ新ニ領スル政府ヨリ出ス者ナリ。

### 第五款

交換セシ各地ニ住ム各民(日本人及魯人)ハ各政府ニ於テ左ノ條件ヲ保證ス各民並共ニ其本國籍ヲ保存スルヲ得ルコト其本國ニ歸ラント欲スル者ハ常ニ其意ニ任セテ歸ルヲ得ルコト或ハ其交換ノ地ニ留ルヲ願フ者ハ其生

計ヲ充分ニ營ムヲ得ルノ權理及其所有物ノ權理及隨意信教ノ權理ヲ悉ク保存スルヲ得ル全ク其新領主ノ屬民(日本人及魯人)ト差異ナキ保護ヲ受ル事雖然其各民ハ並共ニ其保護ヲ受ル政府ノ支配下ニ屬スル事。

## 第六款

樺太島ヲ讓ラレシ利益ニ酬ユルタメ全魯西亞國皇帝陛下ハ次ノ條款ヲ准許ス。

第一。日本船ノこるさこふ港即くしゆんこたんニ來ル者ノ爲メニ此條約批准爲取換ノ日ヨリ十ケ年間港稅モ免スルコト此年限滿期ノ後ハ猶之ヲ延ハスモ又ハ稅ヲ收メシムルモ全魯西亞國皇帝陛下ノ意ニ任ス全魯西亞國皇帝陛下ハ日本政府ヨリこるさこふ港へ其領事館又領事兼任ノ吏員ヲオクノ權理ヲ認可ス。

第二。日本船及商人通商航海ノタメをほつく海諸港及東察加ノ海港ニ來リ又ハ其海及海岸ニ沿テ漁業ヲ營ム等渾テ魯西亞最懇親ノ國民同様ナル權理及特典ヲ得ル事

### 第七款

海軍中將榎本武揚委任狀到來セスト雖モ電信ヲ以テ其送致スル旨ヲ確定セラル、ニ依リ其到ルヲ待タスシテ此條約ニ記名シ其到ルヲ待テ各全權委任狀ヲ相示スノ式ヲ行ヒ別ニ其事ヲ記シテ以テ左券トス可シ。

### 第八款

此條約ハ大日本國皇帝陛下並ニ全魯西亞國皇帝陛下並ニ互ニ相許可シ而シテ批准ス可シ但各皇帝陛下ノ准批爲取換ハ各全權記名ノ日ヨリ六ヶ月間ニ東京ニ於テ行フ可シ。

此條約ニ權力ヲ附スルタメ各全權各其姓名ヲ記シ並ニ其印ヲ欽スル者ナリ

明治八年五月七日

聖比特堡ニ於テ

榎本 武揚 印

魯曆千八百七十五年

四月二十五日  
五月七日

ゴルチャコフ 印

### 條約ニ屬スル公文

日本國皇帝陛下ノ政府ト魯西亞國皇帝陛下ノ政府ハ本日兩帝國間ニ結ヒ

タル條約第四款ニ載セタル件ヲ完成センタメ下名ノ者協議ノ上左ノ條款ヲ定ム。

## 第一款

魯西亞國政府ハ本條約ノ旨ニ基キ日本政府ノ建物及動産ヲ引受ヘキヲ以テ其代價ヲ日本政府ニ拂フコトヲ承諾シ日本政府ヨリ報知セラレシ金額即棟數一百九十四軒代價七萬四千〇六拾參圓(日本ドルラル)及動産ノ代價一萬九千八百拾四圓ヲ以テ其物價檢査ノ基本トナス。

## 第二款

本日取結ビノ條約第三款ニ掲クル各地受取掛双方役人ハ各地ニ在ル建物及動産ノ兩政府ニ歸ス可キモノヲ檢査シテ其代價ヲ決定スベシ右双方役人ヨリ各地並ニ靜動二産受取濟及其決定セシ代價ノ届書落書ノ後魯西亞政府附ノ物品代價差引剩餘金額ハ各地並ニ靜動二産公然受取濟ヨリ六ヶ月内ニ比特堡府ニ於テ日本公使又ハ日本國皇帝陛下ヨリ別段ニ其命ヲ奉シタル役人ニ渡ス可シ。

### 第三款

日本結約ノ第五款中ニ陳スル交換セル各地ニ留ル各民ノ權利及地位並ニ各地ニ住ム土人ノ義ニ付テハ東京ニ於テ日本政府魯西亞辨理公使ト尙之ニ附録ス可キ條款ヲ取極ム可シ其爲メ入用ナル全權ヲ魯公使ニ附スル者ナリ。

### 第四款

前條ニ載セタル議定セシ件ハ同日記名セシ本條約ノ列ニ加ヘタルモ同ジ權力アル者ナリ。

右ヲ確定スルタメ下名ノ者此公文ヲ作り以テ各印ヲ調スル者ナリ

明治八年五月七日

於聖比特堡

榎本武揚印

一千八百七十五年四月二十五日

ゴルチャコフ印

### 樺太千島交換條約附録

明治八年五月七日即チ千八百七十五年四月二十五日魯國聖比特堡調印濟ノ公文第三款ニ基キ及同日調印ノ條約第五款ノ旨趣ヲ完全ナラシメ且施

行センガタメ双方讓與濟ノ領地ニ在住セル各政府臣民ノ權利及其身分且兩地方土人ノコトニツキ日本皇帝陛下及全魯西亞皇帝陛下ハ爲メニ各全權委員ヲ命ジダリ即チ日本皇帝陛下ハ其外務卿寺島宗則ヲ之ニ任ジ又全魯西亞皇帝陛下ハ侍從兼國議院議官日本在留辨理公使しやるすつるうこんヲ以テ此任ニ宛テ双方委員ノ書ヲ照應シ狀實良好ニシテ其至當タルヲ見テ左ノ條款ヲ合議決定スル者ナリ。

### 第一條

交換濟ノ各地ニ往ム日本及魯西亞ノ臣民現ニ其所有セル地ニ在住セント願フモノハ自個ノ職業ヲ十分營ムヲ得且其保護ヲ得ベシ又現在所有地界限中ニテ漁獵及鳥獸獵ヲナスノ權ヲ有シ且其生涯中自己職業上ニ關スル諸稅ヲ免ルベシ

### 第二條

樺太さかりん島及くりる島ニ在住セント決スヘキ各臣民ハ所有ノ權利ヲ有スヘシ又現今所持ノ不動産ヨリ收入スル物件及所有ノ權利ヲ證明セル

證書ヲ渡シオク可シ。

### 第三條

樺太さかりん島及くりる島ニ在ル各臣民ハ自個ノ宗旨ヲ尊崇スルコト全ク自由タルベシ又禮邦堂寺堂及墓所ハ毀害ス可ラズ。

### 第四條

樺太さかりん島及くりる島ニ在ル土人ハ現ニ住スル所ノ地ニ永住シ且其儘現領主ノ臣民タルノ權ナシ故ニ若シ其自個ノ政府ノ臣民タラントヲ欲スレハ其居住ノ地ヲ去リ其領主ニ屬スル土地ニ赴ク可シ又其儘在來ノ地ニ永住ヲ願ハ、其籍ヲ改ム可シ各政府ハ土人去就決心ノタメ此條約附録ヲ右土人ニ達スル日ヨリ三ヶ年ノ猶豫ヲ與ヘオク可シ此三ヶ年中ハ是迄ノ通り樺太島及クリル島ニテ得タル特許及業務ヲ變セスシテ漁獵鳥獸獵其他百般ノ職業ヲ營ムコト妨ケナシト雖モ總テ地方ノ規則又法令ヲ遵守スヘシ前ニ述ブル三ヶ年ノ期限過キテ猶双方交換濟ノ地ニ居住センコトヲ欲スル土人ハ總テ其地新領主ノ臣民トナル可シ。

第五條

樺太島及くりる島ノ土人ハ各自ノ宗旨ヲ遵奉スルコト全ク自由タル可シ  
又寺堂及墓所ハ毀害ス可ラズ。

第六條

此條約附録ノ右五ヶ條ニ載セタル議定ノ件々ハ明治八年五月七日聖比特  
堡ニ於テ調印簿ノ條約ニ加ヘタルモ同シ權力アルモノナリ。

右ヲ確定スルタメ各全權委員此條約附録ヲ作り二通ト爲シ以テ各其印ヲ  
調スルモノナリ。

明治八年八月二十二日 東京ニ於テ 日本外務卿 寺島宗則印  
千八百七十五年八月十日 魯西亞辨理公使 ぜすつるうこん印

第二章 日露平和條約

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ハ兩國及其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ  
回復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之ガ爲ニ日本國皇

帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ全露西亞國皇帝陛下ハ「プ  
レシデント、オヴ、ゼ、コムミッチー、オヴ、ミニスター、オヴ、ゼ、エムパイア、オヴ、ロ  
シア」セクレタリー、オヴ、ステート「セルジ、ウヰット」閣下及亞米利加合衆國駐劄  
特命全權大使「マスター、オヴ、ゼ、イムベリアル、コールト、オヴ、ロシア」男爵「ロー  
マン、ローゼン」閣下ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其  
委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認め以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ。

#### 日露講和條約

##### 第一條

日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國竝兩國臣民ノ間ニ將  
來平和及親睦アルベシ。

##### 第二條

露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上ノ卓絶ナル  
利益ヲ有スルコトヲ承認シ 日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指

導及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ阻礙シ又ハ之ニ干涉セザルコトヲ約ス。  
韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ、他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇  
セラルベク之ヲ換言スレバ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カル  
ベキモノト知ルベシ。

兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケンガ爲露韓間ノ國境ニ於テ露西亞國又  
ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルベキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラザ  
ルコトニ同意ス

### 第三條

日本國及露西亞國ハ、互ニ左ノ事ヲ約ス。

- 一、本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權ガ其  
ノ効力ヲ及ボス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト。
- 一、前記地域ヲ除ク外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又  
ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ擧ゲテ全然清國專屬ノ行政ニ還  
附スルコト。

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レザル何等ノ領土利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セザルコトヲ聲明ス。

#### 第四條

日本國及露西亞國ハ清國ガ滿洲ノ南工業ヲ發達セシメンガ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セザルコトヲ互ニ約ス。

#### 第五條

露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承認ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本政府ニ移轉讓渡ス露西亞國政府ハ又前記租借權ガ其効力ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス。

兩締盟國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ベキコトヲ互ニ約ス  
日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財産權ガ完全ニ

尊重セラルベキコトヲ約ス。

### 第六條

露西亞帝國政府ハ長春寬城子(旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利特權及財産同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラル、一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スベキコトヲ約ス。兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ベキコトヲ互ニ約ス。

### 第七條

日本國又露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セザルコトヲ約ス。該制限ハ遼東半島租借權ガ其効力ヲ及ボス區域ニ於ケル鐵道ニ適用セザルモノト知ルベシ。

### 第八條

日本帝國政府及露西亞國帝國政府ハ交通及運輸ヲ增進シ且之ヲ便易ナラ

シムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムガ爲成ルベク速ニ別約ヲ締結スベシ。

### 第九條

露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼竝該地方ニ於ケル一切ノ公共造營物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スベシ。日本國及露西亞國ハ薩哈噠島南部又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セザルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルベキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラザルコトヲ約ス。

### 第十條

日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ就テハ其不動産ヲ賣却シテ本國ニ退却スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓

與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服從スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業ニ從事シ且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルベシ日本國政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スベキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財産權ガ完全ニ尊重サルベキコトヲ約ス。

### 第十一條

露西亞國ハ日本海、オコーツク海及、ペーリング海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國民ニ許與センガ爲日本國ト協定ヲナスベキコトヲ約ス。

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ボサルコトニ雙方同意ス。

### 第十二條

日露通商航海條約ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ効力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通

商航海條約ヲ締結スルニ至ルマデノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スベキコトヲ約ス而シテ輸入税及輸出税稅關手續通過税及噸稅竝一方ノ代辦者臣民船舶ニ對スル他、一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル。

### 第十三條

本條約實施ノ後成ル可ク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スベシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クベキ一名ノ特別委員ヲ任命スベシ一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク而シテ其引渡及受領ハ引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スベキ便宜ノ人員及引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フベシ。日本國政府及露西亞國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルベク速ニ俘虜捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマデ之ガ保護給養ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スベシ同計算書交換ノ後魯西亞國ハ

成ルベク速ニ日本國ガ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國ガ同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スベキコトヲ約ス

#### 第十四條

本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セラルベシ該批准ハ成ル可ク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スベシ而シテ其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通ジテ完全ノ効力ヲ生ズベシ正式ノ批准交換ハ成ル可ク華盛頓ニ於テ之ヲ行フ可シ。

#### 第十五條

本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スベシ其各本文ハ全然符合スト雖モ其ノ解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルベシ右證據トシテ兩帝國政府ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ。

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス

(ニユーハムプシヤ州)ニ於テ之ヲ作ル。

小村 壽太郎(記名)印

高平 小五郎(記名)印

セルジ、ウヰツテ(記名)印

ロ、イ、ゼ、ン(記名)印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス。

朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國「ポーツマス」(ニユーハムプシヤ州)ニ於テ帝國全權委員及露國全權委員ノ記名調印シタル講和條約ノ各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間然スル處ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀二千五百六十五年明治三十八年十月十四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ欽セシム。

御 名 國 璽

外務大臣 伯爵 桂 太 郎

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條ノ規定ニ從ヒ下名ノ全權委員ハ左ノ追加約款ヲ締結セリ。

第一 第三條ニ付。

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤退ヲ開始スベキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ十八個月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ。

前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スベシ。

兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムガ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ留保ス該守備兵ノ數ハ一「キロメートル」毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ズ而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最大數以內ニ於テ實際ノ必要ヲ顧ミ之ニ使用セラルベキ守備兵ノ數ヲ雙方ノ合意ヲ以テ成ルベク少數ニ限定スベシ。

「滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超ヘザル期間内ニ撤兵ヲ實行セムガ爲雙方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルベシ。

## 第二 第九條ニ付。

兩締盟國ニ於テ各任命スベキ同數ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ本條約實施後成ルベク速ニ薩哈噠島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スベシ該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スベシ 該委員ハ讓與中ニ包含セラル、附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓與地域ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ之ニ署名スベシ該委員ノ事業ハ兩締盟國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前記追加約款ハ其ノ附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノ

ト看做サルベシ

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス  
ニ於テ

小村 壽太郎(記名)

高平 小五郎(記名)

セルジ、ウヰツテ(記名)

ロ ーゼン(記名)

### 第三章 樺太境界劃定

左の一篇は明治四十一年五月東京地學協會に於て境界劃定委員長陸軍少將大島健一氏の講演せられたる講話の概要なり同事業を知るに最も適當なるものと信じこゝに掲ぐるごとしせり。

私は樺太の境界劃定に就てお話をいたします、此仕事は明治四十年に了りまして、明治四十一年五月上旬劃定に關する圖や書類等も交換をすましました

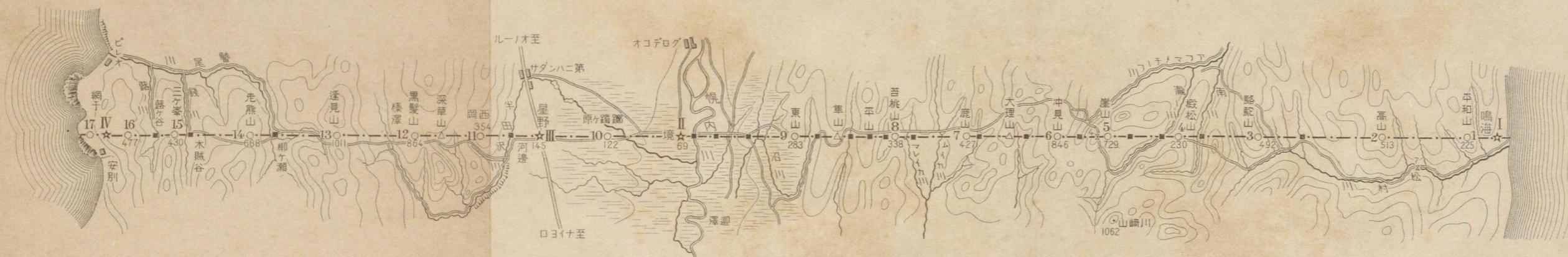
# 國境線

縮尺四萬分之一

凡例

- ☆ 天測點
- 中間境界點
- 水標點
- ≡ ツンドラ

大嶋少將ニヨル



仕事は當に終結して居ります、併しポーツマスの條約に依りますと、此劃定の際、之に關して作られた所の圖書は多分我政府の承認を受くることとでありませう、どう云ふ形で承認されるか知れませぬが、最早此境界なるものは圖の中心に亘つて引いた線の如く、他の一方のものと或一點を定めて引いた線の如く、最早他に引くべき線は今日の學説ではありませぬから多分承認されることと思ひます、さう云ふ次第ですから、此處で御話することに付て此事業を管理された内閣の一員たる陸軍大臣に伺ひました所、特別の會でもあるから話しても宜からうと云ふことで今日は罷出ることになりました。

此仕事に著手しましたのは、一昨年即ち明治三十九年であります、私が此劃定委員長の命を受けましたる節、即ち、一昨年春に於て我々の知つて居たる地圖は八十萬分の一の地圖で、それは露西亞の圖を獲て、日本のに直したものでございます、其他何程かの河筋は露國には分つたものがありました、此北緯五十度線に當る土地の附近の地形を知り得る圖は他にはありませぬ、此島を占領しました節は今日此處に圖其他を持つて參つて居ります中島測量手



五 十 度 線 林 空

が明治三十八年の戦争當時に此五十度を少しく越した點まで中央部の測量を致しましたのみであります。それで自分は任命を受けましても、土地の状態が分りませぬので如何なる方法を以て如何なる程度でやつたら宜からうと云ふことを定めるのに材料が乏しくて餘程困りました。併しポーツマスの條約に依ると、境界は五十度の線に準して劃定せよ、已むを得ぬ場合はどちらかに偏倚しても宜しい、併ながら其偏倚は他の部分に於て補ひ他の方面に偏倚して地積の變らぬやう

に、面積の變らぬやうにと云ふことの注文がしてありました、そこであの附近の地勢を見まするに、八十萬分一の圖によりますると、そこで境界にすべき大なる自然の地形を得ることが出来ませぬ、無論この邊は人も住んで居らずする所から、鑛山であるとか一個人の持つて居るものが、兩方に分れることは無く、又港灣の如きものあつて其港灣の眞中が境界に當つて居る様なものも無い、そうすると、殆ど偏倚する必要はないから、大略一直線に境界を造ることが宜からうと考へまして、それを大體のやり方としました。尤も劃定する程度はどの位まで細かく之をやるか、彼の亞弗利加地方にも前世紀以來段々歐洲強國と分割して取りまして、是等の境界も英米佛獨伊等に於て互にやつたものが澤山ございます、併し境界の劃定法を書いた書物はありませぬ。御承知の通り境界條約と云ふものは澤山出来て居ります、それ等に依て見ると若干は劃定して、未だ細かい劃定がしてない。即ち境界劃定の仕方に精粗の差別がある。さうして開化の程度に依つて、人文の發達とか、拓殖の程度に依つて必要の起つた時に、多少標識を建てるとか、目標を立てるとかやつて居るらし

う考くられる。

此樺太の日露の境の附近は、古來曾て人跡の至つたことも無し、斧斤の入つたこともなき大山林で、道路も無く住民も無く、而も今後澤山の人が交通することは近き將來にはあるまいと云ふ考へを定めて、私は實に兩海岸に一つ、天測を行ひ、この中央に南北に縦貫した道路が通つて居て、平原があります、山の所は省いて、それから將來「拓殖」の進むに従つてやつたら宜からう、其基礎を造つて置けば後來簡單に出来るからと云ふ考を以て、それに關する劃定の要領を定めて向ふに出掛けました。尤もそう云ふ考は、今回の仕事は兩國協同しての仕事でありまして、露西亞の者が矢張りそれに同意せんければならぬから、唯こちらの腹案同様にしてさう云ふものを持つて行つて、一昨年向ふの委員と會見しました、然るに向ふの委員はポーツマスで議定した様に全線を通じてやらうではないかと云ふので、段々話を聞いて見ますと、向ふの委員は、委員長以下屢々境界劃定の事業に従事して經驗ある人が參つて居ります、殊に私よりは四五ヶ月前、即ち戰爭が終ると同時に行つて越年して、多少山河

の形勢も分つて居ると云ふことで、多分やれるから全線通じてやらうと云ふ意見でございました、それでこちらの提案通りの方法を以て、山の間をも繋げる方法でやることに極めました。さうして明治三十九四十の二ケ年間に實際働きましたのが七ヶ月と十幾日と云ふ日でありました。此地方は五月の中旬頃から六月の初めに掛けて雪が融けます、其雪融けの爲に河川は漲り、丘陵は落ちると云ふ様なことで、餘程交通が難儀であります、況や其初めに當つてはまだ雪があつて、それが寒國に能くあります様に雪が積つて氷になつて居る、それ等が道を塞いで居り、山間谿谷にも深く雪が積んで居ると云ふ都合で、五月中は手が著けられませぬ、六月上旬からして著手しましたが、明治三十九年は初めてのことでありますから、念を入れて七月から著手する積りでこちらを出て行きました、七月から七八九の三ヶ月やりました。明治四十年は情況が分りましたから、五月から出て仕事を始めて五六七八の四ヶ月働きました。此の地形を見て居つたのは、私よりも向ふの委員の方が先でもあり能く見て居る、且つ數多の實見を有つて居る者で、此くらゐは難儀でも行けると

云ふ見通しを早く付けて居りました併し劃定方法は幸ひ日本に於て研究して行つた方法に依つて、總て實行することが出来ました。

私共は一體商賣がサーベルを振廻す方でありませすから、斯の如き天文とか地理とか學術に關したことは、一向深ひ素養を以て居りませぬ、明治二十六年でありましたか二十九年でありましたか、歐羅巴から戻る時分に今の長岡理學博士と一緒になつて、船の中で種々數學などの話が出たり、或は天文研究の話などが出たので、偶然のことから地軸の運動と云ふことを私が始めて知つたのであります、軍人でないと御耻しい話であります、それまでは地軸は動かぬもの、靜止して居るものと私は思つて居つた、諸君も御承知でございませうが、此通り段々暖かになり、雪が少くなるが、宋の邵康節が杜鵑の聲を聞いて、地氣が南するとか北するとか云つて難じたと云ふことを、私共子供の時分に讀んだことがあるが、さう云ふことからして何か地球に變化を生じて居りはせぬかと云ふ様な話をしたら、地軸が動くことと云ふ話になつて、それで初めて聞いた。そこで地軸が動くことは緯度を定めるに基礎が動いて來ると云ふ

話でありましたから愈よ境界劃定をやるに就ては先づ地軸の動くことを能く研究して行かなければならぬ、殊に向ふはアフマチフと云ふ有名な天文家が委員になつて居る、こちらにも誰か有名な人の意見を聞き、有名な人に一緒に持つて貰ひたいと思つて、私は大學に行つて、長岡博士などの曩の話の地軸・地表面の運動等に就て能く研究した人を連れて行きたい、尙ほ此劃定に就て意見を聞きたいから、中村精男、平山清二、長岡其他天文の事に關係して居る人に一室に寄つて貰つて、此劃定に關する方法に對して意見を求めました、所が別に意見は無いと云ふことでありました、そこで段々地軸の運動と地表面の始終動いて居ることに就て話を聞きました、それから誰が宜からうと云ふことになつて、遂に寺尾天文臺長の推選で天文臺に居り且つ帝國大學の助教である理學士平山清次と云ふ人が地軸の運動、地表面の事、經緯度の事に就ては始終専門に研究して居つて、其點に於て是は日本のオーソリテイであるから之を連れて行けば宜からうと云ふことであつた、それで平山理學士が私の方の委員になることになりまして、天文の事は一に同氏に任せてやらせま

境界劃定の參  
考會

した。

それから此劃定の方法を定めますに付ても、前申上げた通り、今まで種々やつたに關らず、細かい劃定を實行した書類が無い、幸ひ我が陸地測量部即ち今此處に居られる大久保少將の所に、亞米利加の加拿陀と合衆國の境界を定めた書類がありました、それは非常な大部のものでございまして、委員の報告からアストロノミーの細かいことまで書き、且つ境界劃定の經驗などを書いてあつて、非常に好い參考書でありますから、俄にそれを反覆熟讀して、漸く劃定方法は自分の定めた仕方て宜からうと云ふ安心を得て出掛けることになりました。

それで之を順次に御話すると大變込入りますから、話の順を變へまして大要を述べたいと思ひます、それには先づ境界が出来た其出来た境界はどんなものであると云ふとやうに逆に御話した方が、簡單に分り易いと思ひますからさう致します。

樺太の東海岸から西海岸に至る五十度線の幅は一百三十一キロ餘日本の

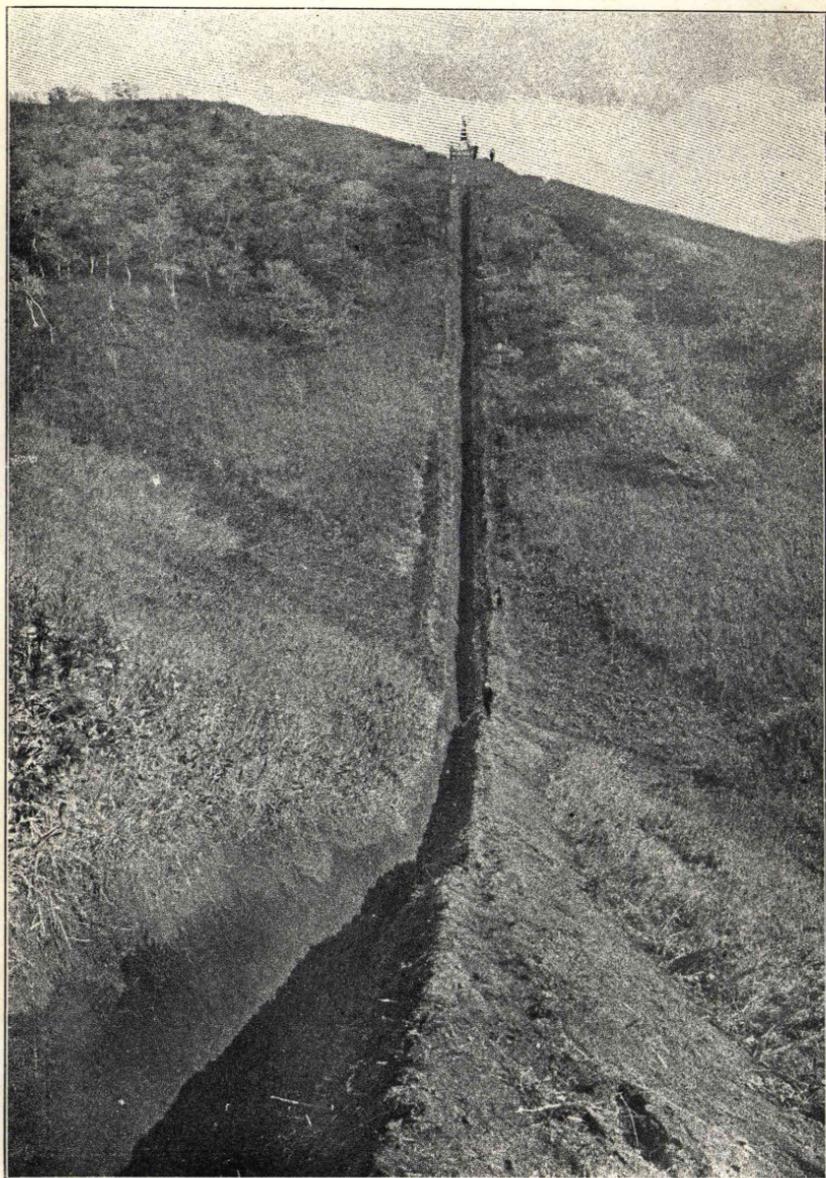
三十三里餘あります、中央は平原で幌内川が通り又其の西に舊街道が通つて居ります、今は非常に破損して通行に堪えませぬ。この道の附近と幌内河畔に各一つと西海岸の附近に一つと東海岸に一つと天文測量を行つて天測點を定めて、之を堺界の基礎と致して、それから其間は測地學の方法でこの點から起つてこちらを測り、この點から起つてこちらを測り、この點から起つて向ふを測ると云ふことに定めたものであります、此天文でやりました四つを天測境界點と名けてある。それからデオデシーで出した其線の上に置いた赤い標が小さい境界點で中間境界點と名けてあります、此中間境界標がこれから起つて向ふに十七重に山の上に設けてあります、之を山の上に置きましたのは斯ふ云ふ理窟があります、人が山の谷を通つて來るのに山の上の高い所に建てたのは此標の間は三十三里を十七に割つたのであるから凡そ二里くらゐの平均になつて居りまして、近い所もあり遠い所もあつて多少取除けがあります、五キロから十キロ即ち一里半弱から二里半位までの間に一つ一つ是が置いてあります。是は將來の拓殖の進むに従つて斯う云ふ中間の點に

も標石を建てるに云ふ必要が起らうと思ひまして、重に山の上に基礎を置いたので、或度の合つた眼鏡なら何處でも見える、さうして標識の點を見れば其處が即ち境界であると云ふことの見出し易い爲に斯うしたのであります。

尙ほ其他に於てこの邊は餘り人の交通せぬ所であります、西海岸にピレオと云ふ川があり、こゝにピレオと云ふ村がありまして露西亞人が住んで居り、其邊の土民が漁をして往復して居る道でありまして、こゝに標木を置きました。さう云ふ風に標識をして尙ほそれを連ねて、十メートルの幅に總て森林を切抜いて一も木の無い所が造つてあります。之が即ち林空であります。

境界は前申す如くこの山河を横ぎつて五十度の緯線に準じて劃定されました。この地方は前申します如く、道は無論無く、古來斧を入れたことの無い所でありますが、この中央平原の所、東の方の山から西の方の山までの間七里もありませうかこの間は全く水平の地であります。それからこの東西は非常な險峻なる山地であります、それで此平原は境界よりして凡そ十二三里行つた所に、東の山と西の山とを連ねる川があります、ちよつと、こゝは且と云ふ

第四天測境界標より海岸に至る五十度緯線に準じ開堀せし溝



字を楷書で書いた様になつて居る、この分水嶺から幌内川が流れて居る。この分水嶺から北に向つてスインと云ふ川が流れて居ります、この川の下部は非常な緩斜面を有つてテルペニヤ灣に下ります、この川は非常なる緩なる流を有つて居る川であります、従てこの川の左右は非常なる沼地で、沼地と云ふと我々の觀念の沼と云ふものは水田の如きもので、土と水と混じて居る深い所と解釋して居る、又外國の人も佛蘭西のマルカレー、獨逸のツルベールと云ふ字は矢張りさう云ふ沼である。然るに露西亞ではツンドラと稱へる一つの變つた沼があります、沼地は水平地であるがこゝのは若干の高低がある、一間や二間の高低がある段階のある沼地であります、それはどう云ふものであるかと云ふと、この下は數百年前から苔が溜つて居る、此苔が中徑一メートルくらゐある大きい水苔であります、其苔が段々上へ上へと成長して而も下の方は朽ちて仕舞はないで残つて居つて、深さが一メートル以上ある、さう云ふ様に苔が密生して成長して、此の苔が毛細管引力によつて水を吸収して恰も海綿のやうであります、常時下の土に水を供給するから下の土がフツフ

ワになつて居るのみならず、矢張り此附近の道路が水を受けて柔かいもので、斯う云ふ所へ馬などに乗つて行くと、時々馬の兩足が沼に這入つて仕舞ふ。沼は斯う云ふものであるから上は乾いて眞青に苔が出て居ると云ふ有様である、さう云ふ工合な平原がある。

ツンドラ

それから山に這入ると山の中に非常な大木が成長して、さうして日光があたりぬ爲に同じく苔が生へて、深い所はツンドラと同じことで、馬の足が全く這入るとか、人間の膝まで這入ると云ふやうな有様の所でありませう。さうして樹木は非常に密生して居つて、中央貫線の道の西の方の山は總て檜松、蝦夷松の類が到る處非常に所繁茂して居ります。又中央平原の東の方は大體山には檜松、に落葉松を交へて非常な立派な大なる木が密生して居ります、木も大小種々ありますが大なるのは中徑が三尺乃至三尺五寸くらゐ小さいのは一尺乃至一尺五寸くらゐのが多うございます、さう云ふ非常な立派な木で、而もあの地方の木は、非常な眞直くなもので、まるで竹藪の如く木が生へて居る、眞直くな木が密生をして如何にも能く成長して居ります、其中多少は細いの

もありますが、澤山生へて非常な密林であるから、其中に小さなものが出来ても曾て日光に會ふことが出来ぬと云ふ有様である、木も速く日光を迎へたい意思がある如く、非常に速く成長する様で、それで細い木も非常に長く眞直になつて居る、先づ彼處の木は大きなのは四十メートルくらゐ即ち二十間くらゐ眞直くに出て居る、細いのも矢張り四十メートルくらゐ上に出て居る、さうやつて上の方が速く日光にあたると云ふ風に見えて居ります。兎に角さう云ふ風に非常な密度で、この邊の高い所に行きますと白楊樺が多うございませぬ、柳の類も多少生へて居ります、これが展望を遮ります樺の如きも高くはないが無論展望を遮るので何れも伐採せねば一も測量は出来ませぬ。又木を伐つたり種々の仕事をする人が持つて行く糧食等を運ぶにも道がありませぬから道を造らなければなりません、従て非常な困難を盡して居る、甚しいのは五十四度くらゐの傾斜の所がある、五十四度と云ふと自然に斯う云ふ所から砂を流して出来る所の斜面以上の傾斜でありますから、殆ど木に登る様に手と足を働かせなければ登ることが出来ない。そんな處は物を運ぶことが

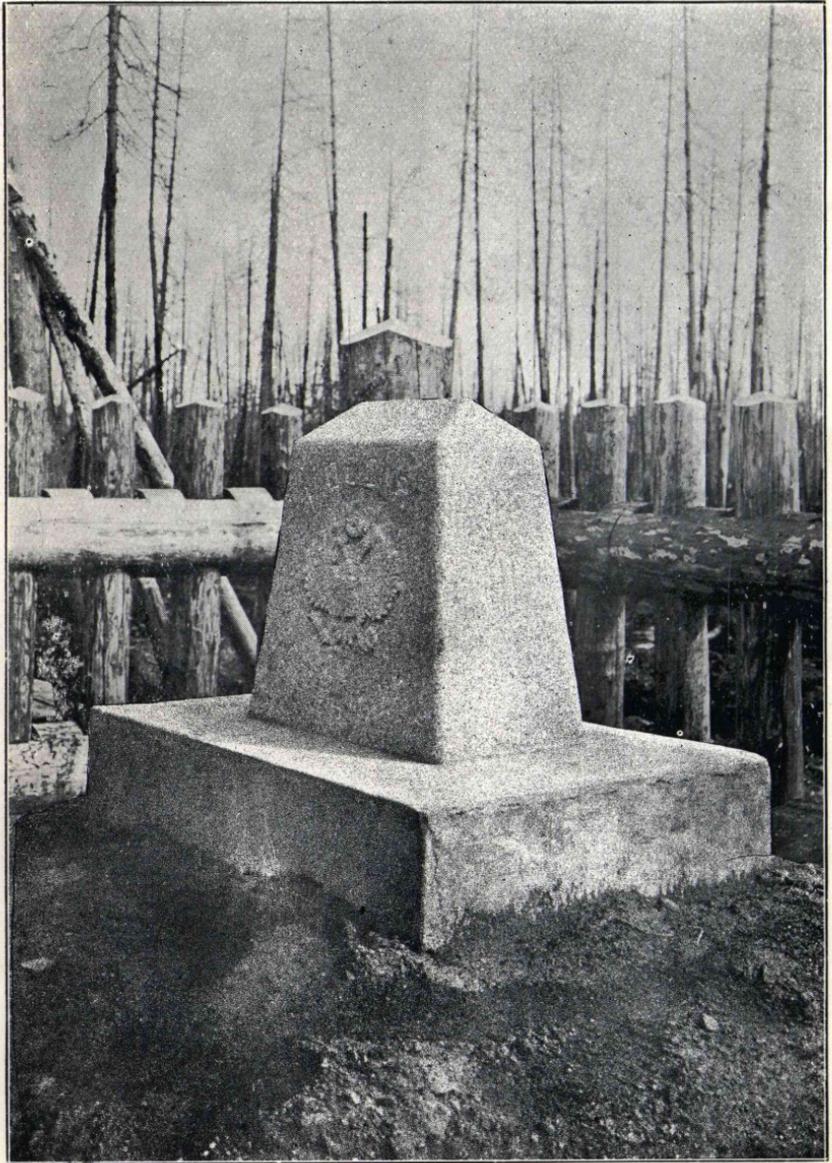
出来ないから道を開けなければならぬと云ふことで、非常に困難しましたのです。

## 標石

天文測量で定めた所は天測境界點と申して標石がございませ、地下に掘込んであつて、地表面から下迄が二メートル餘でありますから八尺も這入つて居ります、此地下はペトンで眞四角に幾層も中へ造り込んでありますが、此深さが今申す二メートル餘掘込んであつて、其一番下に一つのペトン層を置いて其上に石を置いてあります。ペトン層面に十字が切つてありまして、こゝが五十度の緯線の通過する點であります、斯う云ふ風に漆喰土臺の中へ簾込んで、是に土を入れ、敲いて其上に漆喰をやる、餘り石が小さうございませからペトンをやつて其上に立てゝあります、即ち其土か日本に向いた方は「大日本帝國境界」それから露西亞に向いた方即ち北面は「ロシアブルチャ」即ち露國國境と云ふとが書いてある、是は露西亞帝室の二つ頭の鷲の附いた紋、さうして日本の方は我が皇室の御紋章を刻するの許可を得て之を高彫りにしてあります、挿畫參照其横の方は天文測量をやつたのであるから、天第一號明治三十九

第三天測點に於ける境界標石南面（第四編二〇四頁參照）





第三天測點に於ける境界標石北面（第四編二〇四頁參照）

年「向ふは「アストロー」と云ふ標が附いて居ります、これが四個處に置いてあつて境界の基礎となつて居ります、それから中間の境界の標石は單に中間境界點と名けて前に申した山の上に置いた十七個のものであります、それは一メートル少し餘即ち三尺四五寸あるペトン層の上に嵌込んで、一號二號と番號が書いてあつて、日本に向いた方は第一號第二號乃至第十七號とあり、露西亞に向いた方は唯一二と云ふ數字が書いてあります。それから黒い四角なのは人の往復しさうもない所でありますが、日本に向ふてやつたものでありますから、露西亞でもやつたので、境界標が置いてある、裏は日本境界標、露西亞に向いた方は「ロシヤブルチャ」として是は木で造つてある、固より數年間經てば腐蝕して仕舞ふに相違ないが、元の目的はあの村に若干居る者が此境界が出來たが、どれが境界が彼等文盲の者には分りませぬ、こゝに來て見ると一面に山をズツと伐つてあるのが見えるけれども、却て平原の所は木の少い爲に何處か境界が分らぬから、一時柱でも建つて置いたならば、此處が境界だと云ふ習慣が付くだらうと云ふことで、臨時に此處が境界だと云ふことを布告する

代りに建てたものであります(編者曰挿圖第十一版國境線上各種記號は上述の各種境界標を示せるものなり)

天測の困難

境界はさう云ふ風にして出来て居りますが、此境界の形が今申す正しい緯線の形をして居らぬのであります、是は地表面の緯度を定めるには正しい緯度と人が想像して居る所の即ち赤道よりして北極地に至る九十度に亘り即ち正しく割つたと云ふことを頭に書いて見て、其書いた如く之を地球表面に正しく割當て、此處が五十度である、此處が何度であると云ふことを正しく寫すのは餘程むづかしい事業で、一部測量をやつて天文に依つて定めると云ふことは餘程むづかしいので、是は私が茲で細かに申上げる必要もありませぬが、元々星を當てに地球の表面に度を寫すので、今日の測量機械の測量上、一秒即ち三十メートル少し以上、十五六間と云ふ差が星を觀て測量して其點を地表に寫した結果に於て違があるると云ふことでは、殆ど天文家と言はれぬさうであります、それは私の所へ參つて居つた天文家の話を私が請賣りしたのであります、又今回露西亞と我國と一緒にやつて見ると如何にも一秒など、

云ふそんな大きな差は無論出ませぬ、こちらと向ふの差を見ると誠に僅なものでありますからして、實際測り得た價値は酷い差は無からうと思ふ、測つた所は確であると思ひます。

元々天空に輝ける彼の星と地球との關係を定めるのは何であるかと云ふと角度である、其角度を算用したるものは何であるかと云ふと水準即ち水平であります、水平と云ふことは他に何の關係も無ければ水平であるのでございませうが、總て物は引力を有つて居る、引力も亦其物の性質に依り其物のマツスに依つて違ふと云ふことで、今我々はこのコップに水を斯うやつて汲んで、この水が平だと心得る是は、我々の智力で斯う云ふ平な所であれば平だと思ふこともしらぬ、若し山でもあれば水が山の爲に引かれて傾いて居ると云ふこともありませう、今一つは地下が如何になつて居ると云ふことが分らない、こゝに水準器を置いて、地下の一方が非常な密質であると云ふことである、この方に餘計引かれる、こゝに出べき水泡がこゝに出る、こちらに水泡を寄せる爲めにこちらを上げる、これが水平だと思ふと傾ひて居る、これを星と見

て五十度に應ずる星ですから、さうすると斯くくに出て來なければならぬ、所がそうでないこと云ふことから地表面の五十度の點が事實五十度であるか四十九度何ぼのものであるか、是は點檢のしやうが無い、殊に亞米利加の先程申上げた境界は東の方にシユーパーオルと云ふ大きな湖水が紐育の北の方にある、それから少し北に行つた所にウーズと云ふ小さな湖水があります、それから起つてバンクーバーの灣の所まで一直線に加拿陀と合衆國の境界が出來て居る、あの距離が三十度ばかり八百英里ばかりあります、其八百英里の間に四十一ばかり天測點が定つて出來て居ります、是は丁度千八百七十年から七十四年まで四年間かかりました、此地方は交通の便は宜し、温度も稍々良好ですから終始働いて四年間掛つて四十一個の天測を行つて居る、其四十一個の天測を行つた結果はどんなものか、調べて見ましたが、甚しい斯う云ふ風な關係がある、山の關係でなしに地下の關係から引張られて、非常に曲て種々な形をして居る、一番酷いのは七百三十八呎から違つて居る。所が其當時から無論地下の感應、鉛直に影響する感應と云ふことを知つて居りました

たから成るだけ故障の無い所を選んでやりましたが斯くの如くくいちがい  
を生じました。是は地下の感應と云ふことに歸著して居る。其四十一から測  
つた中で、彼處は山があつたから寄つたと云ふ證明の出来るものは三分の一  
しかなくて、三分の二は地下の構造の爲の影響としか思はれぬと云ふ説明が  
してあります。

要するに天文の五十度の緯線を正確に一弧形に定める積りてやつたのが、  
さう云ふ風に定つて居らぬのであります。實際我々のやりましたのは、西岸か  
ら始めましたが、違ひの出来るのは前以て知つて居りますから、この天文で定  
めたものは、神聖侵すべからざるものときめました。神ならぬ我々が地下を  
掘つてその構造を見ることは、數多の費用と時日を要しますから出来ませぬ。  
亞米利加の境界を劃定した實驗に依ると、唯地下の構造に依つたと見なけれ  
ばならぬと云ふ様な關係があるから如何なる變化があらうとも其以上の研  
究は、到底數理を以て推すことは出来ない。山があつても違ひます。例へば富  
士山の緯度を測るに、北で測ると南の緯度が出る、南で測ると北の緯度が出る

國境線は理想  
的孤形に非ず

と云ふことを聞きましたが、さう云ふものは仕様がな、出たものを神聖なるものとし、之を動かさぬと云ふことにして規約を定めて測量をやりました。それから東に及んで見ると東岸の第一天測點と其西の第二天測點との連絡線が、完全に弧形をなすべきのに七十米突許り喰違ひました。仍て止むを得ず、喰ひ違ひなりに繋ぎ付けて露西亞の方に入り込ませました。或は日本の方に出たとも言はれる、併し他は皆大概正しい所にある様であります。この天測だけを、やつた時は分らなかつたけれども、この天測點を段々繋いで行つたら、無論この間は數多の山脈があつて且つ樹木があつては分らぬから、これから伐つて行つて兩方に合するかどうかと云ふことを心配しましたが、東から來たのと西から來たのとが終に喰違ひました。この西方日本でやつた方は好い工合に合ふたから、そこでこの點が露西亞の方に寄つて居ると云ふことが分りましたけれども、それは動かさぬと云ふことにしまして、其儘出來て居ります。詰り今言ふ様な理窟ですから天文で定めた點が、どれが五十度に合ふて居る、どの點が五十度に合ふて居らぬと云ふことは殆ど鑑定の付けやう

が無い、どれかに誤があるが、略々近いものだと思ふよりほかに仕方がない。それで若これを今日の数理のやり方でやれば、これだけのものを平均してそれを正しいと見るよりほかに、一局部に限られた作業として見るときは、これを平均したら正しいかと云ふと、近からうと云ふに過ぎぬので、五十度に相應せぬと云ふことがあります。のみならず若しこれを平均して置きますと、他日この境界が全く分らぬやうになつた時、探し出すに二重の手数をせなければならぬ、即ち斯う云ふものを測つてそれから平均を出さんければならぬ、のみならずさう云ふ場合に、これが皆取れて仕舞ふと何處にあつたか分らぬ、それを復二度目にやると二度目の境界は亦違つたものが出る、と云ふことが起る、非常な複雑であつて、一旦無くすと前の境界は殆ど見出すことが出来ぬと云ふ有様でありますから、前の天文測量で定めたものを正確としまして、それからそれを繋ぎ付けると云ふ風に約束して、あの線が出来たのであります。それから之を實行しました概要を御話しいたします。是は明治三十八年向ふから通知がありまして、彼は全く軍人ばかりで組織すると云ふことを申

## 日露委員の比較

して参りました當方では木を伐つたり物を運んだりすることは、寧ろ専門の杣夫とか人夫とか云ふ者が宜からうと云ふ考で、それらを五百人ばかり、それから天文測量の者、地形測量の者等を數多く連れて行きました。夫とて地形測量の者の頭となつて一部分の測量を遺憾なく實行し得る者が四名ばかり、天文測量の方も一部分を擔任して十分測量の出来る者が三名ばかり、それから其助手たる者を各々二名づゝ連れて行かれるくらゐの組織にして、地形で三四班、天文は二三班出來ると云ふことにして行きました。然るに向の委員はすべて軍人でやる流義で、將校が五名、天文測量の者が僅に一名、地形測量の者が二名と云ふことでございました、さうして力の方は兵と馬で、即ち木を伐つたり、道を造つたり、測量の助手、運搬と云ふものは、兵と馬でやることにしてありました。其後其組織の不便なことを感じましたから向ふの委員を増させて我委員と同じにさせて、昨年は雙方共同數の委員で仕事をしましたから大層都合が宜うございました。一昨年は之を一口に言ふと、向の方は木を伐り物を運ぶ力は日本より餘計で、其代り測量をやるとか天文をやるとか、技術

的の人は少いと云ふ有様でありましたのみならず地形から申すと實際能く分らなかつたけれども、此地に來て私の感じたのは西の方は非常な險阻な山の様に見えて、東の方は餘程大陸的の山の様な傾斜が緩の様に見える、それに向ふの委員長と話をして、之を二つに分けて、西の方は日本が擔任し、東の方は露西亞が擔任しやうと云ふことで、大體さう云ふ區分をしました、尙ほ東の方はあの通り長いから日本の方で技術を補助しやう、向ふの技術官を補助して天文地形等をやつて、此仕事をなし遂げると云ふことにしました。さうして同時にこゝで天文測量をやつて、此の天測點から東西に切つて出て、此兩海岸の天測點を定めやうと云ふので、天文測量に従事する者を出して、一昨年測量し始めました。然るに東方の海岸は非常に荒れる所であつて、屢々探險はやりましたが始終荒れ詰めて一寸とも船が著けられぬで、とう／＼東の方の測量が出来なかつた、昨年漸くにして天文測量をやりました。それはこゝは船が著かぬと云ふことであるから、西から陸行で東岸に出て來て測量しました、こゝ等は道が無いから手が著けられぬ、山の中の道の無い所を伐つてやりま

した。それが爲に天文測量に従事した者は、三日ほど糧食が絶えて、幸ひこの河に鮭が居るから其鮭を捕つて食料としたことがある。要するに中央平原の東の露西亞の作業は七十米突ばかり違が生じました、幸に日本の方は兩天測點は五十度の線に合つて居るので、其の間に僅か一間半ばかりの違で、この林空が十メートルあるから何の苦痛も感ぜず少し廣げただかりで出來上つたのであります。

是と同時に、今申した通り數多の測量班を有つて居りますから、海馬海豹兩島の測量をしました、ポーツマスの條約の精神は、こんな所の島を測量するのではなく、此境界の附近に島があつて、どちらに屬するか分らぬからと云ふ精神の様に見えるが、この邊を探險しやう、條約が既に定めて居るから皆やらうではないかと云ふことで、之に同意して探險しましたが、この附近に小さな岩があります、岩の上に松が生へて居て、ちよつと景色が宜い。島と稱するものはこの海馬島と海豹島との二つに過ぎませぬ、之を細かく測量して其明細書を作ると云ふことは條約の上に規定がありませんから、兩國の委員が協同して内

部の測量の片手間に測量したのであります、是等の書類は、此間交換をうけまして唯今政府へ出して仕舞つて、何も御目に掛けるものはありませんが、若干此處に書損の物がありませんして、書損と云つても何も違つたものでない、出來が汚いから露西亞の方で棄てたい云ふことで、反古にして書直しにしたものを持つて來ましたから後に御目に掛けます。

境界劃定の副作業として、昨四十年幌内川を通過しました、一昨年はこの地方は道がありませんで、アレキサンドルフスキに上陸し、これから四十五里許りの道を通つて國境に達しました、それがため非常な時間と金とを使つた、且つ露西亞の場所を金を使ふことは、如何にも残念に思ひましたから、昨年は到着早々探險をやりました、先づ船をやつて必要な物を後から取寄せると云ふ考へで探險をしました、可なり水深があつて十五六石の船は上つて來る、唯數百年來曾て舟楫を通したことの無い川で、只、土人が獨木舟で往來したところがあるに過ぎない、所々徑一メートル——三尺以上もある大木が縦横無盡に川の中に倒れて網の目の様に横つて居る、川幅も廣くなし、水深も浅いし而

も水が其間を通る爲に船が通じないと云ふ有様であります。之を去つて我船を通じさせるのは、僅か一年間の使用に過ぎないけれども、將來樺太の拓殖の上の一の大動脈たることを失はぬだらうと云ふことで、之を開くことにしました。それは幸ひ戦争に使つた火薬の不用物の處分に困つた物があつたから、それを持つて行つて、數多の地雷をやつて之を取除いて、今では全く境界まで十五六石の船が行くやうになりました。此川は川口から境界までの里數が、日本の七十里ばかりある。直徑は三十里足らずであります。非常に屈曲して流れて居る爲に七十里ばかりになります。其半分は七八噸の小蒸汽船が上ぼることが出来る、それから上は曳船で上がる、さうしますと曳船が十日ばかり小蒸汽船が二日ばかり、十二日で行ける、下がる時は日本の船が漕いで下がつて二日乃至三日ぐらゐで川口まで行かれます。

先づ境界の話はそんなことで措きまして、樺太を屢々通過いたしましたから、其模様を申上げませう、元々境界の劃定と云ふことが我々の仕事でありますから、我々の眼中他のことは何も置かず、頭に何も考へず、外の物に氣を付け



(照參頁六一二編四第) 路水の後破爆木流河イナロホ

て居ない、唯通過して見た所の有様を一寸御話しいたしませう。

樺太は全面積が四千五百方里ばかりありまして、五十度以南が二千一百方里、五十度以北が二千四百方里、(编者曰第一編の面積と異れり蓋し兩者とも精密なる測量なきため合致せざるなり)九州の二千三百方里より少し小さくあります。此樺太は三郡に分つて居りまして、アレキサンドル郡ツイモフ郡コルサコフ郡と云つて居る。ツイモフとコルサコフは、殆ど日本のものになつて、アレキサンドルは一部分日本に這入つて居る、古來この地方は五十五ヶ村ばかり小さな村が散在して居つて、戦争前には土民がアイヌとかトングスとか、オルトンとか、支那の韃靼附近に住んだ人民が混入して居る、それが四千ばかり、それから露西亞人がこの間に三萬五千ばかりも、這入つて居つたのであります。所が露西亞の人民と云ふのは、あの樺太と千島と交換せぬ前から既に千八百五十八年頃から段々重罪者を送り居つて、交換後全く重罪者を放つた爲に、今の三萬五千の人民の中で、軍隊若干と役人若干を除いた外は重罪囚である、だから強制的に此處に寄越された者であります、それから罪餘全く罪

人の名を取消さず、詰り罪狀が輕くなる様な理窟で土著することを許して、土地を遣つたり家屋を遣つたり、年々補助金を遣つたりして、之を開かせて、自由民となるまで、數多の階級を経てやつて居りました、其の三萬五千人の住民は、元より強制的に自分の意思に反して寄越されたのでありますから、戦争の時に我軍に於て、其本國に歸りたい者は還して遣る方針を執りました爲に、大概歸つた、其後露西亞の方でも無論自由民となつて、即ち罪人たる懲役の期の満ちた者は還すやうになりましたから大部分歸つた、今日は四千ばかり即ち戦争の前より十分の一くらいしか残つて居りませぬ。兵隊は元は澤山居つた、殊に巡查の代りをして居りましたが、是も今は減つて僅か四五百人くらいしか居りませぬ、それが、アレキサンドルフスキーと其附近に若干居るだけで巡查などは至つて少い。元、此處は收入も無い、租税の義務も無ければ人民は政府へ金を納めることが無くして、唯政府が人民に金を遣つて保護して居つたと云ふ有様で、其他總て交通が不十分であつて、土地が能く發達すると云ふ譯に行かない。巡查も政府が金の拂へぬ爲に遣らぬのか、要するに巡查の如

きもアレキサンドルフスキーマで四十五里ばかり四十何ぼと云ふ村に、一人居る所があり居らぬ所がある。其の村々の人民はどんな者かと云ふと、皆人殺しをしたとか放火をしたとか亂暴な者が多いので、十分な取締が出来ない戦争の時に歸つたのはどう云ふ者かと云ふと、永く此處に在つて財産が出来て相應に柔なくなつた者で、あとに残つたのは財産が無くて家へ歸つた所が飯が食へぬと云ふ様な者のみです。一口に言へば善い者が歸つて悪い者が残つた、さうして取締が不十分であるから盜賊横行の有様で、晝も大道を一人で通行することは非常な危険で、私の居る内に屢々人殺しがあつた有様で、私が此處を通過する時は、向ふから護衛兵を附けて、尙ほ通過する沿道に兵隊を配置して呉れる有様でありました。現に餘程困つて居ると云ふ状態は、私通過する道は四十五里もあつて、而も道が悪い爲めに四日も五日も泊つて行かんければならぬ、泊る所は村の村長の家で、政府から地方官に言つて、郡長が私に附いて居つて村長の家に泊る所が彼處の制度が村長以下は罪人、人殺しなどの改心した者が地方の選舉でなつて居るので、それで其村長の家に泊

つて聞いて見ると、矢張り人を殺したり、火を放けたり種々なことをやつた者で、それが改心して、今は妻子あり身分ある者である、それ等に聞くと、私共はどうか速く歸りたい、何分生命財産が危険で困ると言ふて居る。元々人の生命財産を自在にした者が、今は生命財産が危険で困ると自分て言ふ有様であるから、以て危険の程度を推測することが出来る。餘程大打撃を受けて非常に今は壊はれて居る状態であります、それに反して、日本に取つた方は匪徒が居りませぬ、この川口からピルカと云ふ所がありますが、其以南は取つた時分に數千の露西亞人が残つて居りましたが、段々立去つて一昨年暮には五百人くらゐ居りました。それは成るべく我國でも、性質の宜くない人種なのだから還したいと云ふので、還す方針を執つたけれども、我が政令の下に生活するのは、頗る安全であるから歸る必要は無いと云つて、土著に決した者が三四百人ある様子であります、現に我々境界劃定に參つた者がこの西海岸で能く逢ひました。

明治四十一年七月四日印刷  
明治四十一年七月七日發行  
明治四十一年八月五日再版

(樺太地誌與付)

定價金壹圓五拾錢

著者 東京地學協會

右代表者

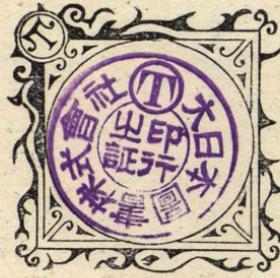
小林房太郎

發行  
刷行

兼者 東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地  
大日本圖書株式會社

右代表者

專務取締役 宮川保全



發賣所

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地

大日本圖書株式會社

大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷

大日本圖書株式會社支社

各府縣下特約販賣所

理學士 山上萬次郎 著

(第三卷 及 第四卷 近刊)

# 日本帝國政治地理

第二卷

定價金壹圓五拾錢  
郵税金 八 錢

第三卷

定價金壹圓八拾錢  
郵税金 拾貳錢

## 目 第一卷

緒論 第一篇、版圖 領土 第二篇、政治 國家の組織、天皇、政治機關、中央行政地方行政、臺灣の政治機關、帝國の諸機關官吏に關する法制 第三篇、立法

## 次 第二卷

第六篇、外交 外交の沿革、外政機關、條約國 第七篇、兵備 大元帥、軍人、兵役の義務、陸軍、海軍、軍事教育、列國軍備の比較 第八篇、財政 歲出入、租稅、官業、公債、財產、臺灣に於ける財政、富力、貨幣度量衡

紛糾錯綜變轉推移窮るところを知らざる人類生活の事實を蒐め、之が有機的徑路を攻究し、其真相を捉へて一見掌を指すが如くならしむるは、政治地理の任務なり。著者、其該博なる學識と深刻なる批評眼とによりて、國家の有機的發達の理法を尋究整調し、以て帝國現時の國勢を明示したるもの、即本書なり、苟くも帝國現時の國勢を知らんとするもの、其官吏たると實業家たると學者たると教育者たると議員たると新聞記者たるとを問はず、又内國人たると外國人たるとに論なく、本書を繙くにあらずんば、恐らくは思はざるの謬見に陥るべし。

前露清語  
學校々長

中野二郎

同校 講師 縣文夫 合譯

東亞同文會發行

露國大藏

省 編纂

# 滿洲通志

菊判美裝全一冊

定價金貳圓八拾錢

郵税金拾五錢

目 第一章、滿洲の歴史 第二、三章、滿洲の地理 第四章、滿洲の地質 第五章、滿洲の氣候及  
び動植物 第六章、滿洲の住民 第七章、滿洲の行政 第八章、滿洲の都會及び重要なる植民地

第九章、滿洲の道路 第十章、滿洲の物産 第十一章、鑛業 第十二章、工業 第十三章、滿洲  
の交通及び商業 第十五章、外國貿易 第十六章、結論

〔次 第一表、氣候 第二表、植物 第三表、動物 第四表、政治機關 第五表、地理 第六表、觀測  
第七表、生産 第八表、鐵道

本書は露國前大藏大臣ウヰッチ氏の監督編纂に係る露國の滿洲經營の大資料なり其内容に至りては各  
専門家の正確なる調査と緻密なる觀察とに成るもの筆を滿洲の歴史に起し滿洲の地理に及び地質、氣  
候 動植物、住民、行政、都會、殖民地、交通、物産、鑛業、工業、商業、貿易等あらゆる事項に亘り  
て詳論したれば一讀滿洲の實情掌を指すが如し、加ふるに幾多の調査統計を以て立證し詳細なる地圖  
によりて場所の觀念を確實ならしむ、凡て何れの職業を問はず滿洲の地に目的を有するものはまづ本  
書を繙いて其成否打算を商らざるべからず。

東京地學協會編	東京地學協會編	米國博士 田村 哲著	理學士 岡田 武松著	理學士 廣瀨 暉芳著	農學博士 麻生慶次郎 村松舜祐 共著	理學博士 今村 明恒著	理學士 石川 成章著	鳥居 龍 藏著	理學士 石川 成章著
◎地學	◎地學	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書
論叢	論叢	海象	氣象	實驗	土壤	地震	礦物	人類	地球
(第二輯)	(第一輯)	洋學	象學	礦物學	壤學	震學	物學	種學	發達史
(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)
近刊	定價金 六拾八錢	近刊	近刊	定價金 壹圓七拾錢	定價金 壹圓貳拾錢	定價金 壹圓貳拾錢	定價金 壹圓參拾錢	定價金 壹圓貳拾錢	定價金 六拾五錢



史部全圖  
書畫林式  
會編